

東日本大震災復興関連遺跡調査報告10

令和6年3月

福島県教育委員会

東日本大震災復興関連遺跡調査報告 10

序 文

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から本年 3 月で 13 年が経過します。復興が着実に進展する一方、原発事故で山積する複雑で多様な課題に対して、復興・創生を切れ目なく進めることを目指して、令和 4 年度から新しい福島県総合計画を策定し、様々な施策を進めているところです。

県一丸となった復興事業が加速化する中、県教育委員会においても、復興事業の円滑な推進と埋蔵文化財の適切な保護の両立を図るべく、被災地の状況を考慮しながら、関係機関との調整に当たっています。平成 24 年度以降、他自治体職員の派遣を頂きながら、県主体の復興事業に伴う埋蔵文化財調査や被災した市町村への調査支援を積極的に行ってきました。調査によって得られた成果は、令和 4 年度から 9 年間の指針である「第 7 次福島県総合教育計画」の中で打ち出された「人生 100 年時代を見通した多様な学びの場をつくる」ため、地域に根ざした文化財として保存・活用を進めています。

本県の復興はまだその途上にあり、中長期の体制で取り組まなければなりません。今後も、文化庁を始め関係機関等の御支援を頂きながら、適切な埋蔵文化財保護行政を進めてまいります。

本書は、令和 4 年度に実施した東日本大震災復興関連の分布調査、試掘・確認調査の成果をまとめたものです。本書が広く活用され、復興・再生事業の進展と「ふるさと」の歴史・文化の継承に役立てば幸いに存じます。

結びに、調査及び報告書作成に御指導と御協力を頂きました関係諸機関、関係各位に厚く御礼申し上げます。

令和 6 年 3 月

福島県教育委員会

教育長 大 沼 博 文

緒 言

- 1 本書は、令和4年度に実施した東日本大震災に伴う災害復興関連各事業予定地内の埋蔵文化財分布調査並びに周知の埋蔵文化財包蔵地及び遺跡推定地(試掘調査により遺跡の存否を確認する範囲)の試掘・確認調査、工事立会の報告書である。なお、過年度分の調査に関わる報告については、調査年次を明記して掲載した。
- 2 環境省が所管する中間貯蔵土壤貯蔵施設等建設事業に伴う埋蔵文化財調査については、令和2年度まで単独で業務報告書を刊行してきたが、令和3年度以降は本シリーズに収録している。
- 3 この調査は、福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)基金及び埋蔵文化財緊急調査費国庫補助を受けて福島県教育委員会が実施した。
- 4 福島県教育委員会は、下記の職員を配置して調査を実施した。










文化財課長	平山 茂樹	副課長兼専門文化財主査	木村 直之
専門文化財主査	柳田 克史	文化財主査	篠田 有希
文化財主査	横田 明(大阪府派遣)	文化財主査	岡部 睦美
文化財副主査	入倉 徳裕	文化財副主査	渡部 紀
文化財副主査	大栗 行貴	文化財主事	安藤 淳
- 5 本書は、福島県教育庁文化財課職員が執筆した。
- 6 調査にあたっては、地元地権者、行政区長をはじめ、下記の機関に協力をいただいた(順不同)。
南相馬市教育委員会、飯館村教育委員会、浪江町教育委員会、双葉町教育委員会、大熊町教育委員会、富岡町教育委員会、楢葉町教育委員会、広野町教育委員会、葛尾村教育委員会、川内村教育委員会、田村市教育委員会、南相馬市(公有財産管理課)、浪江町(農林水産課)、葛尾村(地域振興課)、福島県土木部(相双建設事務所、富岡土木事務所)、福島県農林水産部(相双農林事務所、県中農林事務所)、公益財団法人福島県文化振興財団、福島送電株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、株式会社野馬追サステナジー、東日本高速道路株式会社東北支社いわき工事事務所、文化庁、環境省福島地方環境事務所
- 7 試掘・確認調査に係る面積については、復興事業計画の変更や調査結果による遺跡範囲の変更増補等の事由によって増減したものがある。また、既報告分についても再計測を実施して必要な訂正を行った。
- 8 本書に使用した遺跡の調査記録及び出土資料は、福島県教育委員会が保管している。

用 例

1 本書における用例は、次のとおりである。

- (1) 遺跡及び遺跡推定地の位置図は、国土交通省国土地理院発行縮尺1/25,000及び1/50,000の地形図を複製したものを使用している。ただし、一部は各市町村及び事業主体が作成した1/2,000、1/2,500地形図を使用している。
- (2) トレンチ配置図は、基本的に各市町村及び事業主体作成の縮尺1/2,000、2,500地形図を使用した。

2 本書第1章～第3章における遺跡、遺跡推定地及びトレンチ配置の用例は次のとおりである。

- (1) : 分布調査の結果、試掘・確認調査を要すると判断した遺跡、遺跡推定地の範囲
- (2) : 周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲
- (3) : 遺跡推定地の範囲
- (4) : 令和4年度に調査を実施した範囲
- (5) : 保存協議を要すると判断した範囲
- (6) : 遺構又は遺物を確認したトレンチ
- (7) : 遺構又は遺物を確認しなかったトレンチ
- (8) : 事業予定範囲(令和5年3月時点)
- (9) : 未調査範囲

3 遺跡推定地の名称は便宜上アルファベットの「B」と算用数字を組合せて表記するが、試掘・確認調査によって遺跡であることが確定すれば所在地の字名や地名をとり、新たに遺跡名称を付している。

4 各遺跡の呼び方は、『日本地名大辞典7福島県』(角川書店)収録の「小字一覧」にならったが、通称が定着しているときは、それに従った。

5 遺構図の用例は、次のとおりである。

- (1) 平面図の縮尺は、基本的に各種図のスケール右側に記した。
- (2) 図中の方位は、国土地理院発行の地形図を使用したものは真北、各市町村等が作成した地形図は方位眼北を示す。トレンチ平面図中の方位は、現地測定した磁北を真北に補正した方向を示す(相双地区における磁北は真北に対し7°10′西偏)。

6 本書で使用した略号は、次のとおりである。

T: トレンチ、L: 遺構外堆積土、F: 遺構内堆積土、SD: 溝、S1: 堅穴住居、SK: 土坑、SX: 性格不明遺構、P: 柱穴・小穴、MSC-YMS: 南相馬市山下地区、MSC-TG: 南相馬市鶴谷地区、MSC-HO: 南相馬市広野小高線、MSC-TK: 南相馬市榎窪地区、MSC-ODH: 南相馬市小高北部地区、MSC-SK: 南相馬市原町川俣線(下高平工区)、IT-SS: 飯館村佐須地区、IT-KIT: 飯館村上飯種地区、IT-YG: 飯館村野馬道の里風発電電線(八木沢地区)、NE-UD: 浪江町請戸地区、NE-NMK: 浪江町浪江三春線(小出谷工区)、NE-NM: 浪江町浪江南地区、NE-NK: 浪江町浪江熊島線、NE-KO: 浪江町幾世橋小高線、FB-SHT: 双葉町下羽島地区、FB-IN: 双葉町井出長塚線、OK-HO: 大塚町広野小高線、TM-HO: 富岡町広野小高線、HN-KG: 広野町広野地区(亀ヶ崎工区)、KO-SKO: 葛尾村葛尾地区(下葛尾工区)

目 次

序 章 調査の概要	1
第1節 調査に至る経緯	1
第2節 調査体制	2
第3節 調査方法	3
第1章 分布調査	7
第1節 概 要	7
第2節 農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備）	7
1 南相馬市山下地区	7
2 南相馬市鶴谷地区	9
3 飯館村佐須地区	10
4 飯館村上飯種地区	12
5 浪江町請戸地区	13
6 双葉町両竹地区	14
7 双葉町下羽鳥地区	15
8 広野町広野地区（亀ヶ崎工区）	16
第3節 一般県道広野小高線整備事業	17
1 南相馬市浦尻工区	17
2 大熊町・富岡町熊川工区	20
第4節 主要地方道浪江三春線整備事業	25
1 浪江町・葛尾村小出谷工区	25
第5節 一般県道井出長塚線整備事業	27
1 双葉町山間部工区	27
第6節 常磐自動車道整備事業	28
1 広野町上田郡地区切土のり面	28
第2章 試掘・確認調査	29
第1節 概 要	29
第2節 農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備）	30
1 南相馬市柳窪地区	31
2 南相馬市山下地区	33
3 南相馬市高平中部地区	35
(1) 天神谷地遺跡 (2) 竹下遺跡 (3) 上北高平西谷地遺跡 (4) 太鼓田A遺跡	
4 南相馬市太田地区	40
5 南相馬市矢川原地区	41
6 南相馬市小高北部地区	43
7 南相馬市井田川地区	44
(1) 今宮遺跡・MSC-TK, B1	
(1) 北山下遺跡 (2) MSC-YMS, B5	
(1) 八重畑遺跡	
(1) 岩下遺跡 (2) 野馬土手	
(1) MSC-004L B3 (2) MSC-004L B5	
(1) 北新田塩田跡	

8	飯館村佐須地区	46	
	(1) IT-SS, B1 (2) IT-SS, B2 (3) IT-SS, B3 (4) IT-SS, B4 (5) IT-SS, B5 (6) IT-SS, B6		
9	飯館村上飯樋地区	51	
	(1) 大火遺跡・IT-KIT, B1 (2) IT-KIT, B3 (3) IT-KIT, B4		
10	浪江町浪江南地区	54	(1) NE-XL, B4
11	浪江町講戸地区	55	(1) NE-UD, B1
12	広野町広野地区(亀ヶ崎工区)	57	(1) 上ノ原遺跡・HN-KG, B4
13	葛尾村葛尾地区(下葛尾工区)	62	(1) 北平D遺跡・KO-SKO, B3
第3節	主要地方道原町川俣線整備事業	63	
1	南相馬市下高平工区	64	(1) MSC-SK, B3
第4節	一般県道広野小高線整備事業	65	
1	南相馬市浦尻工区	65	
	(1) 北原貝塚 (2) MSC-HO, B7 (3) MSC-HO, B8 (中林崎B遺跡) (4) MSC-HO, B9		
2	大熊町熊川工区	71	(1) OK-HO, B1
第5節	一般県道浪江鹿島線整備事業	72	
1	浪江町西台工区	72	(1) NE-NK, B1 (谷地遺跡)
第6節	一般県道幾世橋小高線整備事業	76	
1	浪江町北幾世橋工区	76	
	(1) NE-KO, B1 (2) 鹿屋敷遺跡・NE-KO, B2 (3) 槇畑遺跡		
第7節	主要地方道浪江三春線整備事業	79	
1	浪江町小出谷工区	79	(1) NE-AMK, B1
第8節	一般県道井出長塚線整備事業	80	
1	双葉町復興シンボル軸	80	(1) FB-SHT, B3
第9節	常磐自動車道整備事業	82	
1	広野町上田郷地区切土のり面	82	(1) 上田郷VI遺跡
第10節	野馬追の里風力発電事業	84	
1	飯館村送電線路(八木沢地区)	84	(1) IT-YG, B1
第11節	中間貯蔵土壌貯蔵施設等(中間貯蔵施設)建設事業	85	
1	双葉町双葉1工区	85	(1) 西原C遺跡
第3章	工事立会	87	
第1節	令和4年度実施の工事立会	87	
第2節	工事立会で確認した遺構・遺物	88	
1	八重草遺跡	88	
2	下木戸遺跡	89	
3	鹿島原遺跡	95	
4	馬場D遺跡	98	

第4章 ま と め	99
-----------	----

第1節 分布調査	99
第2節 試掘・確認調査	99
第3節 工事立会	99
第4節 新規登録・範囲変更した遺跡	99
1 南相馬市の遺跡	100
2 浪江町の遺跡	100
3 双葉町の遺跡	101

写真図版	103
------	-----

挿図・表・写真図版目次

[挿図]

図1 福島県内各市町村位置図	1	図34 八重畑遺跡のトレンチ配置	40
図2 令和4年度実施の復興事業(富岡町以北)	4	図35 岩下遺跡・野馬土手のトレンチ配置	42
図3 令和4年度実施の復興事業(富岡町以南)	5	図36 MSC-0H-B3のトレンチ配置	43
図4 山下地区の遺跡・遺跡推定地	8	図37 MSC-0H-B5のトレンチ配置	44
図5 鶴谷地区の遺跡・遺跡推定地(1)	9	図38 北新田塩田跡のトレンチ配置	45
図6 鶴谷地区の遺跡・遺跡推定地(2)	9	図39 IT-SS-B1・B2・B3・B5のトレンチ配置	47
図7 依須地区の遺跡・遺跡推定地(1)	10	図40 IT-SS-B4のトレンチ配置	49
図8 依須地区の遺跡・遺跡推定地(2)	11	図41 IT-SS-B6のトレンチ配置	50
図9 上原緑地区の遺跡・遺跡推定地	12	図42 大久遺跡・IT-KIT-B1のトレンチ配置	51
図10 旗戸地区の遺跡・遺跡推定地	13	図43 IT-KIT-B3・B4のトレンチ配置	53
図11 両竹地区の遺跡	14	図44 NE-NR-B4のトレンチ配置	54
図12 下明島地区の遺跡・遺跡推定地	15	図45 NE-UD-B1のトレンチ配置	56
図13 広野地区の遺跡・遺跡推定地	16	図46 上ノ原遺跡・HK-KO-B4のトレンチ配置	57
図14 上ノ原遺跡集積遺物	16	図47 上ノ原遺跡出土遺物(1)	59
図15 浦尻工区の遺跡・遺跡推定地(1)	18	図48 上ノ原遺跡出土遺物(2)	60
図16 浦尻工区の遺跡・遺跡推定地(2)	19	図49 上ノ原遺跡出土遺物(3)	61
図17 熊川工区全体図	20	図50 上ノ原遺跡出土遺物(4)	62
図18 熊川工区熊川地内の遺跡・遺跡推定地	21	図51 北平D遺跡・KO-SKO-B3のトレンチ配置	63
図19 TH-HO-B14の状況	21	図52 MSC-SK-B3のトレンチ配置	64
図20 熊川工区小良ヶ浜地内の遺跡・遺跡推定地(1)	22	図53 北原良塚・MSC-HO-B7・B8(中林崎B遺跡)のトレンチ配置	66
図21 熊川工区小良ヶ浜地内の遺跡・遺跡推定地(2)	23	図54 MSC-HO-B7・B8(中林崎B遺跡)の出土遺物	67
図22 熊川工区小良ヶ浜地内の遺跡・遺跡推定地(3)	24	図55 MSC-HO-B8(中林崎B遺跡)の出土遺物	69
図23 小出谷工区の遺跡・遺跡推定地(1)	25	図56 MSC-HO-B9のトレンチ配置と地質調査地点(●印)	70
図24 小出谷工区の遺跡・遺跡推定地(2)	26	図57 MSC-HO-B4の地質調査地点(●印)	70
図25 山間部工区の遺跡・遺跡推定地(1)	27	図58 OK-HO-B1のトレンチ配置	71
図26 山間部工区の遺跡・遺跡推定地(2)	28	図59 NE-NK-B1(谷地遺跡)のトレンチ配置	73
図27 上田郷地区切土のり面の遺跡	28	図60 NE-NK-B1(谷地遺跡)の出土遺物・土層	73
図28 今宮遺跡・MSC-TK-B1のトレンチ配置	32	図61 NE-NK-B1(谷地遺跡)の出土遺物	75
図29 北山下遺跡・MSC-NK-B5のトレンチ配置	34	図62 NE-KO-B1のトレンチ配置	76
図30 天神谷地遺跡のトレンチ配置	36	図63 榎原遺跡・豊原敷遺跡・NE-KO-B2のトレンチ配置	78
図31 竹下遺跡のトレンチ配置	37	図64 NE-NK-B1のトレンチ配置	80
図32 上北高平西谷地遺跡のトレンチ配置	38	図65 FB-SHF-B3のトレンチ配置	81
図33 太鼓田A遺跡のトレンチ配置	39	図66 上田郷VI遺跡のトレンチ配置	83

図67 IT-Y6 B1のトレンチ配置	85	図76 中間貯蔵施設区域内遺物採集地点	96
図68 西原C遺跡のトレンチ配置	86	図77 鹿島原遺跡採集遺物(1)	97
図69 八重草遺跡出土石包丁	89	図78 鹿島原遺跡採集遺物(2)・馬場D遺跡採集遺物	98
図70 下木戸遺跡立会範圍と土層	90	図79 中林崎B遺跡の範圍	100
図71 下木戸遺跡出土遺物(1)	92	図80 谷地遺跡の範圍	100
図72 下木戸遺跡出土遺物(2)	93	図81 沼ノ沢遺跡の範圍	101
図73 下木戸遺跡出土遺物(3)	94	図82 西原C遺跡の範圍	101
図74 下木戸遺跡出土遺物(4)	95	図83 陣場沢A遺跡の範圍	102
図75 鹿島原遺跡の埋	95		

[表]

表1 福島県における自治体派遣等職員数一覧	2	表17 主要地方道原町川保線整備事業に係る試掘・確認調査一覧	63
表2 令和4年度の復興事業に係る分布調査一覧	7	表18 一般県道広野小高線整備事業に係る試掘・確認調査一覧	65
表3 山下地区の遺跡・遺跡推定地一覧	8	表19 MSC-H0 B8(中林崎B遺跡)のトレンチ一覧	68
表4 鶴谷地区の遺跡・遺跡推定地一覧	9	表20 一般県道浪江鹿島線整備事業に係る試掘・確認調査一覧	72
表5 佐須地区の遺跡推定地一覧	11	表21 NE-NK B1(谷地遺跡)のトレンチ一覧	74
表6 舘戸地区の遺跡・遺跡推定地一覧	14	表22 一般県道幾世橋小高線整備事業に係る試掘・確認調査一覧	76
表7 下羽鳥地区の遺跡推定地一覧	15	表23 主要地方道浪江三春線整備事業に係る試掘・確認調査一覧	79
表8 広野地区の遺跡・遺跡推定地一覧	17	表24 一般県道井出長埋線整備事業に係る試掘・確認調査一覧	80
表9 浦尻工区の遺跡・遺跡推定地一覧	17	表25 常磐自動車道整備事業に係る試掘・確認調査一覧	82
表10 煎川工区の遺跡推定地一覧	20	表26 野馬渡の重風力発電事業に係る試掘・確認調査一覧	84
表11 小出谷工区の遺跡推定地一覧	25	表27 中間貯蔵土壌貯蔵施設等(中間貯蔵施設)建設事業に係る試掘・確認調査一覧	85
表12 山間部工区の遺跡・遺跡推定地一覧	27	表28 令和4年度工事立会結果一覧(1)	87
表13 上田郷地区切土のり面の遺跡一覧	28	表29 令和4年度工事立会結果一覧(2)	88
表14 令和4年度の復興事業に係る試掘・確認調査一覧	29	表30 令和4年度埋蔵文化財包蔵地新規登録・範圍変更一覧	99
表15 鹿山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備)に係る試掘・確認調査一覧(1)	30		
表16 鹿山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備)に係る試掘・確認調査一覧(2)	31		

[写真図版]

1 広野小高線 TM-H0 B14	105	13 上ノ原遺跡試掘・確認調査出土遺物(4)	113
2 井田川地区 北新田塩田跡	105	14 上ノ原遺跡試掘・確認調査出土遺物(5)	114
3 広野地区(亀ヶ崎工区) 上ノ原遺跡	106	15 MSC-H0 B7・B8(中林崎B遺跡)・跡出土遺物	115
4 広野小高線 MSC-H0 B8(中林崎B遺跡)	106	16 NE-NK B1(谷地遺跡)出土遺物	116
5 浪江鹿島線 NE-NK B1(谷地遺跡)(1)	107	17 下木戸遺跡出土遺物(1)	117
6 浪江鹿島線 NE-NK B1(谷地遺跡)(2)	108	18 下木戸遺跡出土遺物(2)	118
7 北移地区 下木戸遺跡	108	19 下木戸遺跡出土遺物(3)	119
8 中間貯蔵施設 鹿島原遺跡	108	20 下木戸遺跡出土遺物(4)	120
9 上ノ原遺跡分布調査採集遺物	109	21 八重草遺跡出土石包丁	120
10 上ノ原遺跡試掘・確認調査出土遺物(1)	110	22 鹿島原遺跡採集遺物	121
11 上ノ原遺跡試掘・確認調査出土遺物(2)	111	23 馬場D遺跡採集遺物	122
12 上ノ原遺跡試掘・確認調査出土遺物(3)	112		

序章 調査の概要

第1節 調査に至る経緯

平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、福島県浜通り地方の市町村では、津波のほか東京電力福島第一原子力発電所事故の影響で未曾有の被害となった。このような状況を受け、各地で大規模かつ一斉に復興事業へ着手する状況が考えられたことから、震災後の当該事業に伴う埋蔵文化財の取扱いにおいては、復興事業の円滑な推進と埋蔵文化財の適切な保護との両立を図ることが急務となった。

発災の翌月には、文化庁から埋蔵文化財について弾力的な取扱いを求める通知（平成23年4月28日付け庁財第61号）が、翌年度には本格化した復興事業に対応するための留意点に係る通知（平成24年4月17日付け庁財第65号）などが発出された。

上記の文化庁通知を受け、福島県教育委員会では、県内各市町村教育委員会及び主な関係機関へ、復旧復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて通知した（平成24年6月1日付け24教文第65号）。この中で、現状回復を行う場合は原則として本発掘調査を要しないこと、新たな施設設備を行う場合は掘削及び土工事範囲のみ本発掘調査を行うことなどを柱とした取扱い方針を示した。

福島県教育委員会は、復興事業の増加に応じて、平成24年度から文化庁へ地方自治法第252条の17第1項の規定に基づく専門職員の派遣を依頼した。さらには、財団法人福島県文化振興財団（現公益財団法人福島県文化振興財団、平成26年4月から改称。以下「県文化振興財団」という。）からの出向職員、福島県立博物館、県内市町村教育委員会の協力を得るとともに、福島県でも専門職員の採用を行い、調査体制を整えた。

以上のような方針と体制で、被災した浜通り地方の市町村を中心に、埋蔵文化財の分布調査及び試掘・確認調査を実施した。この調査結果は、『東日本大震災復興関連遺跡調査報告』と題してシリーズ化し、令和5年3月までに9冊を刊行した。

令和4年度は、南相馬市、田村市、飯館村、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、葛尾村、川内村において、農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備）、県道整備事業等に伴う分布調査、試掘・確認調査及び工事立会を実施した。



図1 福島県内市町村位置図

第2節 調査体制

福島県教育委員会では、発災直後に、県内市町村教育委員会へ復旧工事に係る埋蔵文化財の当面の取扱いについて（平成23年3月24日付け22教文第1083号）、及び県内の埋蔵文化財包蔵地（以下「遺跡」という。）内の放射線軽減措置（除染作業）への対応指針（平成23年9月29日付け23教文第605号）を示すとともに、関係諸機関から復旧、復興事業に関する情報収集を行った。

平成24年度には、復興に向けた産業、生活基盤（インフラ）整備と復興支援事業（道路整備など）が本格的に始動した。福島県教育委員会では、早期復興のための大規模事業の急速な展開に対応することの重要性から、県が行う復興事業に伴う分布調査及び試掘・確認調査を、文化財課（以下「当課」という。）の専門職員が行う体制づくりを進めることとした。さらに、文化庁へ専門職員の派遣を依頼し、全国からの専門職員の派遣と県文化振興財団の出向職員を得るとともに、県内の市町村教育委員会からも随時協力を得て調査体制の強化を図った。その際、関係各位の協力により、県有施設内や南相馬市教育委員会及びいわき市教育委員会の埋蔵文化財関連施設の一部を利用して、執務や整理作業等を行った。

平成25年度は、福島市内を拠点とした「文化財課復興チーム」をつくり、全国からの派遣専門職員、県文化振興財団からの出向職員のほか、福島県立博物館、県内市町村教育委員会の協力を得て、分布調査及び試掘・確認調査を実施した。

表1 福島県における自治法派遣等職員数一覧

	当課職員		自治法派遣職員		県内市町村教育委員会		福島県立博物館		県文化振興財団	
	人数	形態	人数	形態	人数	形態	人数	形態	人数	形態
平成24年度	5名	専任1名、その他随時	5名	通年：兵庫県 10～3月：青森県、長野県、京都府、さいたま市	4名	随時	0名		0名	
平成25年度	4名	専任	12名	通年：茨城県、長野県、京都府、福岡県、兵庫県、沖縄県、さいたま市 4か月毎各1名：富山県 4～10月：和歌山県 12～3月：高知県	13名	随時	-	随時	2名	通年
平成26年度	7名	本庁2名、渡利分室3名（内新採用1名）、駐在2名	6名	通年：茨城県、高知県、福岡県、沖縄県、京都府、さいたま市	0名		0名		1名	通年
平成27年度	7名	本庁2名、自治会館3名、駐在2名	7名	通年：埼玉県、愛知県、長崎県 4～9月：鳥取県 11月：香川県 12月：青森県 1～2月：熊本県	0名		0名		2名	通年
平成28年度	5名	本庁2名、駐在3名（内新採用1名）	5名	通年：北海道、山梨県、愛知県、鳥取県、神戸市	0名		2名	短期	1名	通年
平成29年度	5名	本庁2名、駐在3名	7名	通年：青森県、埼玉県、静岡県、兵庫県、神戸市 半年毎各1名：新潟県	0名		0名		1名	通年
平成30年度	5名	本庁2名、駐在3名	3名	通年：青森県、岩手県、新潟県	0名		0名		2名	通年
平成31・令和元年度	7名	本庁2名、駐在5名（内新採用2名）	2名	通年：岩手県、新潟県	0名		0名		2名	通年
令和2年度	7名	本庁2名、駐在5名（内新採用1名）	0名	-	0名		0名		1名	通年
令和3年度	8名	本庁2名、駐在6名（内新採用1名）	0名	-	0名		0名		0名	
令和4年度	8名	本庁2名、駐在6名	1名	4～12月：大阪府	0名		0名		0名	

平成26、27年度は、復興事業の進展に即応するため、調整担当と調査担当に改めて組織した。調整担当は当課職員3名で構成し、平成26年度は福島市内の県有施設、平成27年度は福島市内の福島県自治会館を拠点とした。調査担当は当課職員及び全国からの派遣専門職員、県文化振興財団出向職員とで構成し、「文化財課南相馬市駐在」として南相馬市を拠点とした。

平成28年度からは両者を統合し、「文化財課南相馬市駐在」として業務に当たっている。

なお、25年度以降、派遣専門職員の中から南相馬市教育委員会へ通年で支援を実施していたが、事業量の変化に伴い、平成30年度上半期までの実施とした。

第3節 調査方法

福島県教育委員会では、復興事業の円滑な推進と埋蔵文化財の適切な保護との両立を図るため、分布調査及び試掘・確認調査の実施にあたり、次の2点に主眼を置いた。

- 1 復興事業では分布調査を可能な限り速やかに実施し、埋蔵文化財の所在、内容を把握し、開発事業計画が周知の埋蔵文化財包蔵地を対象とすることを可能な限り回避するよう、調整に努める。
- 2 復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いを判断する際は、当該地や周辺地における既存データ（分布調査、本発掘調査の結果など）を活用する。試掘・確認調査の実施は、既存データがない場合及び本発掘調査に係る作業量を積算する場合に限ることとする。

分布調査は、過去の調査事例の有無や調査報告書を確認した後、埋蔵文化財専門職員が事業対象地を現地踏査することにより行った。遺物を採集したときは、遺物カードに必要なデータを記入した。なお、除染により表土が除去された土地などは、汚染土とともに遺物を除去してしまった可能性があるため、地形による判断を積極的に実施した。

試掘・確認調査は、基本的に2×10mのトレンチを設定して実施した。土地の利用や地形、地中の状況により、随時、トレンチ規模を変更した。トレンチの掘削は、現表土の除去は重機を用い、遺構検出作業は人力により行った。出土遺物は、層位ごとに取り上げた。遺構の内容をより正確に把握するために、必要に応じてトレンチ内の遺構の掘り込みを行った。耕作地における調査では、その後の作付けへの影響を最小限にするため、掘削の際は表土と下層土を分別して掘り上げ、調査終了後は最初下層土を戻して機械転圧を行った後、表土を戻す作業を行った。

トレンチ調査の記録は、トレンチカード・トレンチ一覧（カード）への記入及び写真撮影により行った。トレンチ一覧には、全トレンチの基本データ（トレンチの大きさ、方位、深さ、基本土層等）を記入した。遺構が検出された場合にはトレンチカードを用い、遺構の検出状況や規模、種別、数、掘り込みを行った際の状況、出土遺物の種別、出土状況、遺構の平面図、断面図、所見等を記載した。土層の記載方法は、遺構外堆積土は表土から下位へLⅠ、LⅡ…、遺構内堆積土は検出面から下位へ①1、②2…の記号により分層し、各土層の特徴を記録した。写真は、カラーデジタルカメラを使用した。

調査記録・出土資料などは『出土品の取扱い基準』（福島県教育委員会、平成12年4月）に則って整理し、報告書刊行後、福島県文化財センター白河館に収蔵する予定である。

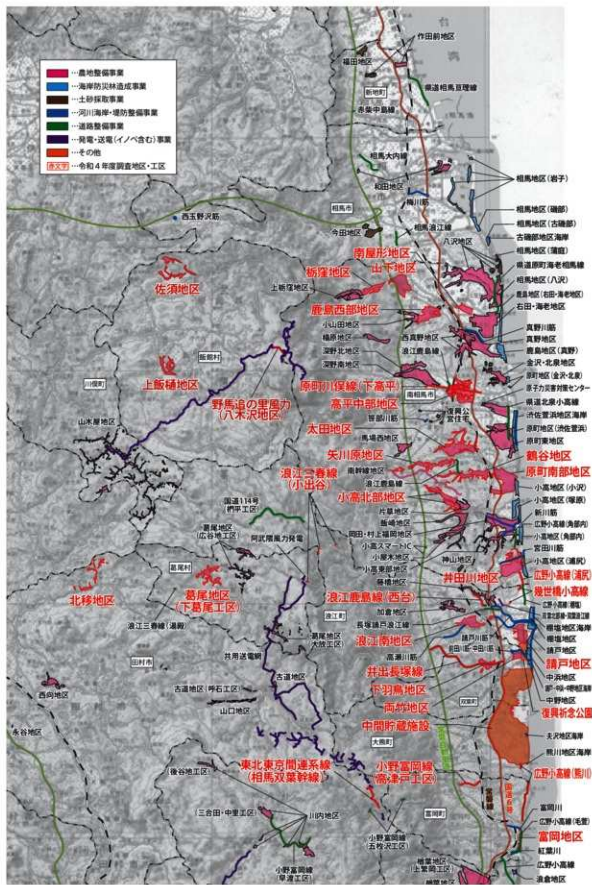


図2 令和4年度実施の復興事業(富岡町以北)

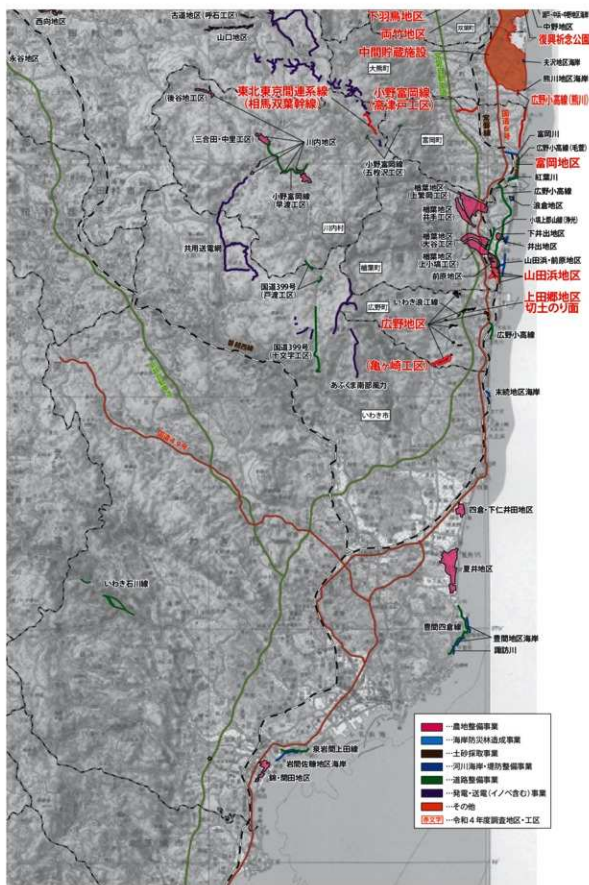


図3 令和4年度実施の復興事業(富岡町以南)

第1章 分布調査

第1節 概要

令和4年度の分布調査は、農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備）、一般県道広野小高線整備事業、主要地方道浪江三春線整備事業、一般県道井出長塚線整備事業、常磐自動車道整備事業の5事業、合計3,789,585㎡について実施した。

表2 令和4年度の復興事業に係る分布調査一覧

事業名	地区名	市町村	分布調査面積 (㎡)	試験・確認調査必要面積 (㎡)	遺跡数 (箇所)	遺跡推定地数 (箇所)
農山村地域復興基盤総合整備事業	山下地区	南相馬市	1,200,000	499,600	1	5
	鶴谷地区	南相馬市	2,600	2,292	1	2
	佐酒地区	相馬郡飯沼村	126,970	9,511	0	2
	上飯塚地区	相馬郡飯沼村	12,080	0	0	0
	源戸地区	双葉郡浪江町	1,420,000	192,000	2	1
	関竹地区	双葉郡双葉町	330,000	0	0	0
	下羽島地区	双葉郡双葉町	450,000	178,110	0	4
	広野地区 (島ヶ崎工区)	双葉郡広野町	1,100	400	1	1
一般県道広野小高線整備事業	源尻工区	南相馬市	80,000	14,060	3	4
	興川工区	双葉郡大原町	11,600	1,500	0	1
主要地方道浪江三春線整備事業	小出谷工区	双葉郡浪江町	43,160	1,800	0	1
		双葉郡長尾村				
一般県道井出長塚線整備事業	山間部工区	双葉郡双葉町	33,800	10,360	2	3
常磐自動車道整備事業	上田郷地区切上のり面	双葉郡広野町	8,955	4,410	1	0
農山村地域復興基盤総合整備事業		計	3,542,750	881,413	5	15
一般県道広野小高線整備事業		計	160,920	45,030	3	19
主要地方道浪江三春線整備事業		計	43,160	1,800	0	1
一般県道井出長塚線整備事業		計	33,800	10,360	2	3
常磐自動車道整備事業		計	8,955	4,410	1	0
		総計	3,789,585	943,013	11	38

第2節 農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備）

本事業は福島県農林水産部の所管で、津波被災農地の再整備に加え、東京電力第一原子力発電所事故発生以来作付けを休止したため荒廃が進んだ農地を再整備することにより、住民の帰還を促進する事業である。相双農林事務所管内で8地区、合計3,542,750㎡を対象に分布調査を実施した。

1 南相馬市山下地区（図4、表3）

山下地区は、JR常磐線鹿島駅の北西5～6km、^{まのかわ}真野川が山間から平野部に流れ出、流路を大きく南東に変える湾曲部の右岸に位置している。地区のほとんどは谷底平野であるが、東部は真野川の旧流路によって大きく浸食されている。また、西部は西方の丘陵から延びる微高地が小河川で分割された状況が窺え、北部は自然堤防が形成されていた可能性がある。地区の北西部には、周知の埋蔵文化財包蔵地である北山下遺跡が所在し、常磐自動車道建設に伴う発掘調査で、縄文時代・平安時代の集落跡が検出されている。ま

た、地区西方の丘陵には、縄文時代・平安時代の遺物散布地である鶴位遺跡、奈良時代・平安時代の製鉄遺跡である鍛木沢B遺跡、中世城館である本風呂遺跡、滝廻館跡が存在する。今回、新規に地区設定された約1,200,000㎡（宅地等を含む）を対象として、令和4年4月7日、8日、11日、21日に分布調査を実施した。調査対象地の現況は、水田、畑、宅地である。

調査の結果、調査対象地の一部が周知の埋蔵文化財包蔵地である北山下遺跡と重複していることを確認した。また、遺跡の存在が考えられる土地として、調査対象地北部の微高地にMSC-YMS. B1、その南東で土師器・須恵器の散布が認められる範囲にMSC-YMS. B2、調査対象地の西辺から中央に延びる平坦な台地状をなす微高地にMSC-YMS. B3及びB4、北山下遺跡の西に隣接し安倉観音堂が存在する調査対象地北西部にMSC-YMS. B5を設定した。

表3 山下地区の遺跡・遺跡推定地一覧

遺跡名 遺跡推定地名	所在地	試掘対象面積 (㎡)
北山下遺跡	南和馬市鹿島区山下北山下地	8,000
MSC-YMS. B1	南和馬市鹿島区山下字清水地	243,000
MSC-YMS. B2	南和馬市鹿島区山下字清水前地	42,000
MSC-YMS. B3	南和馬市鹿島区山下字中ノ坪地	95,000
MSC-YMS. B4	南和馬市鹿島区山下字馬見塚地	85,000
MSC-YMS. B5	南和馬市鹿島区山下字安倉地	25,000
	計	499,000

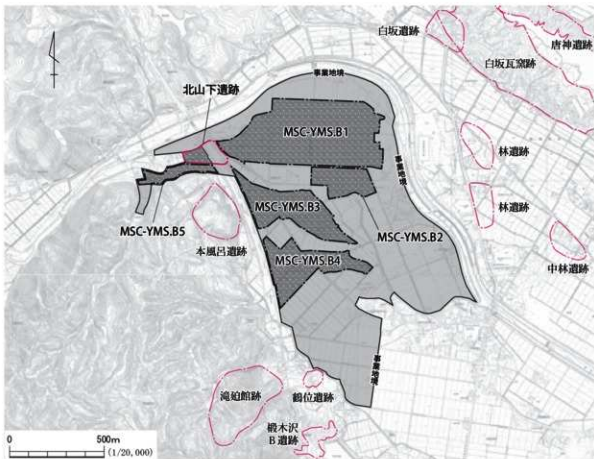


図4 山下地区の遺跡・遺跡推定地

2 南相馬市鶴谷地区（図5・6、表4）

鶴谷地区は、南相馬市役所の南南東約6km、東流する鶴江川沿いの谷底平野及び丘陵裾部に位置する。地区周辺の丘陵には、五治郎内古墳群・高林横穴墓群等の古墳・横穴墓、割羽鉾A遺跡等の古代の製鉄跡が所在している。鶴谷地区については、平成28年度に分布調査、平成29年度に試掘・確認調査を実施し、調査の結果、要保存範囲1箇所を確認している（鶴谷台畑遺跡として新規登録）。今回、新たに追加された2地点（図5-①地点・図6-②地点）、2,600㎡を対象として、令和4年11月21日と12月5日に分布調査を実施した。調査対象地の現況は、水田、畑である。

調査の結果、①地点では、道路沿いの箇所が鶴谷台畑遺跡の要保存範囲と重複していることを確認した。また、他の2箇所も同遺跡に隣接していることから、遺跡推定地MSC-TG.B4（平成28年度分布調査時の遺跡推定地範囲を拡大）とした。②地点では、西部が南向き丘陵の緩斜面にかかり、埋蔵文化財の存在が考えられることから遺跡推定地MSC-TG.B17とした。

表4 鶴谷地区の遺跡・遺跡推定地一覧

遺跡名 遺跡推定地名	所在地	試掘対象面積 (㎡)
鶴谷台畑遺跡	南相馬市郡町区鶴谷字台畑	272
MSC-TG.B4	南相馬市郡町区鶴谷字台畑	370
MSC-TG.B17	南相馬市郡町区鶴谷字輪ノ内	1,550
	計	2,392

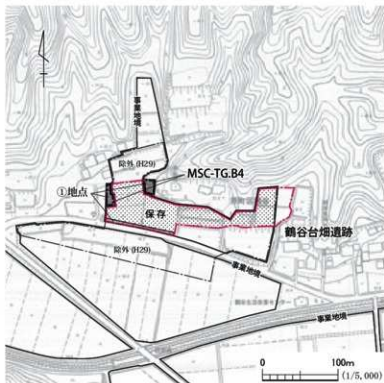


図5 鶴谷地区の遺跡・遺跡推定地(1)



図6 鶴谷地区の遺跡・遺跡推定地(2)

3 飯館村佐須地区 (図7・8、表5)

佐須地区は、飯館村役場の北北西6.3～8.0km、真野川最上流部の段丘から丘陵裾部に位置する。地区周辺には周知の埋蔵文化財包蔵地が少なく、地区の南東に近接して縄文時代の遺物散布地である滑遺跡が存在する程度である。

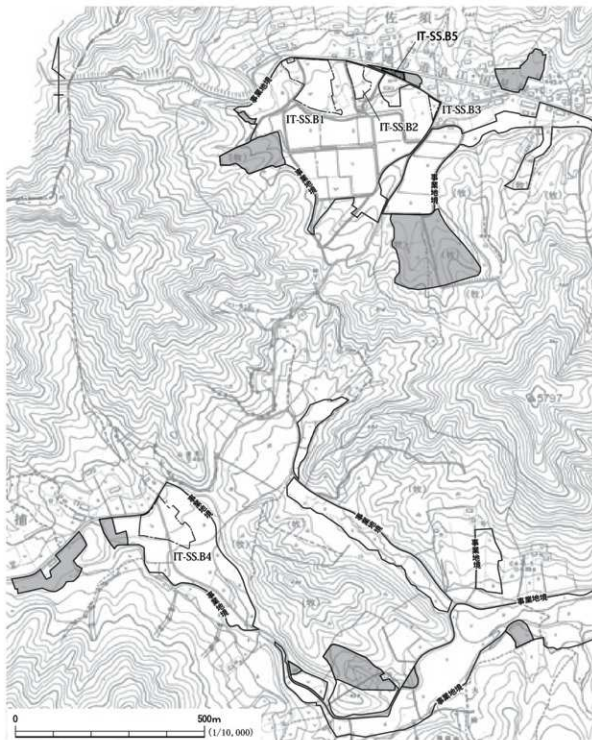


図7 佐須地区の遺跡・遺跡推定地(1)

本地区については、令和2年度に分布調査を実施し、遺跡推定地を4箇所（IT-SS.B1～B4）確認している。今回、新たに追加された16地点、126,970㎡を対象として令和4年6月23～24日に分布調査を実施した。調査地の現況は、水田、畑、牧草地、荒蕪地である。

調査の結果、IT-SS.B2に隣接する南向きの緩斜面を遺跡推定地IT-SS.B5とし（図7）、滑遺跡の北西に隣接する丘陵上の緩斜面を遺跡推定地IT-SS.B6とした（図8）。

表5 佐須地区の遺跡推定地一覧

遺跡名 遺跡推定地名	所在地	試験対象面積 (㎡)
IT-SS.B5	相馬郡飯館村佐須字佐須	1,226
IT-SS.B6	相馬郡飯館村佐須字滑	8,285
	計	9,511

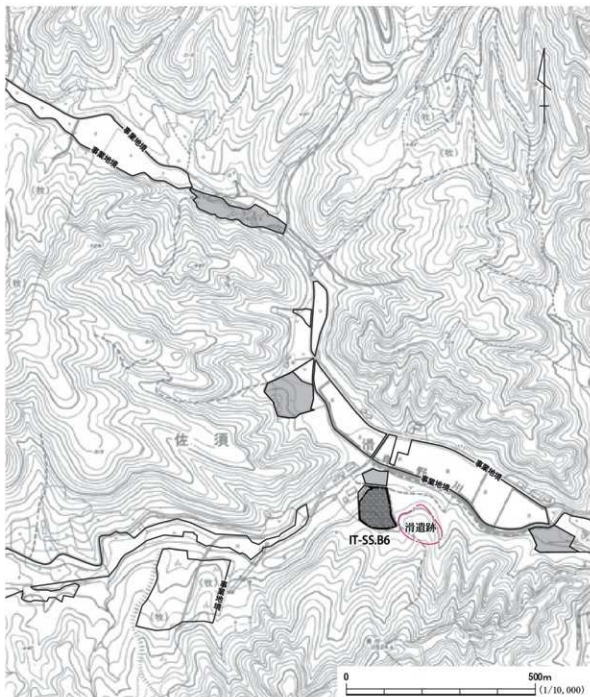


図8 佐須地区の遺跡・遺跡推定地(2)

4 飯館村上飯樋地区 (図9)

上飯樋地区は、飯館村役場の南西2～3km、新田川の支流である飯樋川最上流部の谷底平野及びそれに接する段丘ないし丘陵裾部に位置する。地区内に縄文時代の遺物散布地である大火遺跡が所在するほか、地区の南東丘陵上に中世の古屋林跡、南方の丘陵に名ノ入A遺跡等縄文時代の遺物散布地が所在している。

上飯樋地区については、令和2年度に分布調査を実施し、周知の埋蔵文化財包蔵地1箇所（大火遺跡）、遺跡推定地5箇所（IT-KIT.B1～B5）を確認している。今回、新たに追加された8地点、12,080㎡を対象として、令和4年6月23日に分布調査を実施した。調査地の現況は、畑、牧草地、荒蕪地である。

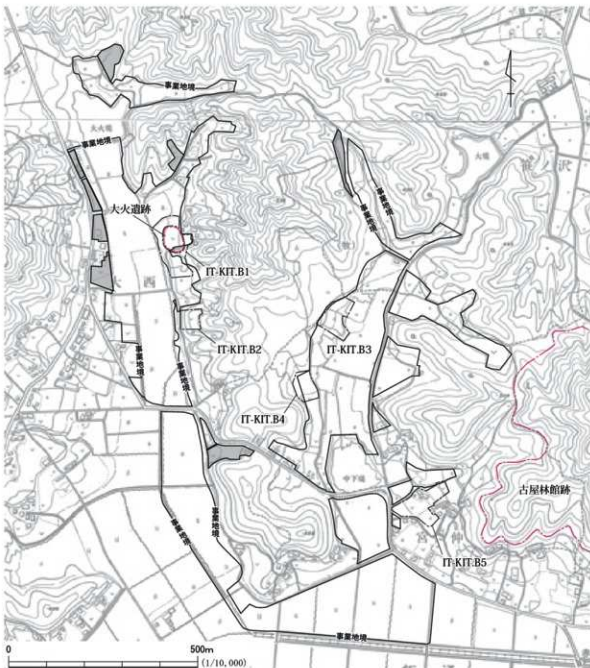


図9 上飯樋地区の遺跡・遺跡推定地

調査の結果、調査対象地域内に周知の埋蔵文化財包蔵地は存在せず、遺跡と推定される土地も含まれないことを確認した。

5 浪江町請戸地区（図10、表6）

請戸地区は、双葉郡浪江町請戸、両竹^{もろたけ}に所在し、請戸川河口付近の右岸に位置している。地形的には西を丘陵、東を太平洋岸の浜堤に画された海岸平野ないし後背湿地であり、北部は請戸川・高瀬川の旧流路による浸食が顕著である。地区の北部に周知の埋蔵文化財包蔵地である鍛冶屋川原遺跡^{かじやまがわら}、大平山遺跡^{おほひらやま}が所在し、地区西方の丘陵には大平山貝塚、大平山城跡・寺院跡、大平山古墳群、大平山A横穴墓群、同B横穴墓群、両竹館跡、的場遺跡等が存在する。今回、新規に地区設定された1,420,000㎡を対象として、令和4年4月18日～20日に分布調査を実施した。調査地の現況は、津波で被災した水田跡で、県道長塚請戸浪江線の東側北半は災害廃棄物の仮置場となっている。

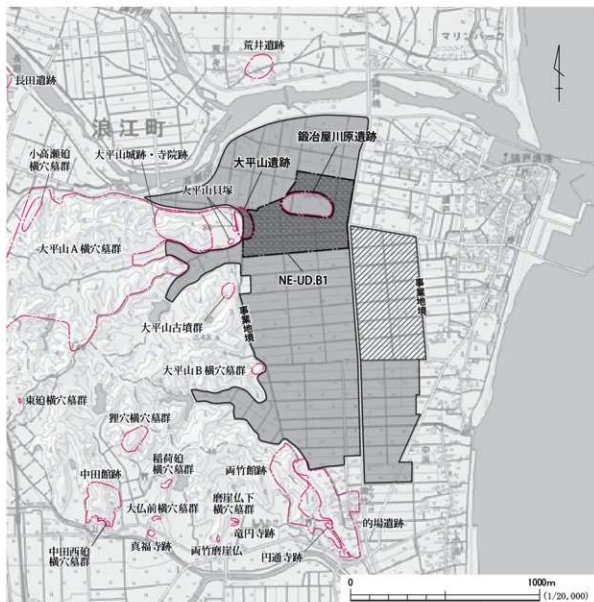


図10 請戸地区の遺跡・遺跡推定地

調査の結果、調査対象地の一部が周知の埋蔵文化財包蔵地である鍛冶屋川原遺跡及び大平山遺跡と重複していることを確認した。また、鍛冶屋川原遺跡の南方で土師器・須恵器の散布が認められ、地形的にも大平山遺跡付近から東へ微高地が延びていた可能性が考えられるため、その範囲を遺跡推定地 NE-UD、B1 とした。なお、災害廃棄物の仮置場（約 234,000 m²）については、今回調査ができなかったため、廃棄物の撤去後に改めて調査を行う必要がある。

6 双葉町両竹地区（図 11）

両竹地区は、双葉町役場の北東 1.4～2.3km、前田川右岸の海岸平野に位置する。周辺には、周知の埋蔵文化財包蔵地として、前田川左岸の丘陵地的場遺跡、両竹館跡、円通寺跡、両竹磨崖仏、磨崖仏下横穴墓群等が存在する。今回、新規に地区設定された 330,000 m²を対象として、令和 4 年 12 月 16 日に分布調査を実施した。調査対象地の現況は、水田、畑（休耕中）である。

調査の結果、調査対象地内に周知の埋蔵文化財包蔵地は存在せず、遺跡と推定される土地も含まれないことを確認した。

表 6 請戸地区の遺跡・遺跡推定地一覧

遺跡名 遺跡推定地名	所在地	試掘対象面積 (m ²)
鍛冶屋川原遺跡	双葉郡浪江町請戸宇殿志屋川原他	27,000
大平山遺跡	双葉郡浪江町請戸宇石井前	7,000
NE-UD、B1	双葉郡浪江町請戸宇大平町他	136,000
	計	192,000



図 11 両竹地区の遺跡

8 広野町広野地区（^{かめがさき}亀ヶ崎工区）（図13・14、表8、写真9）

広野地区の事業地は、鶴ヶ崎、^{かめがさき}門沢、代、小滝平、南山、北沢、亀ヶ崎の7工区にわかれる。平成27年度に分布調査、平成28年度に試掘・確認調査を実施しており、農地整備工事が進行している。今回、亀ヶ崎工区において追加工事が行われることから対応した。



図13 広野地区の遺跡・遺跡推定地

亀ヶ崎工区は、広野町役場の南西約4.6kmに位置し、折木川の南側を流れる支流に沿う南に開けた段丘に立地する。周辺には、西ノ沢遺跡、石ノ本遺跡、^{かめがさき}亀山神社前遺跡等が存在する。今回、亀ヶ崎工区の工事完了範囲からその隣接地にかけて、新たに排水路建設工事が計画されたため7月1日に分布調査を実施した。調査対象地の現況は、道路、荒蕪地である。

調査の結果、事業地の一部が周知の埋蔵文化財包蔵地である上ノ原遺跡と重複していることを確認した。上ノ原遺跡は、窯道具が採集されており近世の窯跡の存在が想定されている。また、上ノ原遺跡の北側隣接地については、地形が改変されているようであるが陶器の散布を確認したことから窯跡が存在

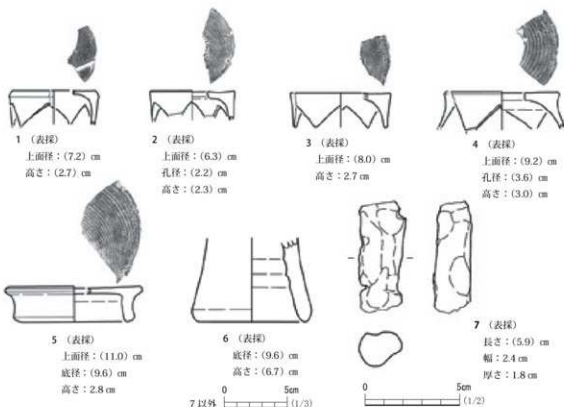


図14 上ノ原遺跡採集遺物

する可能性を考え遺跡推定地 HN-KG. B4 とした。

事業範囲周辺で竪道具を採集したため図示する。遺物は、遺跡範囲のほぼ中央部に建つ平屋建ての倉庫周辺や町道沿いで多く確認された。図 14-1～4 はヘラ切りによる脚を有する有孔円形の台である。1 は 5 脚、2～4 は 6 脚とみられる。5 は円柱状の脚部を有するものである。1・2・4・5 は上面に回転糸切り痕跡が認められる。6 は筒状の形状のものである。7 は手づくねの痕跡が残る棒状の製品である。

表 8 広野地区の遺跡・遺跡推定地一覧

遺跡名 遺跡推定地名	所在地	試験対象面積 (㎡)
上ノ原遺跡	双葉郡広野町折木字西の沢	200
HN-KG. B4	双葉郡広野町折木字西の沢	200
	計	400

第3節 一般県道広野小高線整備事業

本事業は福島県土木部の所管で、広野町を起点とし、南相馬市小高区に至る延長約 55 km に及ぶ幹線道路の整備事業である。相双建設事務所管内で 2 工区、面積 160,920 ㎡を対象に分布調査を実施した。

1 南相馬市浦尻工区 (図 15・16、表 9)

浦尻工区は、南相馬市小高区蛇沢から浦尻に至る約 3.1 km の工区である。本工区については、平成 30 年度と令和 2 年度に分布調査を実施し、事業予定地内で周知の埋蔵文化財包蔵地 2 箇所（浦尻館跡、北原貝塚）、遺跡推定地 3 箇所（MSC-HO. B4～B6）を確認した。令和 3 年度には北原貝塚及び MSC-HO. B5・B6 の試掘・確認調査を実施し（北原貝塚の一部と MSC-HO. B5 は南相馬市教育委員会が実施）、北原貝塚の西側斜面において複数の遺物包含層、湧水地点の整地痕跡、土坑等を確認している（MSC-HO. B5・B6 は除外）。

北原貝塚は、事業予定地の東に隣接する範囲が南相馬市指定史跡となっており、北西 500 m に位置する国指定史跡浦尻貝塚と関連を持つ可能性があることから、試掘・確認調査の結果を踏まえて事業側と設計協議を行った。今回、本工区の路線がほぼ確定したことを受けて、令和 4 年 12 月 23 日と令和 5 年 2 月 1 日に分布調査を実施した。調査対象地の北半は旧井田川浦の干拓地、南半は海岸平野から段丘に当たっており、現況は、水田、畑、植林地、荒蕪地、農地を造成した工場用地、宅地である。

調査の結果、事業地の一部が周知の埋蔵文化財包蔵地である北原貝塚、浦尻館跡、浦尻貝塚と重複していることを確認した。北原貝塚については、令和 3 年度の試掘・確認調査で遺構・遺物を検出した範囲が含まれており、未調査範囲の内容を把握するために試掘・確認調査が必要である。浦尻館跡、浦尻貝塚については、重複する面積が小さいことから、工事内容を確認した上で試掘・確認調査の要否を判断する。

また、工区南端の交差点周囲に計画された接続道路部分に MSC-HO. B7 及び B8、工区中央の宅地跡に MSC-HO. B9 を設定した。前者は北原貝塚から続く段丘上であり、北原貝塚に関連する遺跡の存在が考えられる。後者は、浦尻貝塚の北東に近接しており、浜堤を利用した遺跡の存在が考えられる。加えて、平成 30 年度に設定した MSC-HO. B4 の範囲を、現県道の西側まで拡大した。

表 9 浦尻工区の遺跡・遺跡推定地一覧

遺跡名 遺跡推定地名	所在地	試験対象面積 (㎡)
北原貝塚	南相馬市小高区浦尻字北原	5,690
浦尻貝塚	南相馬市小高区浦尻字台ノ前	270
浦尻館跡	南相馬市小高区浦尻字台ノ前	10
MSC-HO. B4	南相馬市小高区浦尻字滝ノ前	2,030
MSC-HO. B7	南相馬市小高区浦尻字北原	630
MSC-HO. B8	南相馬市小高区浦尻字中林崎	1,700
MSC-HO. B9	南相馬市小高区浦尻字台ノ前	3,700
	計	14,090

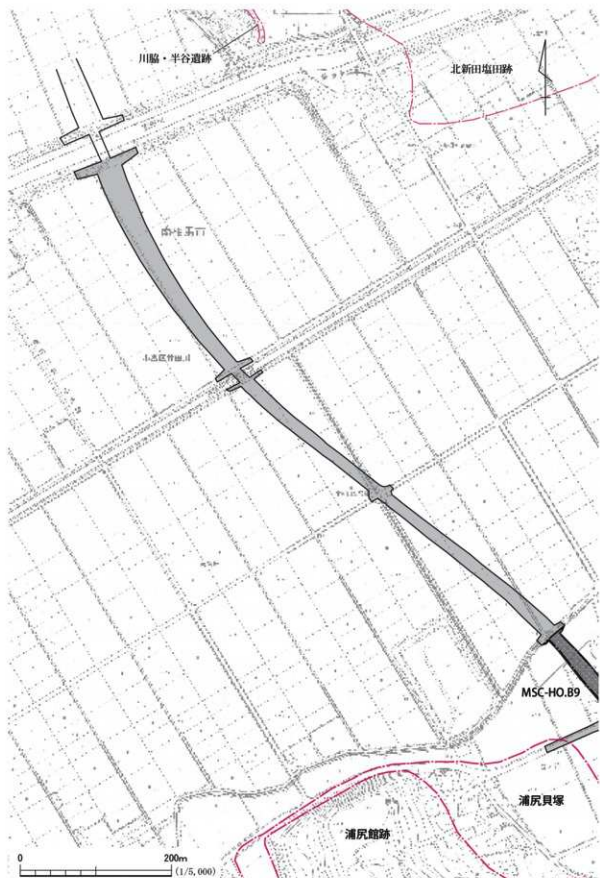


図15 浦尻工区の遺跡・遺跡推定地(1)

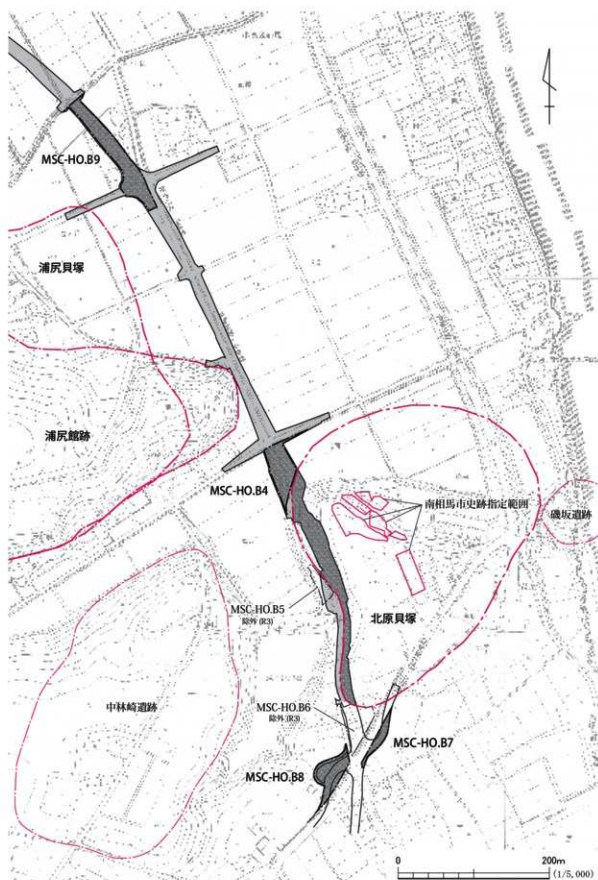


図 16 浦尻工区の遺跡・遺跡推定地 (2)

2 大熊町・富岡町熊川工区（図17～22、表10、写真1）

双葉郡大熊町から富岡町に至る工区のうち、大熊町熊川地内と富岡町小良ヶ浜地内の2地区について調査を行った。

熊川地内は、大熊町役場から約6km東、海岸から約0.6km内陸の熊川兩岸に位置する。熊川左岸は谷底平野、右岸は段丘であり、周辺には、東円林遺跡、東円林塚群、八坂遺跡、地極沢古墳、熊川六丁目条里遺跡等が所在する。調査対象地一帯は、原子力発電所事故の影響で帰還困難区域に指定されており、地震及び津波による災害を受けたまま荒蕪地となっている。かつては宅地、農地、道路であった。

調査の結果、熊川右岸の段丘について、地形の特徴から遺跡の可能性があると判断し、遺跡推定地OK-H0、B1とした（図18）。遺跡推定地は津波によるガレキが集積されており、遺物の採集は困難であった。

小良ヶ浜地内は、富岡町役場から約1.7km東の大字小浜から北へ約3.6kmまでの範囲に位置し、海岸からは0.2～0.5km内陸である。段丘に立地する。周辺には小浜代遺跡、小浜古墳群、小浜横穴墓群等が所在する。現況は宅地、農地、山林、道路等であり、対象地の北側約2/3は帰還困難区域に指定されている。

表10 熊川工区の遺跡推定地一覧

遺跡名 遺跡推定地名	所在地	試掘対象面積 (㎡)
OK-H0、B1	双葉郡大熊町熊川字九坂	1,500
TH-H0、B1	双葉郡富岡町小良ヶ浜字赤坂	1,430
TH-H0、B2	双葉郡富岡町小良ヶ浜字赤坂	4,730
TH-H0、B3	双葉郡富岡町小良ヶ浜字赤坂能	3,260
TH-H0、B4	双葉郡富岡町小良ヶ浜字深谷	1,850
TH-H0、B5	双葉郡富岡町小良ヶ浜字深谷	480
TH-H0、B6	双葉郡富岡町小良ヶ浜字深谷	3,040
TH-H0、B7	双葉郡富岡町小良ヶ浜字深谷	750
TH-H0、B8	双葉郡富岡町小良ヶ浜字深谷	1,490
TH-H0、B9	双葉郡富岡町小良	2,730
TH-H0、B10	双葉郡富岡町小良	2,200
TH-H0、B11	双葉郡富岡町小良	630
TH-H0、B12	双葉郡富岡町小良	1,740
TH-H0、B13	双葉郡富岡町小良	1,620
TH-H0、B14	双葉郡富岡町小良	3,500
計		30,970

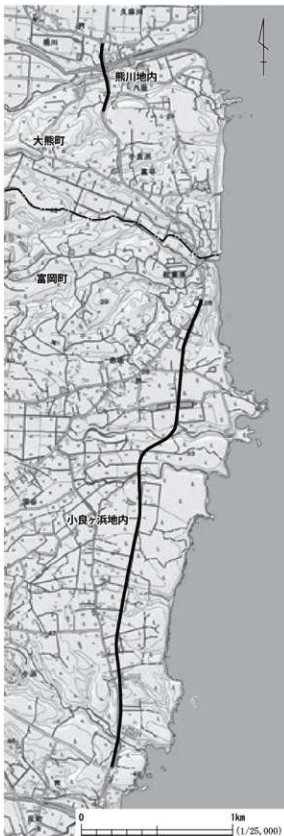


図17 熊川工区全体図

地区の大半が10年以上放置された土地であるため、草が繁茂し立ち入り困難な場所が多かった。また、遺物の採集は困難な状況であった。そのため、地形が平坦もしくは緩い傾斜などといった特徴から遺跡の可能性を判断し、遺跡推定地 TM-HO. B1～B14とした(図20～22)。

TM-HO. B2には日吉神社がある。建物は現代のものとみられるが、享保19年(1734)銘の鰐口があり、富岡町教育委員会で保管している。TM-HO. B3では、東西方向の道に沿う低い土手を2か所確認した。高さは50cm程である。TM-HO. B14では、平坦地3か所、堀状凹地1か所、土塁状張り出し1か所が確認される(写真1)。図19は富岡町教育委員会提供のレーザ測量図を参考に作成した。事業地北端部では、福島県登録の「緑の文化財第452号 小良ヶ浜のツバキ群」が近接して所在している。



図18 熊川工区熊川地内の遺跡・遺跡推定地

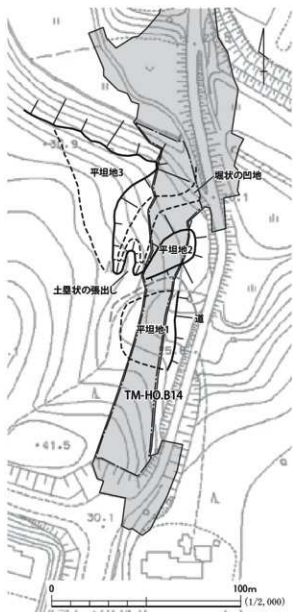


図19 TM-HO. B14の現況

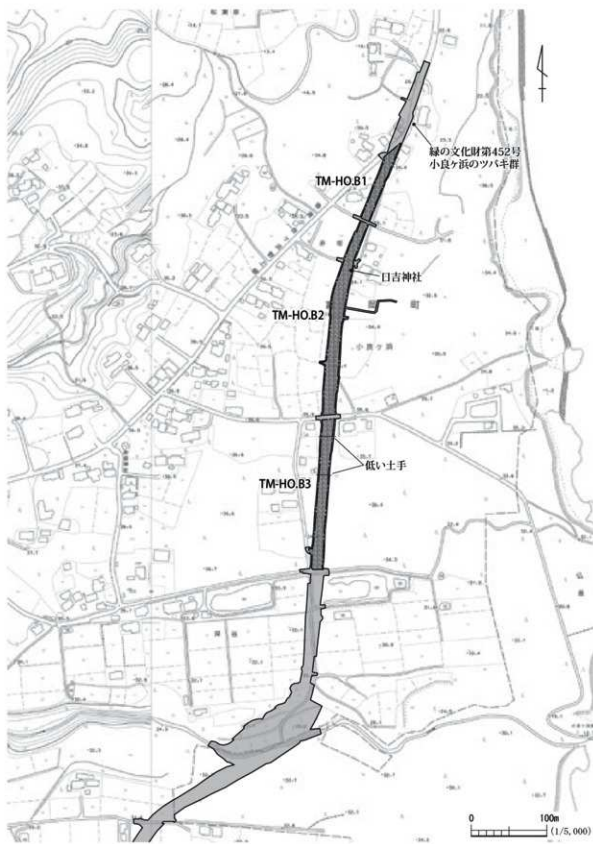


図20 熊川工区小良ヶ浜地内の遺跡・遺跡推定地(1)

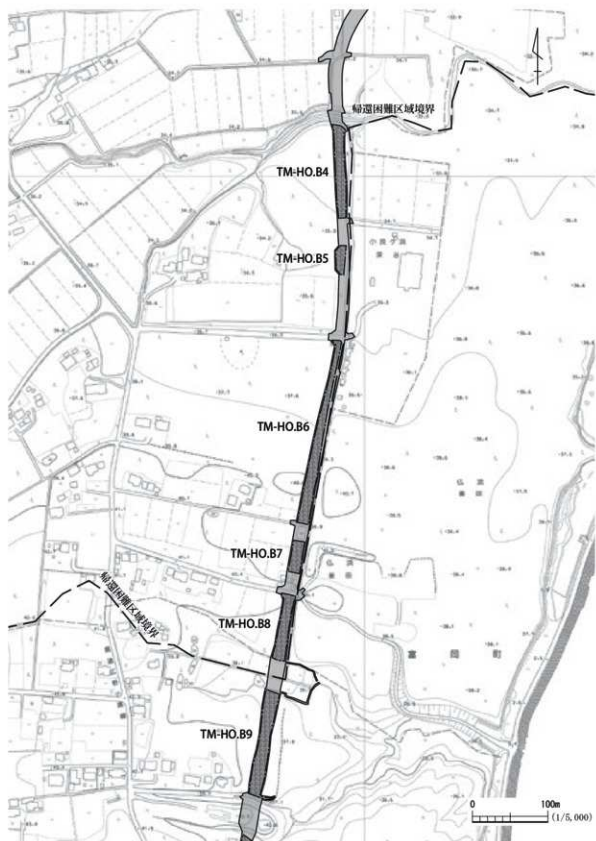


図 21 熊川工区小良ヶ浜地内の遺跡・遺跡推定地 (2)

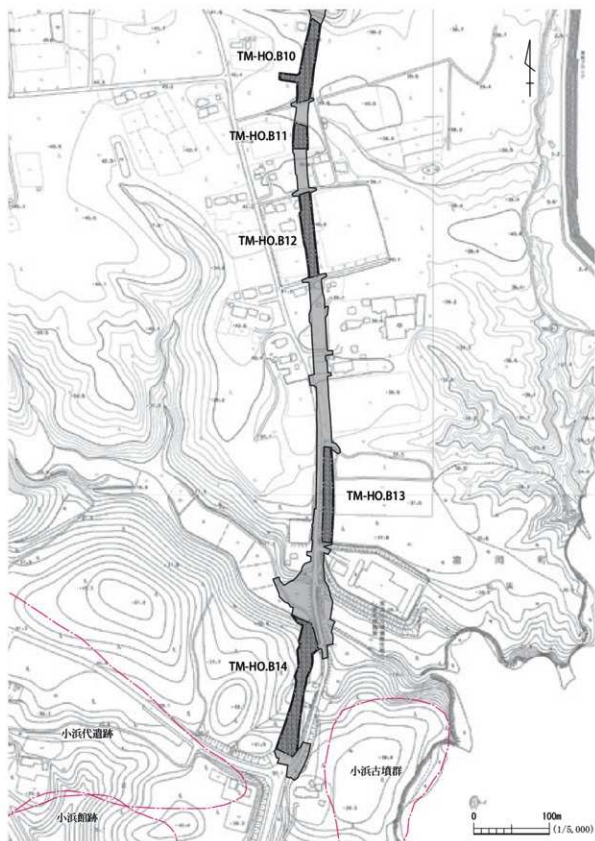


図 22 熊川工区小良ヶ浜地内の遺跡・遺跡推定地 (3)

第4節 主要地方道浪江三春線整備事業

本事業は福島県土木部の所管で、浪江町川房から三春町熊耳に至る主要地方道整備工事である。相双建設事務所管内で1工区、面積43,160㎡を対象に分布調査を実施した。

1 浪江町・葛尾村小出谷工区(図23・24、表11)

小出谷工区は、浪江町昼曾根字道下から葛尾村葛尾字野行に至る約5.5kmの区間である。現道の線形不良及び幅員狭小を解消するためにバイパス工事が計画されており、トンネル坑口付近と管理用道路敷設範囲

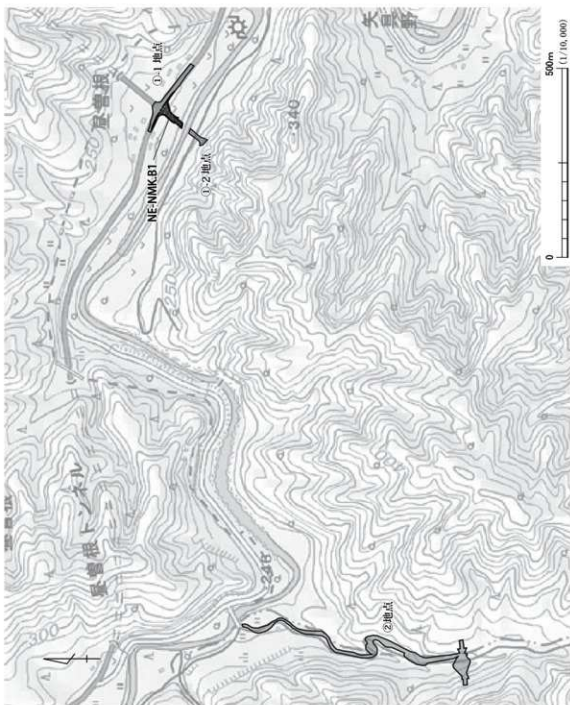


図23 小出谷工区10号区間の地形・線形・幅員調査結果の地形図

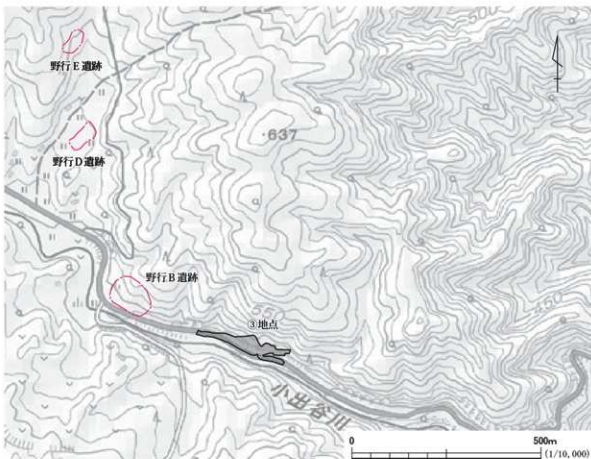


図24 小出谷工区の遺跡・遺跡推定地(2)

の43,160㎡を対象として、令和4年10月14日と令和5年1月6日に分布調査を実施した。調査対象地が、3箇所に分かれるため、便宜的に①～③地点とした。

①地点は、国道459号線と県道原町浪江線との交差点の西側、東流する請戸川の兩岸に位置し、左岸側を①-1地点、右岸側を①-2地点とした(図23)。前者は昼曾根集落が立地する段丘の一部で、現況は宅地、畑、河川敷、後者は急傾斜の山林である。②地点は、浪江町と葛尾村の境界をなす請戸川の枝谷に位置し、現況は林道、沢、山林である(図23)。③地点は、葛尾村役場の東北東約6.3km、小出谷川左岸に位置し、現況は急傾斜の山林である(図24)。③地点の周辺には、野行B遺跡、野行D遺跡、野行E遺跡等が存在する。

調査の結果、①-1地点は段丘上に安定した平坦面が存在し、遺跡の存在が考えられることから遺跡推定地NE-NMK.B1とした。

表11 小出谷工区の遺跡推定地一覧

遺跡名 遺跡推定地名	所在地	試験対象面積 (㎡)
NE-NMK.B1	双葉郡浪江町早曾根字道下	1,800
	計	1,800

第5節 一般県道井出長塚線整備事業

本事業は福島県土木部の所管で、常磐自動車道常磐双葉インターチェンジから双葉町中心部に至る道路整備事業である。相双建設事務所管内で1工区、面積33,800㎡を対象に分布調査を実施した。

1 双葉町山間部工区 (図25・26、表12)

山間部工区は、双葉町寺沢から上羽鳥に至る区間である。双葉町中心街の北東で前田川から分岐する戎川沿いの谷底平野及びその北西の丘陵に位置しており、周辺の丘陵には縄文～平安時代の遺物散布地、横穴墓、中世館跡、経塚、製鉄跡等が存在する。平成30年度に復興シンボル軸事業に伴って分布調査を実施したが、このときは試掘・確認調査の対象となる土地は確認していない。今回、寺沢字唐沢から上羽鳥字榎内間でバイパス道路が計画されたため、33,800㎡を対象として令和3年7月26日、令和4年9月15日に分布調査を実施した。調査対象地の現況は、道路、宅地、水田、畑、山林である。

調査の結果、調査対象地の一部が周知の埋蔵文化財包蔵地である寺沢遺跡、榎内遺跡と重複していることを確認した。また、遺跡の存在が考えられる土地として、寺沢遺跡の北西隣接地・南東隣接地に遺跡推定地FB-IN.B1、榎内経塚北東の自然地形が残る丘陵に同FB-IN.B2、榎内遺跡南東の南向き緩傾斜地に同FB-IN.B3を設定した。なお、唐沢B遺跡の一部も調査対象地と重複するが、ほぼ全域が現道内におさまることから、試掘・確認調査は要しないと判断した。

表12 山間部工区の遺跡・遺跡推定地一覧

遺跡名 遺跡推定地名	所在地	試掘対象面積 (㎡)
寺沢遺跡	双葉郡双葉町寺沢字唐沢	3,160
榎内遺跡	双葉郡双葉町上羽鳥字榎内	1,090
FB-IN.B1	双葉郡双葉町寺沢字唐沢	2,120
FB-IN.B2	双葉郡双葉町上羽鳥字榎内	350
FB-IN.B3	双葉郡双葉町上羽鳥字榎内	3,650
	計	10,370



図25 山間部工区の遺跡・遺跡推定地(1)



図26 山間部工区の遺跡・遺跡推定地(2)

第6節 常磐自動車道整備事業

本事業は、東日本高速道路株式会社東北支社が事業主体で、双葉郡広野町^{（所在地）}上北迫に所在する常磐自動車道上田郷地区切土のり面において変状対策工事を行うものである。事業面積8,955㎡を対象に分布調査を実施した。

1 広野町上田郷地区切土のり面（図27、表13）

上田郷地区切土のり面は、広野町役場の北西約2km、浅見川と杉内川に挟まれた丘陵を切り通した箇所^{（地形）}に位置している。周辺には、上田郷Ⅰ～Ⅵ遺跡、土ヶ目木遺跡、二本櫓Ⅰ～Ⅱ遺跡等が所在し、上田郷Ⅵ遺跡については常磐自動車建設に伴って平成7～9年度に試掘・確認調査、平成9・11年度に本発掘調査が行われている。今回、上田郷地区切土のり面の変状対策工事が計画されたため、事業面積8,955㎡を対象として、令和4年5月12日に分布調査を実施した。調査対象地の現況は、山林である。

調査の結果、上田郷Ⅵ遺跡の一部が事業地と重複していることを確認した。

表13 上田郷地区切土のり面の遺跡一覧

遺跡名 遺跡推定地名	所在地	試掘対象面積 (㎡)
上田郷Ⅵ遺跡	双葉郡広野町上北迫字上田郷	4,410
計		4,410

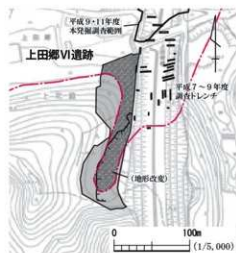


図27 上田郷地区切土のり面の遺跡

第2章 試掘・確認調査

第1節 概要

令和4年度の試掘・確認調査は、農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備）、主要地方道原町川俣線整備事業、一般県道広野小高線整備事業、一般県道浪江鹿島線整備事業、一般県道幾世橋小高線整備事業、主要地方道浪江三春線整備事業、一般県道井出長塚線整備事業、常磐自動車道整備事業、野馬追の里風力発電事業、中間貯蔵土壌貯蔵施設等建設事業の10事業、合計214,113㎡について実施した。

表14 令和4年度の復興事業に係る試掘・確認調査一覧

事業名	地区名	市町村名	試掘・確認面積(㎡)	保存面積(㎡)	保存箇所(箇所)
農山村地域復興基盤総合整備事業	柳澤地区	南相馬市	5,300	0	0
	山下地区	南相馬市	31,600	0	0
	高平中部地区	南相馬市	1,702	0	0
	太田地区	南相馬市	27	13.5	2
	欠川原地区	南相馬市	1,065	0	0
	小高北部地区	南相馬市	7,830	0	0
	井田川地区	南相馬市	3,700	保留	保留
	佐須地区	相馬郡飯館村	38,451	0	0
	上飯盛地区	相馬郡飯館村	11,185	0	0
	浪江南地区	双葉郡浪江町	42,000	0	0
	諸戸地区	双葉郡浪江町	42,000	0	0
	広野地区(亀ヶ崎工区)	双葉郡広野町	283	170	1
	葛尾地区(下葛尾工区)	双葉郡葛尾村	5,050	0	0
主要地方道原町川俣線整備事業	下高平工区	南相馬市	2,830	0	0
一般県道広野小高線整備事業	南尻工区	南相馬市	6,800	550	1
	南川工区	双葉郡大熊町	1,200	0	0
一般県道浪江鹿島線整備事業	西台工区	双葉郡浪江町	1,100	720	1
一般県道幾世橋小高線整備事業	北幾世橋工区	双葉郡浪江町	1,030	0	0
主要地方道浪江三春線整備事業	小田谷工区	双葉郡浪江町	1,800	0	0
一般県道井出長塚線整備事業	復興シンボル軸	双葉郡双葉町	4,400	0	0
常磐自動車道整備事業	上田郷地区切土のり面	双葉郡広野町	4,410	0	0
野馬追の里風力発電事業	送電線路(八木沢地区)	相馬郡飯館村	20	0	0
中間貯蔵土壌貯蔵施設等建設事業	双葉1工区	双葉郡双葉町	330	0	0
農山村地域復興基盤総合整備事業		計	190,193	183.5	3
主要地方道原町川俣線整備事業		計	2,830	0	0
一般県道広野小高線整備事業		計	8,000	550	1
一般県道浪江鹿島線整備事業		計	1,100	720	1
一般県道幾世橋小高線整備事業		計	1,030	0	0
主要地方道浪江三春線整備事業		計	1,800	0	0
一般県道井出長塚線整備事業		計	4,400	0	0
常磐自動車道整備事業		計	4,410	0	0
野馬追の里風力発電事業		計	20	0	0
中間貯蔵土壌貯蔵施設等建設事業		計	330	0	0
		総計	214,113	1,453.5	5

第2節 農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備）

本事業は福島県農林水産部の所管で、津波被災農地の再整備に加え、東京電力第一原子力発電所事故発生以来作付けを休止したため荒廃が進んだ農地を再整備することにより、住民の帰還を促進する事業である。合計 190,193 m²を対象に試掘・確認調査を実施し、183.5 m²の保存範囲を確認した。

表15 農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備）に係る試掘・確認調査一覧（1）

遺跡名 (遺跡番号)	所在地	試掘・ 確認調査 面積 (m ²)	保存 面積 (m ²)	試掘トレンチ		遺構	遺物	備考
				本数 (本)	面積 (m ²) 割合 (%)			
【新渡地区】 調査期間：R4.12.5～8								
今宮遺跡 (21250092) MSC-TR-B1	南相馬市鹿島区柳 窪字中田	5,300	0	7	124.5	2.3	なし	なし
【山下地区】 調査期間：R5.1.10～13, 2.2～16								
北山下遺跡 (21250124)	南相馬市鹿島区山 下字北山下・南山 下	9,000	0	11	220	2.4	なし	なし
MSC-TR5-B5	南相馬市鹿島区山 下字南山下・安倉	22,600	0	18	263.7	1.2	なし	なし
【高平中部地区】 調査期間：R4.11.15～16, 12.9～13								
天神宮地遺跡 (21250161)	南相馬市郡町区上 北高平字貝新	18	0	2	6	33.3	なし	なし
竹下遺跡 (21250177)	南相馬市郡町区上 高平字竹下	9	0	1	5	55.6	なし	なし
上北高平西谷地 遺跡 (21250729)	南相馬市郡町区上 北高平字西谷地	25	0	2	9	36	なし	なし
太鼓田A遺跡 (21250159)	南相馬市郡町区上 北高平字太鼓田	1,650	0	4	18	3.1	なし	なし
【太田地区】 調査期間：R4.11.14								
八重畑遺跡 (21250706)	南相馬市郡町区中 太田字八重畑	27	13.5	2	6.7	24.8	なし	なし
【矢川原地区】 調査期間：R4.6.13～14, 11.10								
岩下遺跡 (21250432)	南相馬市郡町区片 倉字岩下	985	0	4	56.5	5.7	なし	なし
野馬上手 (21250291)	南相馬市郡町区片 倉字岩下	80	0	1	20	25	なし	なし
【小高北部地区】 調査期間：R5.2.20～23								
MSC-008L-B3	南相馬市小高区別 吉字南藤原	5,330	0	2	9	0.2	なし	なし
MSC-008L-B5	南相馬市小高区北 地原字仲内	2,500	0	3	50	2	なし	なし
【井田川地区】 調査期間：R5.2.27～3.2								
北新田塩田跡 (21250567)	南相馬市小高区井 田川字北新田	3,700	保留	6	120	3.2	なし	なし
【佐瀬地区】 調査期間：R4.6.29～7.25, 9.12～16								
IT-SS-B1	相馬郡飯沼村佐瀬 字佐瀬	13,330	0	15	292	2	なし	なし

表16 農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備）に係る試掘・確認調査一覧(2)

遺跡名 (遺跡番号)	所在地	試掘・ 確認調 査面積 (㎡)	保存 面積 (㎡)	試掘トレンチ		遺構	遺物	備考
				本数 (本)	割合 (%)			
IT-SS_B2	相馬郡飯館村佐須 字佐須	3,340	0	5	100	3	なし	なし
IT-SS_B3	相馬郡飯館村佐須 字佐須	1,370	0	2	28	2	なし	なし
IT-SS_B4	相馬郡飯館村佐須 字虎橋	10,900	0	16	278	2.6	なし	なし
IT-SS_B5	相馬郡飯館村佐須 字佐須	1,226	0	2	40	3.3	なし	なし
IT-SS_B6	相馬郡飯館村佐須 字溝	8,285	0	14	113	1.4	なし	なし
【上板橋地区】 調査期間：R4.8.1～24								
大穴遺跡 (56470013) IT-KIT_B1	相馬郡飯館村飯橋 字大西	6,128	0	9	172	2.8	なし	なし
IT-KIT_B3	相馬郡飯館村飯橋 字大西	3,960	0	9	174	4.4	なし	なし
IT-KIT_B4	相馬郡飯館村飯橋 字大西	1,100	0	4	70	6.4	なし	なし
【浪江南地区】 調査期間：R4.5.16～6.2								
NE-VM_B4	双葉郡浪江町湯渡 字竹の花、川田字 東願内・八斗蔭	42,000	0	30	520	1.2	なし	なし
【旗戸地区】 調査期間：R4.9.26～11.2								
NE-ED_B1	双葉郡浪江町旗戸 字太平町・前田	42,000	0	37	626	1.5	なし	なし
【広野地区（竜ヶ崎工区）】 調査期間：R5.1.24								
上ノ原遺跡 (54190009) HS-KG_B4	双葉郡広野町新木 字西の沢	283	170	5	14.6	8.2	なし	陶磁器、すり鉢、 甕、瓦、漆道具
【養尾地区（下養尾工区）】 調査期間：R4.11.7～9								
北平口遺跡 (54850044) KO-SKO_B3	双葉郡養尾村養尾 字北平	5,050	0	5	53	1	なし	なし

1 南相馬市柞窪地区

柞窪地区は、JR常磐線鹿島駅の北西6.5～7.8kmに所在し、真野川の中流に形成された段丘に位置している。地区中央の真野川沿いに赤柴館跡、地区の北に接する丘陵・段丘に今宮遺跡、岩鼻館跡、西畑製鉄遺跡、舟尾塚古墳などが存在する。平成28・30年度に分布調査、平成30年度に試掘・確認調査を実施している。

(1) 今宮遺跡・MSC-TK_B1 (図28)

所在地 南相馬市鹿島区大字柞窪字中田

調査対象面積 5,300㎡（トレンチ7本、124.5㎡） 保存面積 0㎡

検出遺構 なし 出土遺物 なし

過年度調査歴 平成28・30年度 分布調査（農山村地域復興基盤総合整備事業）

平成30年度 試掘・確認調査（農山村地域復興基盤総合整備事業）

概 要

今宮遺跡・MSC-TK.B1は、JR常磐線鹿島駅の西北西約7.7kmに位置する。この付近は真野川沿いに形成された東西方向の谷であり、調査対象地は真野川左岸の段丘上に立地している。平成28年度の分布調査で、今宮遺跡の東に接する範囲を遺跡推定地MSC-TK.B1とし、平成30年度にMSC-TK.B1の南部8,700㎡を対象に試掘・確認調査を行ったが、埋蔵文化財は確認できなかった。今回、今宮遺跡の一部とMSC-TK.B1の北部5,300㎡が地区編入されたため、試掘・確認調査を実施することとした。調査対象地の現況は、水田である。

トレンチは7本設定した。基本層序は、L I：表土（耕作土・盛土）、L II：黒褐色（10YR2/3）～褐色（10YR4/4）混礫シルト（造成土）、L III：灰黄褐色（10YR4/2）シルト、L IV：黒褐色（10YR2/2）シルト、L V：暗褐色（10YR3/4）シルト、L VI：にぶい黄褐色（10YR4/3）シルト（地山）である。

遺構・遺物

遺構・遺物は確認できなかった。

ま と め

保存を要する埋蔵文化財は確認できなかった。MSC-TK.B1は遺跡として取り扱わない。



図28 今宮遺跡・MSC-TK.B1のトレンチ配置

2 南相馬市山下地区

山下地区は、南相馬市鹿島区役所の北西5～6kmに所在し、真野川が山間から平野部に流れ出、流路を大きく南東に変える湾曲部右岸の谷底平野に位置している。地区の北西部に北山下遺跡、地区西方の丘陵に鶴位遺跡、鍛木沢B遺跡、本風呂遺跡、滝船館跡等が所在する。令和4年度に分布調査を行い、北山下遺跡のほか遺跡推定地を5箇所確認したため、今年度から試掘・確認調査を実施することとした。

(1) 北山下遺跡（図29）

所在地	南相馬市鹿島区山下字北山下・南山下	
調査対象面積	9,000 m ² （トレンチ11本、220 m ² ）	保存面積 0 m ²
検出遺構	なし	出土遺物 なし
過年度調査歴	令和4年度 分布調査（農山村地域復興基盤総合整備事業）	
概要		

北山下遺跡は、鹿島区役所の北西約5.7kmに所在し、真野川右岸に形成された谷底平野の最奥部に位置している。本遺跡は、平成16年度から18年度にかけて、常磐自動車道建設に伴う発掘調査が行われており、縄文時代および平安時代の集落が検出されている。令和4年度に実施した分布調査により、事業地が遺跡と重複しており、上記の調査範囲の西に隣接していることが確認されたため、試掘・確認調査の対象とした。調査対象地の現況は、水田である。

トレンチは11本設定した。基本層序は、遺跡の中央を東西に走る県道の北（1～8 T）と南（9～11 T）でやや異なっている。県道の北では、LⅠ：表土（耕作土・盛土）、LⅡ：黄褐色（10YR7/6）混礫シルト、LⅢ：褐灰色（7.5YR4/2）～黒褐色（7.5YR3/1）粘土（場所により礫多く混じる）、LⅣ：灰褐色（7.5YR4/2）混礫シルトである。県道の南では、LⅠ：表土（耕作土・盛土）、LⅡ：黄褐色（7.5YR5/6）～明黄褐色（10YR7/6）粘土（部分的にグライ化）、LⅢ：褐灰色（10YR5/1）砂礫である。

遺構・遺物

遺構は確認できなかった。7・8 Tを設定した常磐自動車道の西に接する田は、それ以西より1 m以上低く、かつては谷状地形をなしていたと考えられることから、常磐自動車道調査で検出された遺構は今回の調査地まで広がらないと判断される。11 Tの東に位置する約300 m²の範囲については、トレンチを設定できなかったが、7・8 T設定地から続く低い土地であり埋蔵文化財が存在する可能性は低いと判断した。遺物は、4 TのLⅢ上面で縄文前期の土器片が出土したが、これ以外に全く遺物が出土していないことから、他所からの流入物と考えられる。

まとめ

保存を要する埋蔵文化財は確認できなかった。

(2) MSC-YMS.B5（図29）

所在地	南相馬市鹿島区山下字南山下・安倉	
調査対象面積	22,600 m ² （トレンチ18本、263.7 m ² ）	保存面積 0 m ²
検出遺構	なし	出土遺物 なし

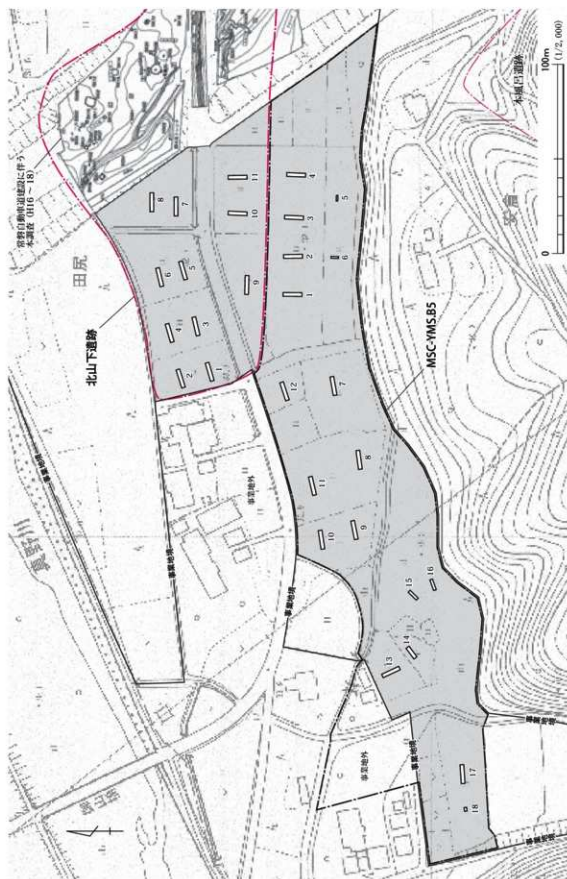


図 29 北山下遺跡・MSC-YMS.85 のトレンチ配置

過年度調査歴 令和4年度 分布調査（農山村地域復興基盤総合整備事業）

概 要

MSC-YMS. B5は、鹿島区役所の北西約5.8kmに位置し、真野川右岸の丘陵北裾に立地している。令和4年度の分布調査で、事業地が北山下遺跡の南西に接していること、西部に安倉観音堂が存在することから、埋蔵文化財の存在する可能性が考えられたため試掘・確認調査の対象とした。調査対象地の現況は、水田、畑（一部は荒蕪地）である。なお、調査対象面積は、分布調査時の25,000㎡から事業地外となった範囲を差し引いている。

トレンチは18本設定した。基本層序は、LⅠ：表土（耕作土・盛土）、LⅡ以下：シルト、粘土、砂礫等である。LⅡ以下は南側の丘陵に由来する堆積土と考えられ、トレンチによって粒度・色調・堆積状況がかなり異なっている。

遺構・遺物

遺構は確認できなかった。14 Tで縄文土器片・土師器片が出土したが、盛土に混入したものである。

ま と め

保存を要する埋蔵文化財は確認されなかったことから、MSC-YMS. B5は遺跡として取り扱わない。

たかのらちゅうぶ

3 南相馬市高平中部地区

高平中部地区は、南相馬市原町区の北部、新田川下流左岸の谷底平野に位置する。地区内に貝餅遺跡、天神谷地遺跡、太鼓田A・B遺跡、竹下遺跡、上北高平西谷地遺跡等が、地区北側の丘陵には新山前横穴墓群等の横穴墓群や植松庵寺等多くの遺跡が存在する。平成28年度に分布調査、平成29・30年度に試掘・確認調査、令和2年度に分布調査及び試掘・確認調査、令和3年度に試掘・確認調査を実施している。

(1) 天神谷地遺跡（図30）

所在地 南相馬市原町区上北高平字貝餅

調査対象面積 18㎡（トレンチ2本、6㎡）

保存面積 0㎡

検出遺構 なし

出土遺物 なし

過年度調査歴 平成28年度 分布調査（農山村地域復興基盤総合整備事業）

平成29・30年度 試掘・確認調査（農山村地域復興基盤総合整備事業）

令和3年度 試掘・確認調査（主要地方道原町川俣線整備事業）

概 要

天神谷地遺跡は、南相馬市役所の北東約2.3kmに所在し、北は貝餅遺跡、西は太鼓田A遺跡と接している。平成28年度の分布調査で遺跡が事業地に含まれることを確認し、29・30年度に実施した試掘・確認調査の結果に基づいて遺跡の登録範囲を西及び南に拡大した。

今回、保存範囲内で集水橋2基の設置が計画されたため、設置範囲を対象に試掘・確認調査を実施した。なお、これまでの調査におけるトレンチ番号との重複を避けるため、トレンチ番号をR4-1T・2Tとした。調査対象地は遺跡の北部に位置しており、平成29年度の試掘・確認調査において、近接するトレンチ（14 T）で縄文時代の遺物包含層を確認している。調査対象地の現況は、水田である。

トレンチは2本設定した。基本層序は、LⅠ：表土（耕作土）、LⅡ：近年の造成土、LⅢ：にぶい黄橙

色 (10YR6/4) 砂である。

遺構・遺物

遺構・遺物は確認できなかった。

ま と め

保存を要する埋蔵文化財は確認できなかった。



図30 天神谷地遺跡のトレンチ配置

(2) 竹下遺跡 (図31)

所在地 南相馬市原町区上高平字竹下

調査対象面積 9㎡ (トレンチ1本、5㎡)

保存面積 0㎡

検出遺構 なし

出土遺物 なし

過年度調査歴 平成28年度 分布調査 (農山村地域復興基盤総合整備事業)

平成29年度 試掘・確認調査 (農山村地域復興基盤総合整備事業)

概 要

竹下遺跡は、南相馬市役所の北北東約1.9kmに位置し、北に接する段丘には寛徳寺城跡、堂坂遺跡、植松A遺跡等が所在する。平成28年度の分布調査でこの付近に遺跡の存在が推定されたことから遺跡推定地MSC-TC.B1を設定し、翌29年度の試掘・確認調査で遺構・遺物包含層が確認された範囲を竹下遺跡として新規登録した。

今回、保存範囲内で集水柵1基の設置が計画されたため、設置範囲を対象に試掘・確認調査を実施した。なお、これまでの調査におけるトレンチ番号との重複を避けるため、トレンチ番号をR4-1Tとした。調

査対象地は、遺跡の北辺中央部に位置し、北は急峻な段丘崖となっている。平成29年度の試掘・確認調査では、近接するトレンチ（22 T）で遺物包含層が確認されている。調査対象地の現況は、水田（休耕中）である。

基本層序は、L I：表土（耕作土）、L II：にぶい黄褐色（10YR4/3）土（造成土）、L III：灰黄褐色（10YR4/2）土（造成土）、L IV：黄褐色（10YR5/4）シルト、L V：明黄褐色（10YR6/6）シルト（地山）である。

遺構・遺物

遺構は確認できなかつた。トレンチ中央部に東西方向の杭列が存在し、L IV・L Vの北半がグライ化していたことから、かつては段丘崖に接して幅の広い水路が存在し、耕田拡張時にその大半が埋め立てられたものと考えられる。遺物は、L II・L IIIより縄文土器、土師器、瓦等が少量出土した。

ま と め

保存を要する埋蔵文化財は確認できなかつた。

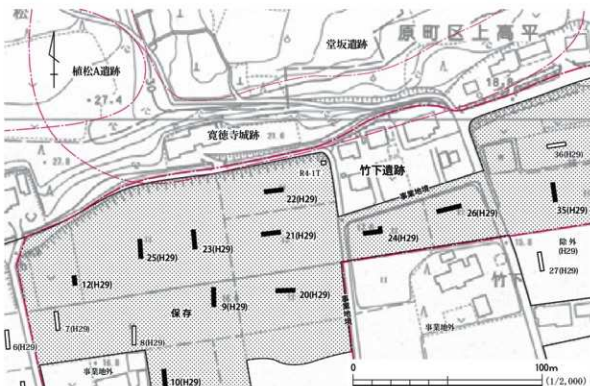


図31 竹下遺跡のトレンチ配置

(3) 上北高平西谷地遺跡（図32）

所在地 南相馬市原町区上北高平字西谷地

調査対象面積 25㎡（トレンチ2本、9㎡）

保存面積 0㎡

検出遺構 なし

出土遺物 なし

過年度調査歴 平成28年度 分布調査（農山村地域復興基盤総合整備事業）

平成29年度 試掘・確認調査（農山村地域復興基盤総合整備事業）

概 要

上北高平西谷地遺跡は、南相馬市役所の北東約1.7kmに位置し、近接して南西に芦ノ口前遺跡、北東に太

鼓田B遺跡が存在する。平成28年度の分布調査でこの付近に遺跡の存在が推定されたことから、遺跡推定地MSC-TC.B5を設定し、29年度に実施した試掘・確認調査で遺構・遺物包含層が確認された範囲を上北高平西谷地遺跡として新規登録した。

今回、保存範囲内で水路及び集水橋の設置が計画されたため、掘削規模が大きい集水橋2基の設置範囲を対象に試掘・確認調査を実施した。なお、これまでの調査におけるトレンチ番号との重複を避けるため、トレンチ番号をR4-1T・2Tとした。調査対象地は遺跡の南部と西部に位置し、平成29年度の試掘・確認調査において、近接する11T・13T・31T・32Tで縄文土器、土師器等が出土し、31Tでは溝も検出されている。調査対象地の現況は、水田である。

基本層序は、LⅠ：表土（耕作土）、LⅡ：黒褐色（10YR3/2）シルト（造成土）、LⅢ：にぶい黄褐色（10YR7/3）シルトないし細粒砂である。

遺構・遺物

遺構は確認できなかった。遺物は、R4-1TのLⅡから土師器片が出土したのみである。

ま と め

保存を要する埋蔵文化財は確認できなかった。

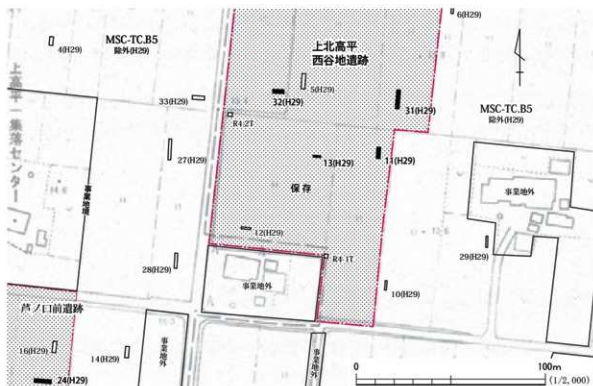


図32 上北高平西谷地遺跡のトレンチ配置

(4) 太鼓田A遺跡 (図33)

所在地 南相馬市原町区上北高平字太鼓田

調査対象面積 1,650㎡ (トレンチ4本、18㎡)

保存面積 0㎡

検出遺構 なし

出土遺物 なし

過年度調査歴 平成28年度 分布調査（農山村地域復興基盤総合整備事業）

平成29年度 試掘・確認調査（農山村地域復興基盤総合整備事業）

概 要

太鼓田A遺跡は、南相馬市役所の北東約2.1kmに位置し、近接して南西に太鼓田B遺跡、東に天神谷地遺跡が存在する。平成28年度の分布調査で、事業地が遺跡と重複していることを確認し、29年度に実施した試掘・確認調査で、縄文時代の遺物包含層が確認された畑（1,900㎡）を要保存範囲とした。

今回、要保存範囲内で集水橋の設置が計画され、さらに要保存範囲の東隣接地が地区編入されたため、これらを対象として試掘・確認調査を実施した。なお、これまでの調査におけるトレンチ番号との重複を避けるため、トレンチ番号をR4-1T～4Tとした。調査対象地の現況は、畑である。

基本層序は、LⅠ：表土（耕作土）、LⅡ：近年の盛土、LⅢ：にぶい黄褐色（10YR7/2）砂礫、または灰白色（10YR8/2）シルト、または褐灰色（10YR4/1）粘土である。LⅡは、にぶい黄褐色（10YR4/3）シルトを主体として厚さ40～80cmにおよび、さらにLⅢを掘り込む暗渠状の溝が存在することから、耕地造成時にかなりの改変が行われたものと考えられる。

遺構・遺物

遺構・遺物は確認できなかった。R4-3T、4Tが位置する畑は、旧水田を近年大規模に改変していることが判明した。そのため要保存範囲に隣接しているが埋蔵文化財は希薄と判断できる。

ま と め

保存を要する埋蔵文化財は確認できなかった。



図33 太鼓田A遺跡のトレンチ配置

4 南相馬市太田地区

太田地区は、南相馬市原町区の南部、太田川下流左岸の谷底平野ないし自然堤防上に位置する。地区内に塚田B遺跡、下太田高田遺跡、別所古墳、別所館跡、八重畑遺跡、八重草遺跡、町川原遺跡等が所在し、北に接する丘陵には国指定史跡羽山横穴墓群等の横穴墓群、与太郎内古墳群、川内始B遺跡群、石橋遺跡等、西方には上太田前田古墳、上太田前田A・B遺跡、上ノ内遺跡等が存在する。平成27年度に分布調査、平成28・令和元年度に試掘・確認調査を実施し、令和3年度には県文化振興財団により塚田B遺跡の発掘調査が行われている。

(1) 八重畑遺跡 (図34)

所在地 南相馬市原町区中太田字八重畑

調査対象面積 27㎡ (トレンチ2本、6.7㎡)

保存面積 13.5㎡

検出遺構 なし

出土遺物 なし

過年度調査歴 平成27年度 分布調査 (農山村地域復興基盤総合整備事業)

平成28・令和元年度 試掘・確認調査 (農山村地域復興基盤総合整備事業)

概 要

八重畑遺跡は、JR常磐線磐城太田駅の北西約2.5km、太田川左岸の丘陵南斜面に位置する。周辺には、南に別所古墳・別所館跡、西に中畑横穴墓群・羽山横穴墓群・与太郎内古墳群が存在する。平成27年度の分布調査でこの付近に遺跡の存在が推定されたことから、遺跡推定地MSC-00.B2を設定し、28年度に実施した試掘・確認調査で遺構・遺物包含層が確認された範囲を八重畑遺跡として新規登録した。

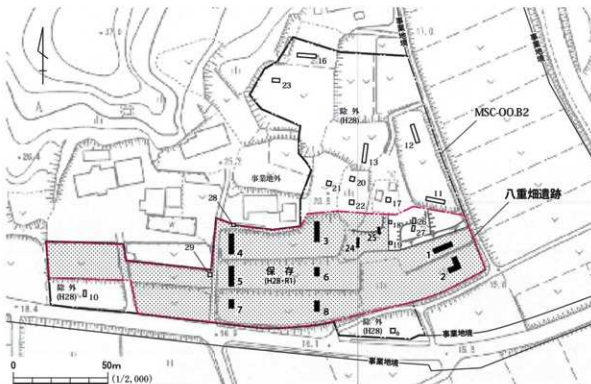


図34 八重畑遺跡のトレンチ配置

今回、保存範囲内で集水橋4基の設置が計画されたため、その内2基の設置範囲を対象に試掘・確認調査を実施した。調査対象地の現況は、畑（休耕中）、道路である。

トレンチは2本（28・29 T）設定した。トレンチ番号は平成28・令和元年度調査からの続き番号である。基本層序は、L I：表土、L II：ぶい黄褐色（10YR4/3）混礫砂質シルト（盛土）、L III：灰黄褐色（10YR4/2）砂質シルト、L IV：褐灰色（10YR4/1）砂質シルト、L V：褐灰色（10YR6/1）砂質シルト、L VI：浅黄色（5Y7/3）～緑灰色（10G6/1）凝灰岩質砂岩（岩盤）である。

遺構・遺物

28 Tは旧埋設管設置時の改変が全面で認められた。29 Tでは地表下0.8 mで岩盤（L VI）に達し、遺構・遺物は確認できなかった。

ま と め

今回の調査では保存を要する埋蔵文化財は確認できなかった。ただし、28 T南側の集水橋設置箇所については、平成28年度調査で遺物包含層を確認している4 Tに近接するため要保存範囲のままとした。

5 南相馬市矢川原地区

矢川原地区は、南相馬市役所の南約4.5km～南西約5.8km、太田川右岸の段丘上に位置している。地区の西部に市渡戸遺跡、岩下遺跡、片倉遺跡、野馬土手が存在し、周辺には、地区南方の丘陵ないし高位段丘に熊下遺跡、畦原A・C・F遺跡等が、太田川左岸の段丘に町川原遺跡、塚場遺跡、石住遺跡、原B遺跡、原遺跡等が存在する。平成27年度に分布調査及び試掘・確認調査を実施している。

（1）岩下遺跡（図35）

所在地 南相馬市原町区片倉字岩下

調査対象面積 985㎡（トレンチ4本、56.5㎡）

保存面積 0㎡

検出遺構 なし

出土遺物 なし

過年度調査歴 平成27年度 分布調査（農山村地域復興基盤総合整備事業）

平成27年度 試掘・確認調査（農山村地域復興基盤総合整備事業）

概 要

岩下遺跡は、南相馬市役所の南西約5.8km、太田川右岸の崖に面した下位段丘面に位置する縄文時代の遺物散布地である。平成27年度に、遺跡西部で農地整備に伴う試掘調査を実施したが、遺物・遺構が確認できなかったため取扱を慎重工事とした。

今回、農地整備に伴って岩下遺跡内を通過するパイプライン工が計画され、遺跡内の総延長280 m（1,400㎡）のうち、平成27年度の調査対象地を除く985㎡を対象として試掘・確認調査を実施した。調査対象地の現況は、東部（市道の東）が農道と畑、西部（市道の西）が太田川の崖面にかかる山林である。

トレンチは4本設定した。基本層序は、東部ではL I：表土、L II：褐灰色（10YR4/1）土（造成土）、L III：褐色10YR4/4シルト（地山）であり、L III上には部分的に旧地表土と考えられる黒色土が存在する。西部ではL I：表土、L II：暗褐色（10YR 3/4）シルト（造成土）、L III：礫層である。

遺構・遺物

いずれのトレンチにおいても、地山直上まで造成が及んでおり、遺構・遺物は確認できなかった。なお、

遺跡北西部の調査対象地にはトレンチを設定しなかったが、地形が急傾斜をなしていることから遺構は存在しないと判断した。

ま と め

保存を要する埋蔵文化財は確認されなかった。

(2) 野馬土手 (図35)

所在地 南相馬市原町区片倉字岩下

調査対象面積 80㎡ (トレンチ1本、20㎡)

保存面積 0㎡

検出遺構 なし

出土遺物 なし

過年度調査歴 なし

概 要

調査対象地は、南相馬市役所の南西約5.8km、太田川右岸の谷底平野に位置している。農地整備に伴うパイプライン工が野馬土手推定線を横断する形で計画されたため、試掘・確認調査を実施した。

埋設箇所は農道であるため隣接する畑を借用してトレンチを1本設定した。基本層序は、LⅠ：表土(耕作土)、LⅡ：造成土(大量の礫を含む)、LⅢ：黒褐色(5YR 3/1)シルトである。

遺構・遺物

調査対象地は造成で大きく改変されており、野馬土手に関連する遺構・遺物は確認できなかった。

ま と め

保存を要する埋蔵文化財は確認されなかった。



図35 岩下遺跡・野馬土手のトレンチ配置

6 南相馬市小高北部地区

小高北部地区は、南相馬市小高区北西部の羽倉・北鳩原・小谷に所在し、小高川の支流である北鳩原川兩岸の谷底平野から段丘に位置する。地区周辺には、段丘上を中心として片草古墳群、片草南原遺跡、堤下遺跡、北鳩原花輪遺跡、元屋敷遺跡、荻原遺跡等が存在する。以前は北西部を鳩原地区、南東部を小谷地区として、平成30年度に分布調査、令和元年度に試掘・確認調査を実施した。令和2年度には、両地区を小高北部地区として一体整備する方針のもと、地区に追加された範囲の分布調査を実施し、遺跡推定地6箇所を確認している。

(1) MSC-ODH.B3 (図36)

所在地 南相馬市小高区羽倉字南篠塚

調査対象面積 5,330㎡ (トレンチ2本、9㎡)

保存面積 0㎡

検出遺構 なし

出土遺物 なし

過年度調査歴 令和2年度 分布調査 (農山村地域復興基盤総合整備事業)

概要

MSC-ODH.B3は、南相馬市小高区役所の北西約4.7km、東流する北鳩原川北岸に位置する。対岸の段丘上には、荻原遺跡が存在する。令和2年度の分布調査で、当該地が南向きの平坦面であること、北に隣接する宅地内に土手が巡っていることから、埋蔵文化財蔵地である可能性を考慮し、試掘・確認調査の対象とした。

調査対象地の現況は2区画の水田であるが、地権者からの聞き取りにより、かつては8区画の田畑が存在した傾斜地であり、盛土造成によって現況に整えたことが判明した。そのため盛土の影響が比較的軽微と考えられる対象地北辺にトレンチ2本を設定して調査を行った。基本層序は、LⅠ：耕作土、LⅡ：灰白～灰黄褐色(10YR7/1～5/2)土(地山ブロック・瓦礫等含む造成土)、LⅢ：にぶい黄褐色(10YR5/4)シルト、LⅣ：灰黄褐色(10YR4/2)シルト、LⅤ：にぶい黄褐色(10YR6/4)シルト(漸移層)、LⅥ：黄褐色(10YR8/8)シルトである。



図36 MSC-ODH.B3のトレンチ配置

遺構・遺物

遺構・遺物は確認できなかった。分布調査時に確認した北側隣接地の土手についても、地権者から昭和前期の主屋改修時に発生した排土を集積したものと聞き取りを得た。

ま と め

保存を要する埋蔵文化財は確認できなかったことから、MSC-ODH. B3は遺跡として取り扱わない。

(2) MSC-ODH. B5 (図 37)

所在地 南相馬市小高区北鳩原字仲内

調査対象面積 2,500㎡ (トレンチ3本、50㎡)

保存面積 0㎡

検出遺構 なし

出土遺物 なし

過年度調査歴 令和2年度 分布調査 (農山村地域復興基盤総合整備事業)

概 要

MSC-ODH. B5は、南相馬市小高区役所の北西約4.1km、北鳩原川北岸の段丘上に位置する。令和2年度の分布調査で、南に延びる低い尾根状の地形であること、東に近接するMSC-ODH. B6 (地区除外)で鉄滓を確認したことから、埋蔵文化財包蔵地である可能性を考慮し、試掘・確認調査の対象とした。調査対象地の現況は、水田、畑 (休耕中)である。

トレンチは3本設定した。基本層序は、L I : 表土 (耕作土)、L II : 灰黄褐色 (10YR5/2) 土 (造成土)、L III : 浅黄橙色～黄橙色 (10YR8/4～7/8) シルト (地山) である。

遺構・遺物

いずれのトレンチでも、全面に切土造成の痕跡があり、遺構・遺物は確認できなかった。

ま と め

保存を要する埋蔵文化財は確認できなかったことから、MSC-ODH. B5は遺跡として取り扱わない。

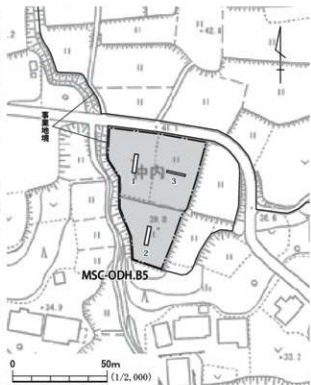


図 37 MSC-ODH. B5 のトレンチ配置

7 南相馬市井田川地区

井田川地区は、南相馬市小高区南東部の蜷沢・井田川に所在し、宮田川河口近くの海岸平野に位置する。かつては、井田川浦と呼ばれた内湾で、地区および周辺には、北新田塩田跡、江ノ東遺跡、川脇・半谷遺跡、南新田塩田跡等近世の製塩遺跡が存在する。平成27年度に分布調査、平成30年度に試掘・確認調査、令和2年度に地区編入に伴う分布調査及び試掘・確認調査を実施している。

(1) 北新田塩田跡（図38、写真2）

所在地	南相馬市小高区井田川字北新田	
調査対象面積	3,700 m ² （トレンチ6本、120 m ² ）	保存面積 保留
検出遺構	なし	出土遺物 なし
過年度調査歴	平成27年度 分布調査（農山村地域復興基盤総合整備事業） 平成30年度 試掘・確認調査（農山村地域復興基盤総合整備事業） 令和2年度 分布調査（農山村地域復興基盤総合整備事業） 令和2年度 試掘・確認調査（農山村地域復興基盤総合整備事業）	

概 要

北新田塩田跡は、南相馬市小高区役所の南東約4.8kmに所在する近世以降の製塩遺跡である。平成30年度の試掘・確認調査で、場窓・鹹水槽・集石等の遺構が確認されている。今回、農地整備に伴い要保存範囲内で4箇所切土工事が計画されたが、当該地は旧宅地等で平成30年度の試掘・確認調査の際にトレンチが設定されていなかった。そのため、当該地の土層、遺構・遺物の有無の確認を目的として試掘・確認調査を行うこととなり、今年度はそのうちの2箇所について調査を実施した。

トレンチは6本設定した。基本層序は、L I：表土（盛土、旧表土）、L II a：黒褐色（2.5Y3/1）～黄灰色（2.5Y5/1）砂、L II b：黄灰色（2.5Y5/1）砂、L II c：青灰色（10BG6/1）砂である。

遺構・遺物

48・50・52 Tにおいて、平成30年度の試掘・確認調査で塩田面とした砂層（L II）に相当する層を確認したが、遺構・遺物は確認できなかった。

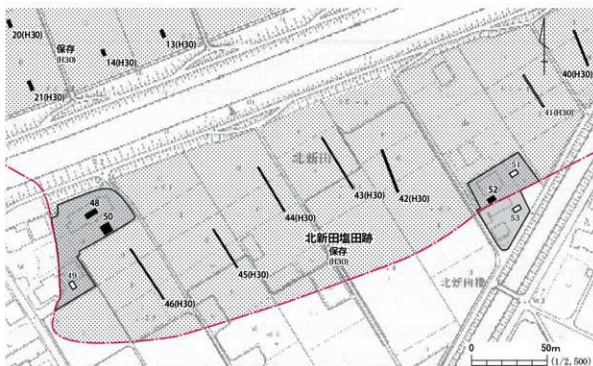


図38 北新田塩田跡のトレンチ配置

ま と め

今回の調査では、埋蔵文化財を確認できなかった。しかし、塩田面に相当する砂層が確認された範囲は保存が必要である。具体的な保存範囲は、令和5年度の調査結果と合わせて判断する。

8 飯館村佐須地区

佐須地区は、相馬郡飯館村の北部、真野川最上流部の段丘から丘陵裾部に位置する。地区周辺には周知の埋蔵文化財包蔵地が少なく、地区の南東に近接して縄文時代の遺物散布地である滑遺跡^{なべ}が存在する程度である。令和2・4年度に分布調査を実施し、遺跡推定地6箇所を確認している

(1) IT-SS. B1 (図 39)

所在地 相馬郡飯館村佐須字佐須

調査対象面積 13,300 m² (トレンチ 15 本、262 m²) 保存面積 0 m²

検出遺構 なし 出土遺物 なし

過年度調査歴 令和2年度 分布調査(農山村地域復興基盤総合整備事業)

概 要

IT-SS. B1 は、飯館村役場の北北西約 8 km に位置し、飯館村と伊達市の境をなす山稜から南に延びる丘陵の先端部に立地している。令和2年度の分布調査で、地形的に埋蔵文化財の存在する可能性が考えられたため、試掘・確認調査の対象とした。調査対象地の現況は、畑(休耕中)である。

トレンチは15本設定した。基本層序は、L I : 表土(耕作土)、L II : 黒褐色～灰褐色混礫シルト、黄褐色シルトないし砂、灰色混礫シルト等(造成土)、L III : 明黄褐色(10YR6/6)ないし橙色(7.5YR6/6)混礫砂～粘土(地山)である。L II は、地点によって厚さ(0～1.2 m以上)及び土質が大きく異なっており、耕地化に際して相当な地形改変が行われたことを示している。

遺構・遺物

遺構・遺物は確認できなかった。

ま と め

保存を要する埋蔵文化財は確認できなかったことから、IT-SS. B1 は遺跡として取り扱わない。

(2) IT-SS. B2 (図 39)

所在地 相馬郡飯館村佐須字佐須

調査対象面積 3,340 m² (トレンチ 5 本、100 m²) 保存面積 0 m²

検出遺構 なし 出土遺物 なし

過年度調査歴 令和2年度 分布調査(農山村地域復興基盤総合整備事業)

概 要

IT-SS. B2 は、飯館村役場の北北西約 8 km に位置し、飯館村と伊達市の境をなす山稜から南に延びる丘陵の先端部に立地している。令和2年度の分布調査で、地形的に埋蔵文化財の存在する可能性が考えられたため、試掘・確認調査の対象とした。調査対象地の現況は、畑(休耕中)である。

トレンチは5本設定した。基本層序は、L I : 表土(耕作土、盛土)、L II : 黄褐色(7.5YR8/8)混礫砂



図39 IT-SS.B1・B2・B3・B5のトレンチ配置

～粘土(地山)である。

遺構・遺物

各トレンチとも耕地化の際に大きく削平された状況を示しており、遺構・遺物は確認できなかった。

ま と め

保存を要する埋蔵文化財は確認できなかったことから、IT-SS. B2は、遺跡として取り扱わない。

(3) IT-SS. B3 (図39)

所在地 相馬郡飯館村佐須字佐須

調査対象面積 1,370 m² (トレンチ2本、28 m²)

保存面積 0 m²

検出遺構 なし

出土遺物 なし

過年度調査歴 令和2年度 分布調査(農山村地域復興基盤総合整備事業)

概 要

IT-SS. B3は、飯館村役場の北北西約7.8kmに位置し、飯館村と伊達市の境をなす山稜から南に延びる丘陵の先端部に立地する。令和2年度の分布調査で、地形的に埋蔵文化財の存在する可能性が考えられたため、試掘・確認調査の対象とした。調査対象地の現況は、畑(休耕中)である。

トレンチは2本設定した。基本層序は、L I : 表土(耕作土)、L II : 7.5YR5/6シルトと7.5YR3/2シルトの混合土(造成土)、L III : 明赤褐色(5YR5/6)混礫粘土～橙色(7.5YR7/6)粘土(地山)である。

遺構・遺物

遺構・遺物は確認できなかった。

ま と め

保存を要する埋蔵文化財は確認できなかったことから、IT-SS. B3は遺跡として取り扱わない。

(4) IT-SS. B4 (図40)

所在地 相馬郡飯館村佐須字^{ウツノ}虎捕

調査対象面積 10,900 m² (トレンチ16本、278 m²)

保存面積 0 m²

検出遺構 なし

出土遺物 なし

過年度調査歴 令和2年度 分布調査(農山村地域復興基盤総合整備事業)

概 要

IT-SS. B4は、飯館村役場の北方約7km、虎捕山山津見神社の東約600mに位置し、真野川最上流部の枝谷に北西から張り出す尾根の南向緩斜面に立地している。令和2年度の分布調査で、地形的に埋蔵文化財の存在する可能性が考えられたため、試掘・確認調査の対象とした。調査対象地の現況は、牧草地である。

トレンチは16本設定した。基本層序は、L I : 表土(盛土含む)、L II : 橙色(5YR7/8)混礫シルト～粘土(地山)であり、耕地化に際して大きく削平、改変されている。

遺構・遺物

遺構・遺物は確認できなかった。

ま と め

保存を要する埋蔵文化財は確認できなかったことから、IT-SS. B4は遺跡として取り扱わない。



図40 IT-SS.B4のトレンチ配置

(5) IT-SS.B5 (図39)

所在地 相馬郡飯館村佐須字佐須

調査対象面積 1,226 m² (トレンチ2本、40 m²)保存面積 0 m²

検出遺構 なし

出土遺物 なし

過年度調査歴 令和4年度 分布調査（農山村地域復興基盤総合整備事業）

概要

IT-SS.B5は、飯館村役場北方約8km、飯館村と伊達市の境をなす山稜から南に延びる丘陵の先端部に立地している。令和4年度の分布調査で、地形的に埋蔵文化財の存在する可能性が考えられたため、試掘・確認調査の対象とした。調査対象地の現況は、畑（休耕中）である。

トレンチは2本設定した。基本層序は、LⅠ：表土（耕作土）、LⅡ：褐色（10YR4/6）混礫粘質シルト～暗褐色（10YR3/3）混礫シルト（盛土）、LⅢ：黄褐色（10YR5/6）シルト（自然堆積層）、LⅣ：にぶい黄褐色（10YR5/4）混礫砂質シルト（地山）である。

遺構・遺物

遺構・遺物は確認できなかった。

まとめ

保存を要する埋蔵文化財は確認できなかったことから、IT-SS.B5は遺跡として取り扱わない。

(6) IT-SS. B6 (図41)

所在地 相馬郡飯館村佐須字滑

調査対象面積 8,285 m² (トレンチ14本、113 m²)

保存面積 0 m²

検出遺構 なし

出土遺物 なし

過年度調査歴 令和4年度 分布調査(農山村地域復興基盤総合整備事業)

概要

IT-SS. B6は、飯館村役場の北北西約6.5km、真野川上流右岸の丘陵の北向緩斜面に位置している。令和4年度の分布調査で、当該地が周知の埋蔵文化財包蔵地である滑遺跡に隣接し、地形的にも連続している状況から埋蔵文化財包蔵地の可能性があると判断し、試掘・確認調査の対象とした。調査対象地の現況は、牧草地である。

トレンチは14本設定した。基本層序は、L I : 表土、L II : 黄褐色～暗褐色混礫土、黄褐色混礫シルト、褐色混礫シルト等(盛土)、L III : 明黄褐色(10YR6/8)～黒褐色(10YR2/2)シルト、明黄褐色(10YR6/6)混礫シルト、にぶい黄褐色(10YR5/4)粘質シルト(盛土もしくは山麓部に堆積する岩塊層等の自然堆積層)、L IV : 褐色(10TR4/6)ないし明黄褐色(10YR6/8)～黄橙色(10YR7/8)シルト(自然堆積層)である。L IIは、トレンチによって厚さ(0.1～1m以上)及び土質が大きく異なっており、耕地化等に際して相当な地形改変が行われたことを示している。

遺構・遺物

遺構・遺物は確認できなかった。

まとめ

保存を要する埋蔵文化財は確認できなかったことから、IT-SS. B6は遺跡として取り扱わない。

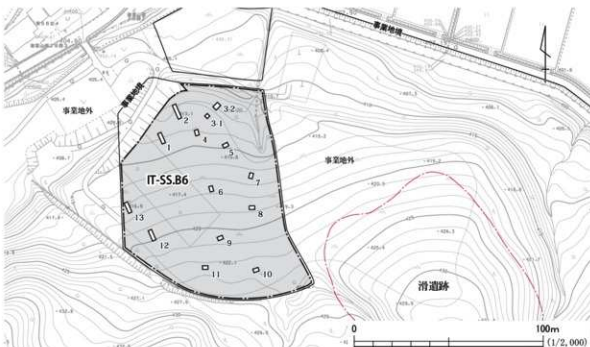


図41 IT-SS. B6のトレンチ配置

9 飯館村上飯樋地区

上飯樋地区は、双葉郡飯館村南西部の飯樋に所在し、新田川の支流である飯樋川最上流部の谷底平野およびそれに接する段丘ないし丘陵裾部に位置する。令和2・4年度に分布調査を実施し、周知の埋蔵文化財包蔵地1箇所（大火遺跡）、遺跡推定地5箇所（IT-KIT.B1～B5）を確認している。

（1）大火遺跡・IT-KIT.B1（図42）

所在地 相馬郡飯館村飯樋字大西

調査対象面積 6,125㎡（トレンチ9本、172㎡）

保存面積 0㎡

検出遺構 なし

出土遺物 なし

過年度調査歴 令和2年度 分布調査（農山村地域復興基盤総合整備事業）

概要

大火遺跡及び遺跡推定地 IT-KIT.B1 は、飯館村役場の西南西約2.6km、飯樋川の支流左岸の西向緩斜面に位置している。大火遺跡は縄文時代の遺物散布地として周知されており、令和2年度の分布調査で、遺跡の

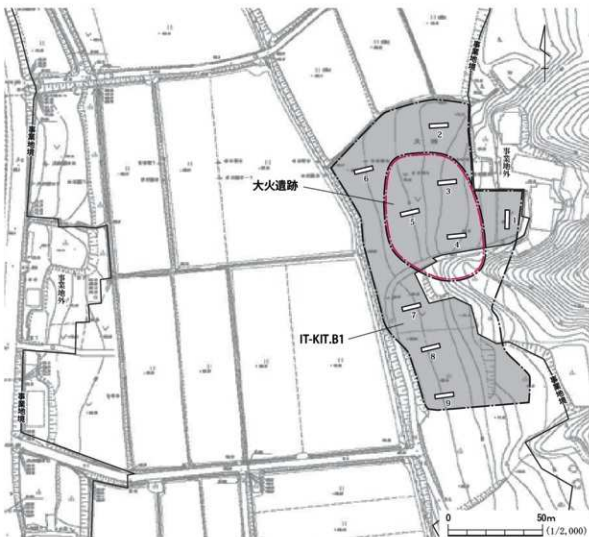


図42 大火遺跡・IT-KIT.B1のトレンチ配置

周囲に同一の地形が広がっている状況を確認したことから、その範囲を遺跡推定地 IT-KIT. B1 として試掘・確認調査の対象とした。調査対象地の現況は、畑、牧草地である。

トレンチは9本設定した。基本層序は、L I：表土、L II：黒褐色土、暗褐色土、にぶい黄褐色砂質土等（造成土）、L III：黒色（10YR2/1）シルト、L IV：黄褐色（10YR5/8）砂質シルト（地山）である。L IIは、トレンチごとに厚さ（0.3～0.9 m）及び土質が異なっており、耕地化にあたって大きな地形改変が行われたことを示している。

遺構・遺物

遺構は確認できなかった。遺物は、5 Tで縄文土器が出土したが、L Iからの出土であり流れ込みと判断した。

ま と め

保存を要する埋蔵文化財は確認できなかったことから、IT-KIT. B1 は遺跡として取り扱わない。

(2) IT-KIT. B3 (図 43)

所在地 相馬郡飯館村飯桶字大西

調査対象面積 3,960 m² (トレンチ9本、174 m²)

保存面積 0 m²

検出遺構 なし

出土遺物 なし

過年度調査歴 令和2年度 分布調査（農山村地域復興基盤総合整備事業）

概 要

IT-KIT. B3 は、飯館村役場の南西約 2.3 km、飯桶川の枝谷の東向緩斜面に位置している。令和2年度の分布調査の際、地形的に埋蔵文化財包蔵地の可能性があると判断し、試掘・確認調査の対象とした。調査対象地の現況は、牧草地である。

トレンチは9本設定した。基本層序は、L I：表土、L II：オリーブ褐色（2.5Y4/6）土、褐灰色（10YR4/1）土、灰褐色（7.5YR4/2）土等（盛土）、L III：黄橙色（10YR8/8）または明青灰色（5B7/1）粘土（地山）である。L IIは、トレンチごとに厚さ（0～1.2 m）及び土質が異なっており、耕地化にあたって大きな地形改変が行われたことを示している。

遺構・遺物

遺構・遺物は確認できなかった。

ま と め

保存を要する埋蔵文化財は確認できなかったことから、IT-KIT. B3 は遺跡として取り扱わない。

(3) IT-KIT. B4 (図 43)

所在地 相馬郡飯館村飯桶字大西

調査対象面積 1,100 m² (トレンチ4本、70 m²)

保存面積 0 m²

検出遺構 なし

出土遺物 なし

過年度調査歴 令和2年度 分布調査（農山村地域復興基盤総合整備事業）

概 要

IT-KIT. B4 は、飯館村役場の南西約 2.3 km、飯桶川の枝谷の東向緩斜面に位置している。令和2年度の分

布調査の際、地形的に埋蔵文化財包蔵地の可能性があると判断し、試掘・確認調査の対象とした。調査対象地の現況は牧草地である。

トレンチは4本設定した。基本土層は、L I：表土、L II：黒褐色（10YR2/2）土等（盛土）、L III：黄褐色（10YR8/8）粘土（地山）である。

遺構・遺物

遺構・遺物は確認できなかった。

まとめ

保存を要する埋蔵文化財は確認できなかったことから、地区除外となった570㎡を含めてIT-KIT.B4は遺跡として取り扱わない。



図43 IT-KIT.B3・B4のトレンチ配置

10 浪江町浪江南地区

浪江南地区は、双葉郡浪江町川添、樋渡に所在し、高瀬川左岸に形成された谷底平野に位置する。周辺には、北西の段丘上に上ノ原古墳群、高塚古墳群、南大坂遺跡、南大坂古墳群、北東に権現堂条里制跡、東に樋渡館跡等が存在する。また、地区内には近年まで条里型水田が展開していた。令和2年度の分布調査で遺跡推定地6ヶ所を確認し、令和3年度から試掘・確認調査を実施している。

(1) NE-NM.B4 (図44)

所在地	双葉郡浪江町樋渡字竹の花、川添字東師内・八斗蒔		
調査対象面積	42,000 m ² (トレンチ30本、520 m ²)	保存面積	0 m ²
検出遺構	なし	出土遺物	なし
過年度調査歴	令和2年度 分布調査 (農山村地域復興基盤総合整備事業)		
概要			

NE-NM.B4は、浪江町役場の南西約1.7kmに位置する。遺跡推定地の中央を東西に走る町道沿いに高瀬川の自然堤防が形成されており、周囲より若干標高が高くなっている。令和2年度の分布調査で、土師器片を採集したため試掘・確認調査の対象とした。調査対象地の現況は、水田、畑である。

トレンチは30本設定した。基本土層は、町道の北(大字川添)と南(大字樋渡)でやや異なる。町道の北は、L I:表土(除染土・耕作土)、L II:褐灰色(7.5YR4/1)シルト、L III:灰白色(2.5Y8/2)混砂シルト、L IV:黒色(10YR2/1)シルト(薄い砂層、泥炭層が入る)である。L IIは近世以降の陶磁器片を含んでおり、耕地化に伴う造成土と考えられる。L III以下は、湿地性の堆積土であり、町道以北が後背湿地であったことを示す。

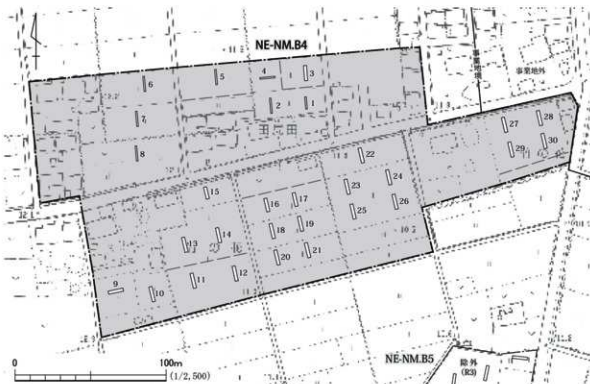


図44 NE-NM.B4のトレンチ配置

町道の南は、LⅠ：表土（除染土・耕作土）、LⅡ：黒褐色（7.5YR3/1）系シルト、LⅢ：灰白色（7.5YR8/2）系微砂、LⅣ：暗灰色（N3/1）ないし灰色（N6/1）混砂シルトである。LⅡは耕化に伴う造成土、LⅢは地点によって厚さ・粒径が異なり、洪水時の堆積土と考えられる。町道以南は水捌けがよく、自然堤防であったことを示す。

遺構・遺物

いずれのトレンチにおいても、LⅡより下に安定した生活面は認められず、遺構も確認できなかった。14 T、25 TでLⅡないしLⅢ上面で土師器片が出土したが、いずれも流れ込みとみられる。

まとめ

保存を要する埋蔵文化財は確認できなかったことから、NE-UM B4は遺跡として取り扱わない。

11 浪江町請戸地区

請戸地区は、双葉郡浪江町請戸^{もがほ}、両竹に所在し、請戸川右岸の海岸平野ないし後背湿地に位置している。令和4年度に分布調査を実施し、地区内に周知埋蔵文化財包蔵地2ヶ所（鍛冶屋川原遺跡^{かじやまがわ}・大平山遺跡^{おほひらやま}）、遺跡推定地1ヶ所（NE-UD B1）の存在を確認している。

（1）NE-UD B1（図45）

所在地 双葉郡浪江町請戸字大平町・前田

調査対象面積 42,000 m²（トレンチ37本、626 m²）

保存面積 0 m²

検出遺構 なし

出土遺物 なし

過年度調査歴 令和4年度 分布調査（農山村地域復興基盤総合整備事業）

概要

NE-UD B1は、浪江町役場の南東約3 km、請戸川下流右岸の海岸平野に位置している。令和4年度の分布調査で、鍛冶屋川原遺跡を中心として遺物が散布していることを確認したため、その範囲に遺跡推定地NE-UD B1を設定した。今回の試掘・確認調査では、遺跡推定地158,000 m²のうち南東部42,000 m²を対象とした。調査対象地の現況は、津波で被災した水田跡である。

トレンチは37本設定した。基本層序は、LⅠ：表土（除染土・耕作土）、LⅡ：褐灰色（10YR5/1）～灰色（10YR8/1）砂、LⅢ：褐灰色（10YR4/1）粘土（酸化、還元により黄褐色、緑黒色等を呈する）である。

遺構・遺物

今回の調査範囲では遺構・遺物ともに確認できなかった。

まとめ

保存を要する埋蔵文化財は確認できなかったことから、NE-UD B1の今回調査した範囲は遺跡として取り扱わない。

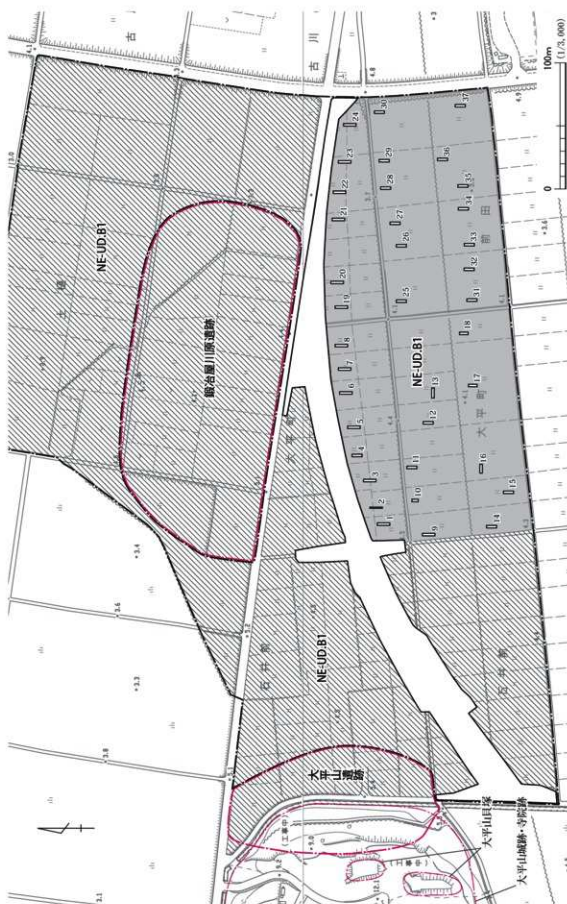


図 45 NE-UD.B1 のトレンチ配置

12 広野町広野地区（^{かめがさき}亀ヶ崎工区）

広野地区亀ヶ崎工区は、双葉郡広野町折木^{せがき}に所在し、折木川の南を流れる支流の兩岸に形成された段丘に位置する。平成27年度に分布調査、平成28年度に試掘・確認調査を実施しており、現在は農地整備工事が進行している。令和4年度、事業地の隣接地で排水路設置工事が計画され、当該地の分布調査を行ったところ、その一部が周知の埋蔵文化財包蔵地である上ノ原遺跡に重複することを確認した。また、遺跡の北側隣接地に遺跡が存在する可能性があることから、遺跡推定地HN-KG.B4を設定した。

（1）上ノ原遺跡・HN-KG.B4（図46～50、写真3・10～14）

所在地 双葉郡広野町折木字西の沢

調査対象面積 283㎡（トレンチ5本、14.6㎡）

保存面積 170㎡

検出遺構 なし

出土遺物 陶磁器、すり鉢、甕、瓦、窯道具

過年度調査歴 平成27年度 分布調査（農山村地域復興基盤総合整備事業）

平成28年度 試掘・確認調査（農山村地域復興基盤総合整備事業）

令和4年度 分布調査（農山村地域復興基盤総合整備事業）

概要

上ノ原遺跡・HN-KG.B4は、広野町役場の南西約4.6km、折木川の南を流れる支流の北岸に形成された段丘から丘陵裾に位置している。周辺には、西の沢遺跡、石ノ木遺跡、亀山神社前遺跡等が存在する。平成28年度に南隣接地（HN-KG.B3）で試掘・確認調査を行ったが、ここでは遺構・遺物ともに確認されなかった。今回は、農地整備に伴う排水路設置範囲を対象として試掘・確認調査を実施した。調査対象地の現況は、宅地、畑、町道、雑種地である。排水路は大半が雑種地と町道に造られる計画であるため、町道北側の雑種地を対象にトレンチを設けた。

トレンチは5本設定した。基本層序は、LⅠ：ぶい黄褐色シルト（表土）、褐灰色・明黄褐色シルト（盛土）、LⅡ：ぶい黄橙色～明黄褐色シルト、LⅢ：橙色～明黄褐色シルト、LⅣ：黄橙色シルト（風化礫混入）である。1Tは上ノ原遺跡の範囲内、2～5TはHN-KG.B4の範囲内である。

遺構・遺物

1Tからは、陶器・窯道具が混入した掘り込み1基、2Tからは小穴6基が確認された。1Tの掘り込みは表土直下から掘り込まれており、焼け面はなく、堆積土には窯道具等の陶器及び礫が混入している。道路脇の擁壁に伴う工事で南側が壊されている。2Tの小穴の平面形は不整形である。1・2Tを設けた平坦地は、調査直前まで農業用倉庫が建っており、明治期の地籍帳には「水車敷」と記されていた場所であり、近隣の方からも以前水車小屋があったとのことをお話をうかがった。1Tの遺物に



図46 上ノ原遺跡・HN-KG.B4のトレンチ配置

は明治以降のものがあることも踏まえて、1・2 Tの掘り込みは水車小屋や農業倉庫に伴う明治～現代のカクランと判断した。ただ、1 Tの出土遺物には陶磁器、窯道具があるため、近世の窯跡とされている上ノ原遺跡の性格究明のため、遺物の一部について図化した。他のトレンチでは、遺構は確認できず、3 Tの表土から陶器が出土した。

1 TのL I及びカクランから土のう袋2個分の遺物が出土している。

図47-1～7は陶磁器である。1～3は磁器で染付である。産地は不明だが、胎土のガラス質の程度からみて、1は肥前系、2・3は瀬戸・美濃系の可能性がある。染付の青みが強く西洋コバルトによるものとみられるため、明治時代以降の製品と考えられる。1は急須で口縁部と体部下半に直線が引かれる。2は葉文が描かれる小破片で、1と同一個体とみられる。3は段重で、唐草文が描かれる。4～7は陶器である。胎土から、4は相馬系陶器とみられるが、他は産地不明である。4は片口鉢の可能性があり、灰釉が施される。図化しなかったが同様の破片が出土している（写真10-5）。5・6は土鍋で内外面に鉄釉が施される。7は急須もしくは土瓶であり、外面に指で押さえた跡があり、鉄釉が施される。

図47-8～13はすり鉢である。8～10は鉄釉が施され、11～13及び写真10-15～17は素焼きである。

図47-14～図48-3は甕である。図47-14～17は鉄釉が施され、それ以外は素焼きである。口縁部が外側に張り出すものや、やや垂れ下がるものがある。胎土には砂粒が多く混じる。図化しなかったものとして写真10-21・22、写真11-1～5、写真12-4がある。写真10-21は焼きひずみのある口縁部、写真10-22は溶着物のある口縁部である。写真11-1～5は体部で、クロロ目が目立ち、内外面に鉄釉が施される。写真11-13～15は素焼きの体部片であり、提示したものはクロロ目は目立たない。

図48-4～8は瓦である。4～6・8は平瓦で、7はそれより丸みが強い。4～7は素焼きの一部に鉄釉が施されており、8は素焼きである。

図49-1～図50-2は窯道具である。図49-1～5は筒状の形状であり、5は内面のクロロ目の凹凸が著しく、上半部に薄い鉄釉が施される。図49-6～図50-2は平面形が有孔円形で低い台状の形状のものである。6～10は脚部が全体的に成形されるもので、それ以外は一部に切り込みがある。6～8は脚部が三角形形状に、9・10は弧状に切り出される。11以降については図では脚部に切り込みがあるものとなないものがあるが、切り込みのない破片を反転して図化したためであり、おそらく基本的にはどこかに切り込みをいれているのではないかと考えられる。上面には回転糸切り痕が残るのが大半である。写真13-14は図化していないが、釉が溶着している。

図50-4は図の上面が溶融しており、窯壁と考えられる。3は指で回ませたような形状の回みがある素焼きのものであり、用途不明であるが何かの「型」かもしれない。

図50-5は3 Tの表土から出土した素焼きの底部である。

ま と め

今回の調査では、保存を要する埋蔵文化財は確認されなかった。そのため、HV-KG B4は遺跡として取り扱わない。上ノ原遺跡を通る町道部分については、道路による地形改変も想定されるが、道路周辺に陶器及び窯道具が散布している状況を踏まえ、保存が必要な範囲と判断した。

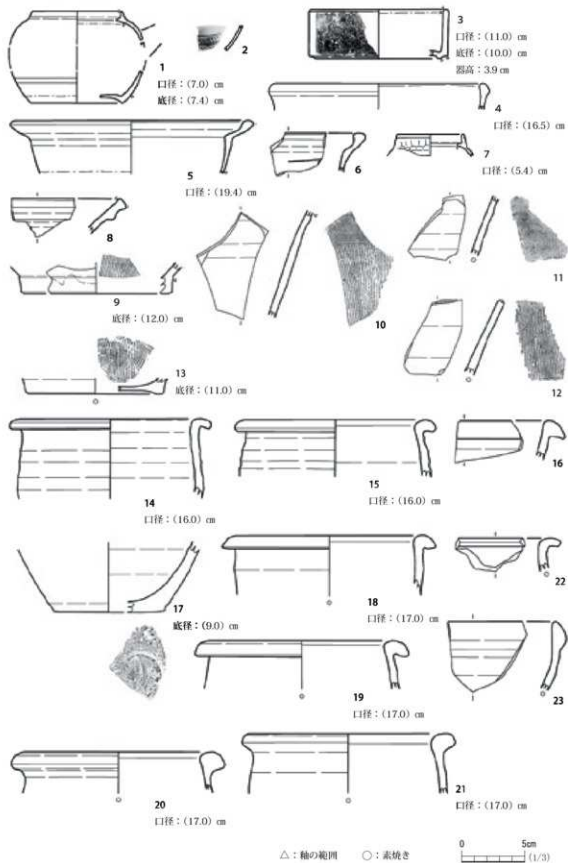


図47 上ノ原遺跡出土遺物(1)

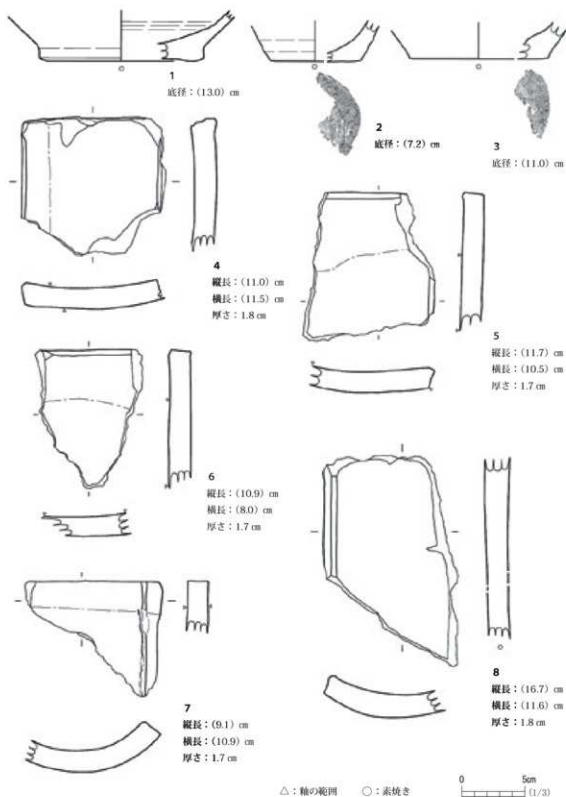


図48 上ノ原遺跡出土遺物(2)

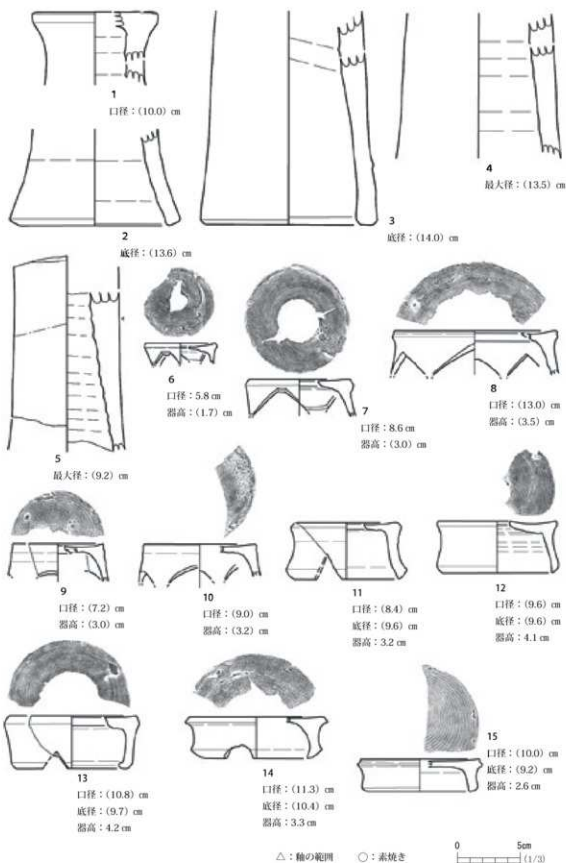


図 49 上ノ原遺跡出土遺物 (3)

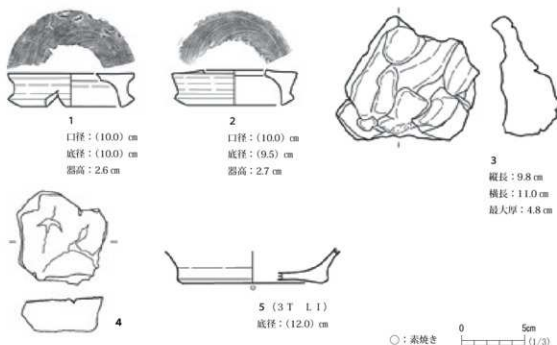


図50 上ノ原遺跡出土遺物(4)

13 葛尾村葛尾地区(下葛尾工区)

葛尾地区下葛尾工区は、双葉郡葛尾村葛尾に所在し、葛尾川沿いの谷底平野及び段丘に位置する。地区内から周辺にかけて、北平A・B・C・D遺跡、湯口遺跡、葛尾大尽屋敷跡、散井畑A・B遺跡等多くの遺跡が存在する。平成30年度に分布調査、令和元年度に試掘・確認調査、令和3年度に地区編入に伴う分布調査を実施している。

(1) 北平D遺跡・K0-SK0.B3(図51)

所在地 双葉郡葛尾村葛尾字北平

調査対象面積 5,050㎡(トレンチ5本、53㎡)

保存面積 0㎡

検出遺構 なし

出土遺物 なし

過年度調査歴 平成30年度 分布調査(農山村地域復興基盤総合整備事業)

令和3年度 分布調査(農山村地域復興基盤総合整備事業)

概要

近世の製鉄跡である北平D遺跡及び遺跡推定地K0-SK0.B3は、葛尾村役場の北西約2.8kmに位置し、葛尾川沿いに形成された谷底平野に立地している。平成30年度の分布調査で、北平D遺跡が事業地と重複することを確認し、北平D遺跡の南隣接地に遺跡推定地K0-SK0.B3を設定した。両者は一旦地区除外されたが、令和3年度の地区編入に伴う分布調査で、事業地に含まれることが確認されたことから、試掘・確認調査を実施することとした。調査対象地の現況は、水田である。

トレンチは5本設定した。基本層序は、LⅠ：表土(耕作土)、LⅡ：粗大な礫を含む造成土、LⅢ：黄

灰色(2.5Y5/1)シルト(旧耕作土)、LIV:黒色(10YR2/1)混砂シルト、LV:褐色(10YR6/1)～灰白色(10YR8/1)砂、LVI:灰白色(10YR7/1)砂礫である。土層の状況から、調査対象地はかつて北側に存在した葛尾川旧流路の影響を強く受けているものと推定される。

遺構・遺物

遺構は確認できなかった。3TのLIV上面で縄文土器の小片が出土したが、これ以外の遺物は全く出土していないことから流れ込みと判断した。

まとめ

保存を要する埋蔵文化財は確認できなかったことから、KO-SK0.B3は遺跡として取り扱わない。



図51 北平D遺跡・KO-SK0.B3のトレンチ配置

第3節 主要地方道原町川俣線整備事業

本事業は福島県土木部の所管で、常磐自動車道南相馬インターチェンジから市街地、ロボットテストフィールド、復興工業団地、主要観光地にアクセスする道路整備事業である。相双建設事務所管内で1工区、面積2,830㎡を対象に試掘・確認調査を実施した。

表17 主要地方道原町川俣線整備事業に係る試掘・確認調査一覧

遺跡名 (遺跡番号)	所在地	試掘・ 確認調査 面積 (㎡)	保存 面積 (㎡)	試掘トレンチ			遺構	遺物	備考
				本数 (本)	面積 (㎡)	割合 (%)			
【下高平工区】 調査期間：R4.11.28～29									
MSC-SK.B3	南相馬市原町区下 高平字寺前	2,830	0	3	50	1.8	なし	なし	

1 南相馬市下高平工区

下高平工区は、南相馬市原町区長野寺^{ながのてら}正内^{ましろ}を起点として、新田川^{しんたがわ}を挟み、下高平^{しもたかひら}谷中^{やちゆう}に至る全長4.8kmの工区である。新田川沿いの谷底平野に位置しており、事業地とその周辺には多くの遺跡が分布している。令和元年度に分布調査、令和2・3年度に試掘・確認調査、令和3年度に道路拡幅が計画された箇所^{あそ}の分布調査を実施している。

(1) MSC-SK.B3 (図52)

所在地 南相馬市原町区下高平寺前

調査対象面積 2,830㎡ (トレンチ3本、50m)

保存面積 0㎡

検出遺構 なし

出土遺物 なし

過年度調査歴 令和元年度 分布調査 (主要地方道原町川俣線整備事業)

概要

MSC-SK.B3は、南相馬市役所の北東約2.8km、新田川左岸の谷底平野に位置する。周辺には下高平館跡、古館遺跡、杉内遺跡、谷中遺跡、荒井前遺跡等多くの遺跡が存在する。令和2年度の分布調査で、地形的に遺跡の存在が推定されたため、試掘・確認調査の対象とした。調査対象地の現況は、水田、宅地である。

トレンチは3本設定した。基本層序は、上からLⅠ：表土 (耕作土)、LⅡ：暗赤灰色 (2.5YR3/1) 粘土、LⅢ：赤黒色 (2.5YR1.7/1) 粘土、LⅣ：明赤灰色 (2.5YR7/1) 粘土である。

遺構・遺物

遺構・遺物は確認できなかった。



図52 MSC-SK.B3のトレンチ配置

ま と め

保存を要する埋蔵文化財は確認できなかったことから、MSC-SK.B3は遺跡として取り扱わない。

第4節 一般県道広野小高線整備事業

本事業は福島県土木部の所管で、広野町を起点とし、南相馬市小高区に至る延長55kmに及ぶ幹線道路の整備事業である。相双建設事務所管内で2工区、面積8,000㎡を対象に試掘・確認調査を実施した。

表18 一般県道広野小高線整備事業に係る試掘・確認調査一覧

遺跡名 (遺跡番号)	所在地	試掘・ 確認調 査面積 (㎡)	保存 面積 (㎡)	試掘トレンチ		遺構	遺物	備考
				本数 (本)	割合 (%)			
【浦尻工区】 調査期間：E5.1.16～2.1								
北原貝塚 (I1250303)	南相馬市小高区浦 尻字北原	750	0	4	28.5	3.8	なし	なし
MSC-10_37	南相馬市小高区浦 尻字北原	650	0	3	60	9.2	なし	なし
MSC-10_38 (中林崎遺跡)	南相馬市小高区浦 尻字中林崎	1,700	550	5	75.2	4.4	懸穴住居	土師器、鉄製品、 鉄滓
MSC-10_39	南相馬市小高区浦 尻字台ノ原	3,700	0	4	83.5	2.3	なし	なし
【龍川工区】 調査期間：E4.11.21～22								
OK-10_31	双葉郡大熊町龍川 字八坂	1,200	0	2	40	3.3	なし	なし

1 南相馬市浦尻工区

浦尻工区は、南相馬市小高区南東部の井田川、浦尻に所在し、旧井田川浦干拓地及びその南の海岸平野、段丘に位置している。周辺には北新田塩田跡、浦尻館跡、浦尻貝塚（国指定史跡）、北原貝塚（一部南相馬市指定史跡）、中林崎遺跡等の遺跡が存在する。平成30年度、令和2年度に分布調査、令和2・3年度に試掘・確認調査を実施し、その結果をもとに事業側と設計協議を行った。令和4年度には、路線がほぼ確定したことを受けて再度分布調査を実施した。

(1) 北原貝塚（図53）

所在地 南相馬市小高区浦尻字北原

調査対象面積 750㎡（トレンチ4本、28.5㎡）

保存面積 0㎡

検出遺構 なし

出土遺物 なし

過年度調査歴 平成30年度 分布調査（一般県道広野小高線整備事業）

令和2年度 分布調査、試掘・確認調査（一般県道広野小高線整備事業）

令和3年度 試掘・確認調査（一般県道広野小高線整備事業）

令和4年度 分布調査（一般県道広野小高線整備事業）

概 要

北原貝塚は、南相馬市小高区の南西部、南相馬市から浪江町にまたがって広がる段丘の北端部に位置し、

一部は南相馬市の史跡に指定されている。貝塚の時期は、縄文早期～前期が主体で、北西 500 m に所在する浦尻貝塚より年代的に先行する。遺跡の西辺が事業地と重複するため、令和 2・3 年度に試掘・確認調査を実施した（一部は南相馬市教育委員会が実施）。調査の結果、事業地北半の段丘上から斜面にかけて遺構・遺物包含層が存在することを確認し、その周辺を要保存範囲とした。今回は、未調査で残っていた事業地南半の一部を対象として試掘・確認調査を実施した。調査対象地の現況は、山林、荒蕪地である。

トレンチは 4 本設定した。基本層序は、L I：表土（腐葉土）、L II：褐色（7.5YR4/4）シルト（木根による影響のある層）、L III：明褐色（7.5YR5/8）シルトである。

遺構・遺物

遺構は確認できなかった。遺物は、L I、L II から縄文土器の小片が出土したのみである。

ま と め

今回の調査範囲では、保存を要する埋蔵文化財は確認できなかった。ただし、遺跡北半部では、事業地と要保存範囲が重複するので、遺構・遺物包含層の広がりを確認するための追加調査が必要である。

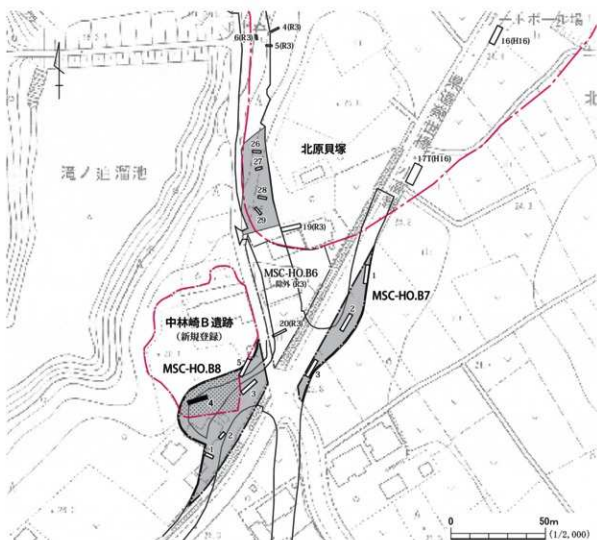


図 53 北原貝塚・MSC-HO. B7・B8（中林崎B遺跡）のトレンチ配置

(2) MSC-HO. B7 (図 53・54、写真 15)

所在地 南相馬市小高区浦尻字北原

調査対象面積 650 m² (トレンチ3本、60 m²)保存面積 0 m²

検出遺構 なし

出土遺物 なし

過年度調査歴 令和4年度 分布調査 (一般県道広野小高線整備事業)

概 要

MSC-HO. B7 は、浦尻工区の南端、県道広野小高線と幾世橋小高線の交差点南東側に位置する。当該地は北原貝塚から続く段丘上にあり、広野小高線整備に伴う接続道路が計画されたことから、試掘・確認調査の対象とした。調査対象地の現況は、造成された工場用地である。

トレンチは3本設定した。基本層序は、L I : 造成時の盛土、L II : 造成前の耕作土、L III : 褐色 (10YR4/4 ~ 4/3) シルト (耕作に伴う攪乱層)、L IV : 褐色 (10YR4/6) シルトである。

遺構・遺物

遺構は確認できなかった。遺物は、無茎石鏃 (図 54-1) が1点出土したが、攪乱層中に混入しており、流れ込みと判断した。

ま と め

保存を要する埋蔵文化財は確認できなかったことから、MSC-HO. B7 は遺跡として取り扱わない。

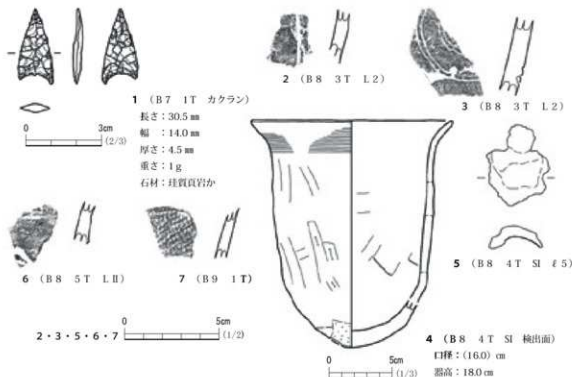


図 54 MSC-HO. B7・B8 (中林崎B遺跡)・B9 出土遺物

(3) MSC-HO. B8 (中林崎B遺跡) (図53～55、表19、写真4・15)

所在地 南相馬市小高区浦尻字北原

調査対象面積 1,700 m² (トレンチ5本、75.2 m²)保存面積 550 m²

検出遺構 竪穴住居

出土遺物 土師器、鉄製品、鉄滓

過年度調査歴 令和4年度 分布調査(一般県道広野小高線整備事業)

概 要

MSC-HO. B8は、浦尻工区の南端、県道広野小高線と幾世橋小高線の交差点北西側に位置する。当該地は北原貝塚から続く段丘上にあり、広野小高線整備に伴う接続道路が計画されたことから、試掘・確認調査の対象とした。調査対象地の現況は、宅地跡、畑跡である。

トレンチは5本設定した。基本層序は、L I : 表土(除染土、宅地造成時の盛土等)、L II : 耕作土または旧表土、L III : 褐色(10YR4/6)、黄褐色(10YR5/6)シルト等(耕地造成時の盛土)、L IV : 褐色(7.5YR4/4)シルト(以下地山)、L V : 明褐色(7.5YR5/8)シルトである。2・3・5 Tでは、L Vまで削平を受けており、L Vの直上がL IないしL IIになる。段丘端部の4 Tでは、削平後にL IIIの盛土がなされているが、西に下る地形であるためトレンチ西部にL IVがわずかに残存している。

遺構・遺物

遺構は、4 TのL IV上面で竪穴住居を検出した(図55)。規模は東西3.3 m以上、南北1.1 m以上の方形平面と考えられ、南西隅にカマドを設けている。検出位置が段丘端部に近いため、削平を免れて残存したものとみられる。床面からの残存高は0.3 mで、壁は緩やかに立ち上がる。内部の堆積土は褐色シルトが主で、一部に炭を含む暗褐色土が存在する。カマドは粘土で構築したソデ部と火床部の底面のみが残存し、火床部は奥行き60 cm、幅50 cmである。遺物は、土師器の小型甕(非ロクロ)、器種不明鉄製品、鉄滓が出土している。

図54-4は竪穴住居検出面から出土した土師器甕である。長胴で丸底の器形である。外面の調整は、口縁部はヨコナデ、体部はナデ、体部下半から底部にかけてはヘラケズリが施される。内面の調整は、ヘラナデ、ナデである。体部下半は被熱痕跡が著しく、底部内面には黒色の付着物がある。時期は、古墳時代から古代と考えられる。図54-5は竪穴住居のø5から出土した金属製品である。鉄製品と考えられる。弧状の形状である。

その他の遺物として、3 T、5 TのL IIから弥生土器が出土している。3 T出土土器は、2本の平行沈線と直線(図54-2)あるいは同心円文(図54-3)を描いている。5 T出土土器(図54-6)は、連続する山形の沈線文を施している。

ま と め

4 Tで竪穴住居を確認したことから、4 Tと地形的に連続性のある550 m²の範囲については、工事等に際して協議により埋蔵文化財の保護を図る必要がある。なお、保護が必要な範囲及びその周辺で埋蔵文化財の存在する可能性がある範囲については、中林崎B遺跡として新規登録した。

表19 MSC-HO. B8 (中林崎B遺跡)のトレンチ一覧

トレンチ 番号	検出遺構・遺物包含層			出土遺物
	種類(時代)	確認面までの 深さ	遺構内掘込み	
4T	竪穴住居(古墳 ～古代)		60 cm	土師器、鉄製品、 鉄滓

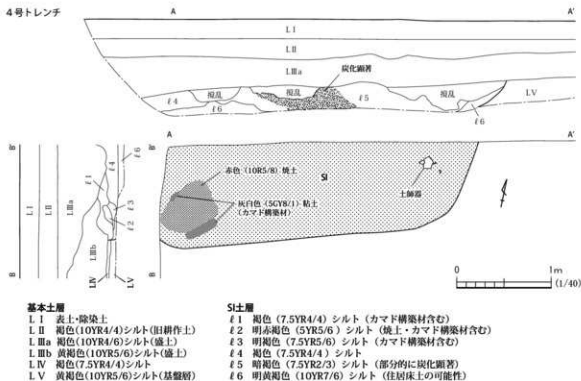


図 55 MSC-HO. B8 (中林崎B遺跡) の検出遺構・土層

(4) MSC-HO. B9 (図 54・56・57、写真 15)

所在地 南相馬市小高区浦尻字台ノ前

調査対象面積 3,700 m² (トレンチ4本、83.5 m²)保存面積 0 m²

検出遺構 なし

出土遺物 なし

過年度調査歴 令和4年度 分布調査(一般県道広野小高線整備事業)

概 要

MSC-HO. B9は、南相馬市小高区役所の南東約5.6km、旧井田川浦干拓地の南に接する海岸平野に位置する。南西には浦尻貝塚が近接して存在し、関連遺跡の存在が考えられるため試掘・確認調査の対象とした。調査対象地の現況は、宅地跡、水田である。

トレンチは4本設定した。基本層序は、L I : 震災後の造成土、L II : 津波堆積土、L III : 震災前表土、L IV : 宅地造成に伴う盛土、L V : 黒褐色(10YR2/3)シルト質砂、L VI : 褐色(10YR4/6)中粒砂、L VII : ラミナ構造が顕著な明黄褐色(10YR7/6)砂である。L IIは1 T、2 Tで、L Vは旧住居周辺に設定した1 T、3 Tで確認した。L VIは2 Tのみで認められている。いずれのトレンチでも東日本大震災以前の宅地造成痕による改変が見られる。

遺構・遺物

遺構は確認されなかった。遺物は、1 Tから細かな縄文が施された弥生土器が出土したが(図54-7)、盛土に混入したものと判断した。

ま と め

保存を要する埋蔵文化財は確認できなかったことから、MSC-HO. B9は遺跡として取り扱わない。



図56 MSC-HO. B9 のトレンチ配置と地質調査地点 (●印)

なお、農地の状況により試掘・確認調査トレンチ設定が困難な箇所やトレンチ掘削が及ばない深さに存在する可能性のある生活痕跡、海岸線等を地質から判断するため、当該地周辺で調査・研究の実績がある国立大学法人新潟大学（新潟大学災害・復興研究所）に地質調査（ボーリング調査）を委託した。調査箇所は、MSC-HO. B9 において5地点、MSC-HO. B4 において3地点である（図56・57）。

調査の結果、2023-01地点は旧井田川浦の堆積環境、同02～04地点は旧井田川浦縁辺のやや浅い堆積環境から急激に砂体が発達し最終的には離水していた環境、同05地点は旧井田川浦縁辺のやや浅い堆積環境から砂体の発達に伴い淡水成の低湿地環境に変化したことが確認された。02～04地点の砂体の発達時期は、05-06地点で確認された津波イベント堆積物から、弥生時代中期ないしそれより少し前と推定され、縄文時代には旧井田川浦が広がっていたものと考えられる。また、2023-06～08地点は、古代まで河川の要素を強くうける谷地形の中の低地や、より谷奥の崖堆積物の環境であったことがわかった。



図57 MSC-HO. B4 の地質調査地点 (●印)

また、2023-06～08地点は、古代まで河川の要素を強くうける谷地形の中の低地や、より谷奥の崖堆積物の環境であったことがわかった。

2 大熊町熊川工区

熊川工区は、双葉郡富岡町から大熊町にかけての工区で、河川と交差する箇所を除き、大部分が海岸線から100～700m内陸の段丘上に位置している。令和4年度に、工区内の熊川地内と小良ヶ浜地内について分布調査を実施し、前者で遺跡推定地1箇所（OK-HO.B1）、後者で遺跡推定地14ヶ所（TM-HO.B1～14）を確認している。

(1) OK-HO.B1（図58）

所在地 双葉郡大熊町熊川字八坂

調査対象面積 1,200㎡（トレンチ2本、40㎡）

保存面積 0㎡

検出遺構 なし

出土遺物 なし

過年度調査歴 令和4年度 分布調査（一般県道広野小高線整備事業）

概要

OK-HO.B1は、JR常磐線大野駅の南東約4.8km、熊川右岸の谷底平野に位置しており、南は段丘に接している。令和4年度の分布調査で、地形的に埋蔵文化財包蔵地の可能性があると判断し、試掘・確認調査の対象とした。今回は、OK-HO.B1の南端部を除く1,200㎡について調査を行った。調査対象地の現況は、水田跡である。

トレンチは2本設定した。基本層序は、LⅠ：近年の盛土、LⅡ：褐灰色（10YR5/1）シルト（耕作土）、LⅢ：灰黄褐色（10YR5/2）砂質土（耕地化の際の造成土）、LⅣ：黒褐色（10YR3/2）シルト（旧表土）、LⅤ：明黄褐色（10YR6/6）シルト（地山）である。LⅤは部分的に砂礫となる。

遺構・遺物

遺構は確認できなかった。遺物は、LⅢから近世以降の陶磁器が出土したのみである。

まとめ

今回の調査では保存を要する埋蔵文化財は確認できなかったことから、OK-HO.B1のうち、今回の調査範囲は遺跡として取り扱わない。

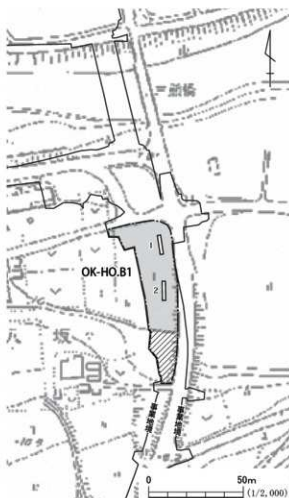


図58 OK-HO.B1のトレンチ配置

第5節 一般県道浪江鹿島線整備事業

本事業は福島県土木部の所管で、浪江町権現堂から南相馬市鹿島区横手までの延長28.6kmを結ぶ一般県道改良事業である。相双建設事務所管内で1工区、面積1,100㎡を対象に試掘・確認調査を実施した。

表20 一般県道浪江鹿島線整備事業に係る試掘・確認調査一覧

遺跡名 (遺跡番号)	所在地	試掘・ 確認調査 面積 (㎡)	保存 面積 (㎡)	試掘トレンチ		遺構	遺物	備考
				本数 (本)	面積 (㎡) 割合 (%)			
〔西台工区〕 調査期間：R4.4.25～28								
NE-NK.B1	双葉郡浪江町西台 字谷地	1,100	720	5	60.5	5.5	土灰、焼土、 性格不明遺構	弥生土器、 須恵器、陶器

1 浪江町西台工区

西台工区は、浪江町権現堂から西台にかけての工区である。令和2年度の分布調査で土師器、須恵器、弥生土器等が散布する範囲を確認したため、遺跡推定地NE-NK.B1を設定し、令和3年度に西部の試掘・確認調査を実施した。

(1) NE-NK.B1 (谷地遺跡) (図59～61、表21、写真5・6・16)

所在地 双葉郡浪江町大字西台字谷地

調査対象面積 1,100㎡ (トレンチ5本、60.5㎡) **保存面積** 720㎡

検出遺構 土坑、焼土、性格不明遺構 **出土遺物** 弥生土器、須恵器、陶器

過年度調査歴 令和2年度 分布調査 (一般県道浪江鹿島線整備事業)

令和3年度 試掘・確認調査 (一般県道浪江鹿島線整備事業)

概要

NE-NK.B1は浪江町役場の北西約1.7kmに位置し、請戸川の北側に広がる段丘に立地する。周辺には観音前遺跡、西台遺跡、台遺跡等が所在する。令和2年度の分布調査において、土師器、須恵器、弥生土器が採集されたため、試掘・確認調査の対象とした。調査対象地の現況は、畑、宅地、雑種地である。

令和3年度に地権者の了解が得られた西半部を対象に試掘・確認調査を実施し、1Tから古代の竪穴住居跡、溝跡等の遺構、4・6Tから弥生土器が出土することを確認した。今回は、調査の承諾が得られた東半部と、前回の調査で遺構が確認されたトレンチの周辺を対象にトレンチを設定した。

トレンチは5本設定した。令和3年度調査に続き、7～11Tとしている。基本層序は令和3年度調査と基本的に同じだが、LⅢを細分した。LⅠ：表土、LⅡ：黒褐色～黒色シルト、LⅢa：にぶい黄褐色～灰黄褐色シルト、LⅢb：にぶい黄褐色シルト、LⅣ：明黄褐色シルトである。1～3Tを設定した畑は、LⅠの下がLⅣであり、過去に造成されたことがうかがえる。4T付近は北側の畑、南側の宅地に比べ高く、LⅠ・Ⅲ・Ⅳが存在する。6TではLⅠ～Ⅳが存在する。

令和3年度調査トレンチを含め、調査区全体の土層を西から順に概観する。1～3・7Tを設定した西端の畑はLⅣ上面まで削平されている。前回調査ではLⅡが部分的に存在するとしていたが、今回の調査結果

ではLⅡは存在しないと判断する。3Tと5東Tの間は周囲より高く、4・5西TではLⅠ・Ⅲ・Ⅳが存在する。宅地部分に設定した5東・8TはLⅣ上面まで削平されている。同じく宅地部分の6・9TではLⅠ～Ⅳが存在し、9T西端でLⅡ・Ⅲが削平されている。さらに東の10TではLⅠ～Ⅳが存在する。より東の11Tでは、最大厚さ1mの盛土が存在し、地形が南東に向かって傾斜していることが確認された。

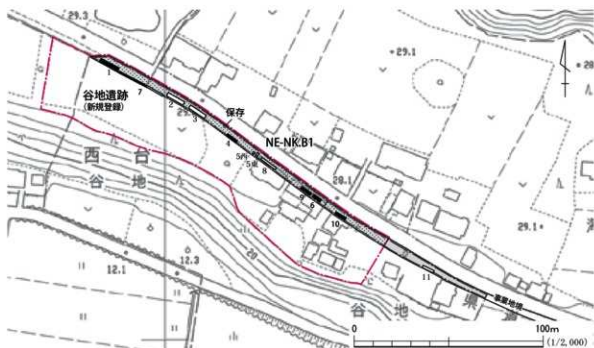


図 59 NE-NK B1 (谷地遺跡) のトレンチ配置

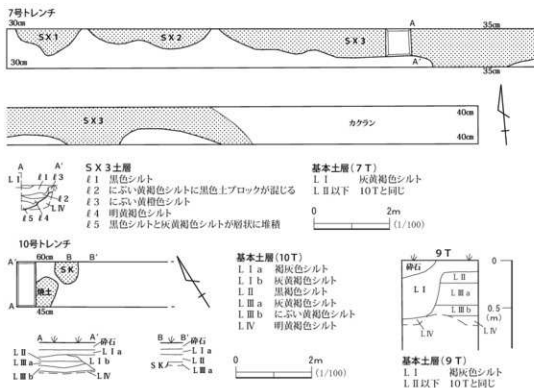


図 60 NE-NK B1 (谷地遺跡) の検出遺構・土層

遺構・遺物

7 TのLIV上面で、性格不明遺構3基を確認した。西から順にSX1、SX2、SX3とした。いずれも一部の検出である。形状は不整形で、SX1は長軸1.7 m以上、短軸0.6 m以上、SX2は長軸3 m以上、短軸0.4 m以上、SX3は長軸14.5 m以上、短軸1 m以上である。堆積土はいずれも黒色シルトを主体としている。SX3の一部を掘り込んだが、深さは65 cm以上、堆積土は全体として締まりが弱く、黒色土、褐色土、LIV由来土等がみられる。一部にはにぶい黄褐色土のブロックが混じり、住居跡のカマド構築土が破壊され混入した可能性も想定される。遺物は、遺構検出面から少量の弥生土器、須恵器が出土している。SX1～3は視乱坑の可能性も考えられるが、近接して古代の遺構が確認されていることから遺構と判断した。なお、7 T周辺の表土から土師器、須恵器を採集している。

10 TのL III a上面で土坑1基と、焼土が混じる土の範囲1か所を確認した。土坑はトレンチ外に延びるが、楕円形とみられ長軸60 cm以上、短軸60 cm以上である。堆積土は直上のL IIと同じである。検出面から土器が1点出土した。焼土が混じる土は、一部を深掘りの際に壊してしまったが、楕円形とみられ長軸80 cm以上、短軸60 cm以上である。にぶい黄褐色土が主体で焼土がまとまった箇所が3か所ある。面として焼けているわけではない。10 TのL IIおよびL III aから土器が出土しており、弥生土器と考えられる。

9 TのL IIから、弥生土器が1点出土した。

図61-1～4は7 T出土遺物である。1～3はSX3のø1から出土した。1・2は縄文が施文されており、弥生土器と考えられる。3は須恵器で甕と考えられる。外面に平行叩き、内面に同心円状当て目が施される。4は肥前の陶器皿である。内面に銅線軸、外面に透明軸が施軸され、見込みは蛇の目軸割ぎである。佐賀県内野山窯で17世紀後半から18世紀前半に生産された製品である。

5は9 TのL IIから出土した縄文が施文された土器であり、弥生土器と考えられる。

6～11は10 T出土遺物である。6は土坑のø1から出土した土器である。小片で内面は剥落しており、外面に浅い沈線もしくは調整痕が認められる。7・8はL IIから出土した土器で、7は摺糸文、8は縄文が施文される。9・10はL III aから出土した土器である。9は口縁部で、外面と口唇部に縄文が施文される。10は底部付近の破片とみられ、文様ははっきりしない。11は出土層位を確定できなかった土器で、被熱し劣化しており文様は不明である。10 T出土の遺物は弥生土器と考えられる。

12～13は1～3・7 Tを設定した畑で採集した遺物である。12は須恵器で甕と考えられる。外面に平行叩きが施される。13は二次加工のある剥片である。2側縁に連続する加工があり、片方は急角度の剥離が施されている。14は銭貨で寛永通宝である。文字の形状から古寛永（1636～1659 鋳造）である。

ま と め

7 Tで時期不明の性格不明遺構、10 Tで弥生時代に属するとみられる土坑、焼土を含む土の広がりを確認された。また、9 Tでは弥生土器を含む基本土層が残っていることが確認された。令和3年度の調査成果を含め検討した結果は、NE-NK.B1の西西部の面積720 m²の範囲について、工事などを行う際は協議により埋蔵文化財の保護を図る必要がある範囲と判断した。また、今回の調査対象地の周辺でも遺物が採集されることを踏まえ、南側の地形変換点までの範囲について、新たに「谷地遺跡」として登録した。

表21 NE-NK.B1（谷地遺跡）のトレンチ一覧

トレンチ 番号	検出遺構・遺物包含層			出土遺物
	概略（時代）	確認面までの 深さ	遺構内確認	
7T	性格不明遺構	22 cm		弥生土器、須恵器、 陶器
9T		12 cm		弥生土器
10T	土坑、焼土（弥生）	32 cm		弥生土器

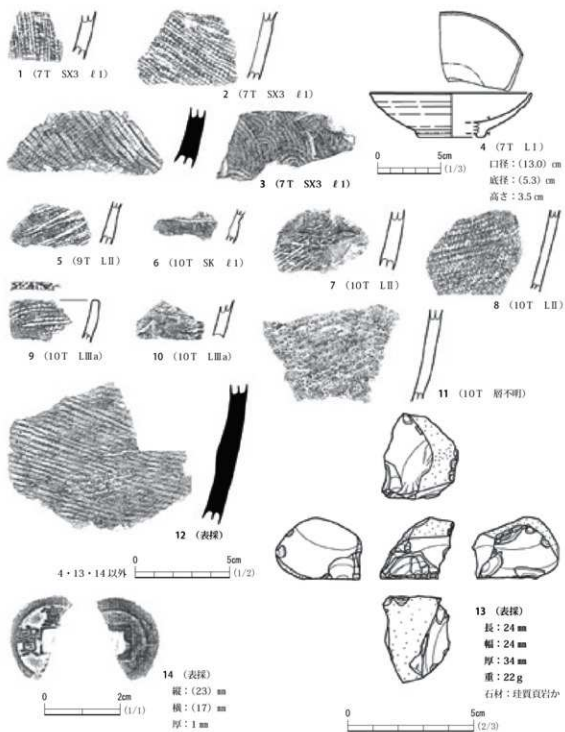


図 61 NE-NK. B1 (谷地遺跡) の出土遺物

第6節 一般県道幾世橋小高線整備事業

本事業は福島県土木部の所管で、双葉郡浪江町北幾世橋から南相馬市小高区南町に至る延長約10kmの一般県道整備事業である。相双建設事務所管内で1工区、面積1,030㎡を対象に試掘・確認調査を実施した。

表22 一般県道幾世橋小高線整備事業に係る試掘・確認調査一覧

遺跡名 (遺跡番号)	所在地	試掘・ 確認調 査面積 (㎡)	保存 面積 (㎡)	試掘トレンチ		遺構	遺物	備考
				本数 (本)	面積 (㎡) 割合 (%)			
【北幾世橋工区】 調査期間：84.5.9～12								
NE-KO.B1	双葉郡浪江町棚塩 字北棚	125	0	1	5	4	なし	なし
原居敷遺跡 (S4770672) NE-KO.B2	双葉郡浪江町北幾 世橋字中谷地	270	0	3	48	17.8	なし	なし
楯田遺跡 (S4770653)	双葉郡浪江町北幾 世橋字楯田	635	0	3	60	9.4	なし	なし

1 浪江町北幾世橋工区

北幾世橋工区は、浪江町北幾世橋から南相馬市小高区浦尻に至る約3kmの工区である。令和3年度に、道路拡幅が計画された区間を対象として分布調査を行い、周知の埋蔵文化財包蔵地2ヶ所、遺跡推定地2ヶ所の存在を確認している。

(1) NE-KO.B1 (図62)

所在地 双葉郡浪江町棚塩字北棚

調査対象面積 125㎡ (トレンチ1本、5㎡)

保存面積 0㎡

検出遺構 なし

出土遺物 なし

過年度調査歴 令和3年度 分布調査 (一般県道
幾世橋小高線整備事業)

概 要

NE-KO.B1は、浪江町役場の北東約3km、海岸線から西に700mほど入った段丘上に位置している。周辺には、赤坂A・B・C遺跡、大原遺跡、金ヶ森遺跡、北原貝塚等が存在する。令和3年度の分布調査で、縄文土器・土師器の散布を確認したため試掘・確認調査の対象とした。調査対象地の現況は、荒地である。

トレンチは1本設定した。基本層序は、L.I：表土、L.II：黄褐色(10YR5/6)砂質シルト、L.III：

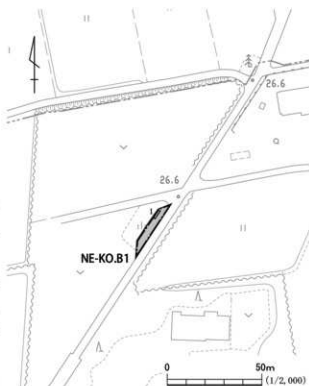


図62 NE-KO.B1のトレンチ配置

暗褐色（10YR3/4）シルト（ビニール片、褐色土塊含む）である。湧水のため、掘削は地表下1.5mまでにとどめたが、さらに下までLⅢが続いており、調査対象地では近年に大きな地形改変が行われたことを示している。

遺構・遺物

遺構・遺物ともに確認できなかった。土層の状況から、調査対象地に遺跡は存在しないと考えられる。

ま と め

保存を要する埋蔵文化財は確認できなかったことから、NE-K0. B1の今回調査を行った範囲は、遺跡として取り扱わない。

(2) 鹿屋敷遺跡・NE-K0. B2 (図63)

所在地 双葉郡浪江町北幾世橋字中谷地

調査対象面積 270㎡（トレンチ3本、48㎡）

保存面積 0㎡

検出遺構 なし

出土遺物 なし

過年度調査歴 令和3年度 分布調査（一般県道幾世橋小高線整備事業）

概 要

鹿屋敷遺跡・NE-K0. B2は、浪江町役場の北東約1.7km、請戸川北岸の段丘上に位置する。鹿屋敷遺跡については、過去に浪江町教育委員会及び福島県教育委員会による発掘調査が行われ、縄文～平安時代にかけの遺構・遺物が検出されている。同一の段丘上には、植畑遺跡、北原遺跡、堂ノ森古墳、岩穴前横穴墓群等多くの遺跡が存在する。令和3年度の分布調査で、事業地が遺跡と重複していること、南隣接地に遺跡が広がる可能性があることを確認したため、南隣接地に設定した遺跡推定地NE-K0. B2とともに試掘・確認調査を実施することとした。調査対象地の現況は、畑（休耕中）、植林地である。

トレンチは3本設定した。基本層序は、LⅠ：表土、LⅡ：にぶい黄褐色（10YR4/3）シルト（黄褐色土含む盛土）、LⅢ：暗褐色（10YR3/4）シルト（盛土）、LⅣ：黄褐色（10YR5/8）シルト（φ1～5cmの礫、黒色土含む盛土）、LⅤ：黒褐色（10YR2/2）シルト、LⅥ：暗褐色（10YR3/3）シルト、LⅦa：黄褐色（10YR5/6）シルト、LⅦb：黄褐色（10YR5/8）シルトである。

遺構・遺物

遺構は確認できなかった。鹿屋敷遺跡の範囲は開墾等で削平を受けている可能性がある。NE-K0. B2は、浅い谷を盛土造成しており、遺跡は存在しないと考えられる。遺物は、2TのLⅠから土師器、須恵器が出土したが、これらは流れ込みと判断した。

ま と め

保存を要する埋蔵文化財は確認できなかった。NE-K0. B2は、遺跡として取り扱わない。

(3) 植畑遺跡 (図63)

所在地 双葉郡浪江町北幾世橋字植畑

調査対象面積 635㎡（トレンチ3本、60㎡）

保存面積 0㎡

検出遺構 なし

出土遺物 なし

過年度調査歴 令和3年度 分布調査（一般県道幾世橋小高線整備事業）

概 要

植畑遺跡は、浪江町役場の北東約1.7km、請戸川北岸の段丘上に位置する。植畑遺跡については、過去に浪江町教育委員会による発掘調査が行われ、縄文～平安時代にかけての遺構・遺物が検出されている。同一の段丘上には、鹿屋敷遺跡、北原遺跡、堂ノ森古墳、岩穴前横穴墓群等多くの遺跡が存在する。令和3年度の分布調査で、事業地が遺跡と重複していることを確認したため試掘・確認調査を実施することとした。調査対象地の現況は、畑（休耕中）、植林地である。

トレンチは3本設定した。基本層序は、上からLⅠ：表土、LⅡ：暗褐色（10YR3/3）シルト（褐色土・黒色土含む）、LⅢa：黄褐色（10YR5/6）シルト、LⅢb：黄褐色（10YR5/8）砂質シルトである。

遺構・遺物

遺構・遺物ともに確認できなかった。調査対象地は開墾等で削平を受けている可能性がある。

ま と め

今回の調査では保存を要する埋蔵文化財は確認できなかった。

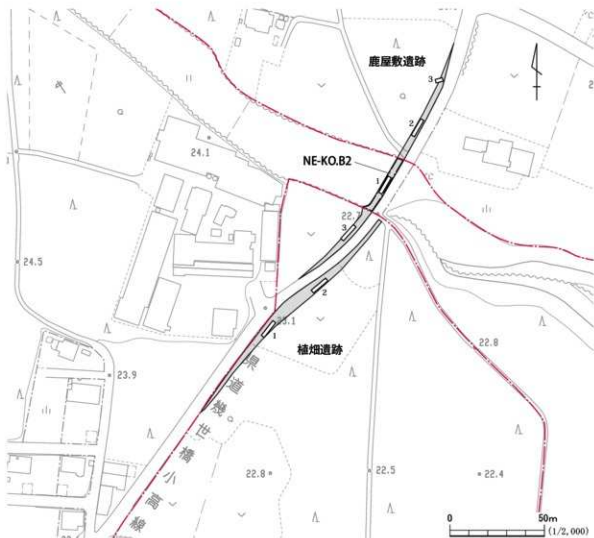


図63 植畑遺跡、鹿屋敷遺跡・NE-K0.B2のトレンチ配置

第7節 主要地方道浪江三春線整備事業

本事業は福島県土木部の所管で、浪江町川房から三春町熊耳に至る主要地方道整備工事である。相双建設事務所管内で1工区、面積1,800㎡を対象に試掘・確認調査を実施した。

表23 主要地方道浪江三春線整備事業に係る試掘・確認調査一覧

遺跡名 (遺跡番号)	所在地	試掘・ 確認調査 面積 (㎡)	保存 面積 (㎡)	試掘トレンチ			遺構	遺物	備考
				本数 (本)	面積 (㎡)	割合 (%)			
【小出谷工区】 調査期間：R5.1.5～6									
NE-NMK_B1	双葉郡浪江町昼曽根字道下	1,800	0	2	40	2.2	なし	なし	

1 浪江町小出谷工区

小出谷工区は、浪江町昼曽根字道下から葛尾村葛尾字野行に至る約5.5kmの区間である。現道の線形不良及び幅員狭小を解消するためにバイパス工事が計画されたことから、令和4年度に分布調査を実施し、遺跡推定地1箇所を確認している。

(1) NE-NMK_B1 (図64)

所在地 双葉郡浪江町昼曽根字道下

調査対象面積 1,800㎡ (トレンチ2本、40㎡) **保存面積** 0㎡

検出遺構 なし **出土遺物** なし

過年度調査歴 令和4年度 分布調査 (主要地方道浪江三春線整備事業)

概 要

NE-NMK_B1は、浪江町役場の西北西13.3km、請戸川左岸の段丘上に位置しており、南側は段丘崖に接する。北側には国道114号を挟んで昼曽根集落が所在し、その背後は山岳となる。平成23年の東日本大震災以降避難指示が継続し、現在帰還困難区域に設定されている。令和4年度に実施した分布調査で、遺物は採集されなかったが、地形的に遺跡の可能性があると判断し、試掘・確認調査の対象とした。調査対象地の現況は、畑、宅地である。

環境省による除染施工中範囲、果樹樹立範囲、建物・構造物の範囲を避け、地権者立会のもと了解を得た箇所にトレンチを2本設定した。基本層序は、LⅠ：除染客土の山砂、LⅡ：褐灰色(10YR4/1)シルト、LⅢ：黒褐～暗褐色(10YR3/1～3)シルト・下端漸移的、LⅣ：黄褐色(10YR5/6)シルト・下半に花崗岩の風化砂含む・下端漸移的、LⅤ：黒色(10YR2/1)シルト～砂混じりシルト・人頭大の礫が下に含む。

遺構・遺物

遺構・遺物ともに確認できなかった。なお、事業地の隣接地で鉄滓1点を採集したが、地権者からの聞き取りによれば、昼曽根集落背後の丘陵に鉄滓が散布していたとのことであり、そこから転落したものと考えられる。

ま と め

保存を要する埋蔵文化財は確認できなかったことから、NE-NMK_B1は遺跡として取り扱わない。



図 64 NE-NMK.B1 のトレンチ配置

第8節 一般県道井出長塚線整備事業

本事業は福島県土木部の所管で、JR常磐線双葉駅を中心とする特定復興再生拠点区域の避難指示解除を見据え、常磐自動車道常磐双葉インターチェンジから双葉町中心部を経て中野地区産業復興拠点、福島県復興祈念公園等が整備されている沿岸部までを結ぶ道路整備事業の一部である。相双建設事務所管内で1工区、面積4,400㎡を対象に試掘・確認調査を実施した。

表24 一般県道井出長塚線整備事業に係る試掘・確認調査一覧

道跡名 (遺跡番号)	所在地	試掘・ 確認調 査面積 (㎡)	保存 面積 (㎡)	試掘トレンチ		遺構	遺物	備考
				本数 (本)	面積 (㎡) 割合 (%)			
〔復興シンボル軸〕 調査期間：R4.10.19～21								
FS-SHT.B3	双葉郡双葉町下羽 高字豊田	4,400	0	4	36	0.8	なし	なし

1 双葉町復興シンボル軸

復興シンボル軸は、常磐自動車道常磐双葉インターチェンジから双葉駅周辺市街地を経て海岸沿いの県道広野小高線までを結ぶ、延長7.1kmの道路で、国道6号線との交差点以西が井出長塚線にあたる。双葉町中心街の北東で前田川から分岐する戎川沿いの谷底平野及びその西方の丘陵に位置しており、周辺の丘陵には

縄文～平安時代の遺物散布地、横穴墓、中世館跡、製鉄跡等が存在する。平成30・令和4年度に分布調査を実施し、遺跡推定地を1箇所確認している。

(1) FB-SHT.B3 (図65)

所在地 双葉郡双葉町下羽鳥字豊田

調査対象面積 4,400 m² (トレンチ4本、36 m²)

保存面積 0 m²

検出遺構 なし

出土遺物 なし

過年度調査歴 平成30年度 分布調査 (一般県道井出長塚線整備事業)

令和4年度 分布調査 (農山村地域復興基盤総合整備事業)

概要

調査対象地は、双葉町役場の西北西約0.9km、戒川流域に広がる谷底平野の中央に位置する。周辺には、北側の丘陵に北沖横穴墓群、北日横穴墓群、南側の丘陵に蛭子堂古墳群、西館跡、南迫遺跡等が存在する。令和4年度、下羽鳥地区農地整備事業に伴う分布調査を実施し、遺跡推定地FB-SHT.B3を設定したが、その範囲と井出長塚線整備事業地の一部4,400 m²が重複するため、重複範囲の道路拡幅部分を対象として試掘・確認調査を行った。調査対象地の現況は、水田である。

トレンチは4本設定した。基本層序は、L I : 褐色 (10YR4/4) シルト (造成土)、L II : 褐～ぶい黄褐色 (10YR4/4～4/3) シルト (耕作土)、L III : 褐灰～明黄褐色 (10YR6/1～7/6) 粘土質シルト～砂である。



図65 FB-SHT.B3のトレンチ配置

遺構・遺物

遺構・遺物ともに確認できなかった。現道部分は調査できなかったが、これまでの開発により相当程度掘削の影響が及んでおり、埋蔵文化財が存在する可能性は低いと判断した。

ま と め

今回の調査では保存を要する埋蔵文化財は確認できなかったことから、FB-SMT.B3(158,070㎡)のうち、井出長塚線整備事業にかかると見られる4,400㎡は遺跡として取り扱わない。

第9節 常磐自動車道整備事業

本事業は、東日本高速道路株式会社東北支社が事業主体で、双葉郡^{ひまわり}広野町上北迫に所在する常磐自動車道上田郷地区切土のり面において変状対策工事を行なうものである。事業地内で1箇所、面積4,410㎡を対象に試掘・確認調査を実施した。

表25 常磐自動車道整備事業に係る試掘・確認調査一覧

遺跡名 (遺跡番号)	所在地	試掘・ 確認調査面積 (㎡)	保存 面積 (㎡)	試掘トレンチ		遺構	遺物	備考
				本数 (本)	面積 (㎡) 割合 (%)			
【上田郷地区切土のり面】 調査期間：R4.6.20～21								
上田郷VI遺跡	双葉郡広野町上北迫字上田郷	4,410	0	4	33	6.7	なし	なし

1 広野町上田郷地区切土のり面

上田郷地区切土のり面は、広野町役場の北西約2km、浅見川と杉内川に挟まれた丘陵を切り通した箇所¹に所在する。のり面の変状対策工事に伴い、令和4年度に分布調査を実施したところ、上田郷VI遺跡の一部が事業地と重複していることが確認されたため、試掘・確認調査の対象とした。

(1) 上田郷VI遺跡 (図66)

所在地 双葉郡広野町大字上北迫字上田郷

調査対象面積 4,410㎡ (トレンチ4本、33㎡) **保存面積** 0㎡

検出遺構 なし **出土遺物** なし

過年度調査歴 平成7～9年度 試掘・確認調査 (常磐自動車道建設事業)

平成9・11年度 本発掘調査 (常磐自動車道建設事業)

令和4年度 分布調査 (上田郷地区切土のり面変状対策事業)

概 要

上田郷VI遺跡は、杉内川右岸の段丘から丘陵にかけて立地しており、常磐自動車道建設に伴う発掘調査で縄文時代の住居、土坑、遺物包含層が検出されている。今回の事業地は、遺跡南部の丘陵斜面に位置し、南半部は過去に造成が行われていることが確認できたため、調査は北半部を対象に実施した。

トレンチは、東向き斜面に1・2T、北向き斜面に3・4Tを設定した。斜面ごとに土層が異なり、東向き斜面は、LⅠ：表土、LⅡ：灰黄褐色シルト、LⅢ：黒色シルト、LⅣ：灰黄褐色シルトにLVブロック混在、LⅤ：灰白色砂礫、北向き斜面は、LⅠ：表土、LⅡ：にぶい黄褐色シルト、LⅢ：灰黄褐色シルト、

LIV：明黄褐色シルト（径5cm以下の礫がわずかに混じる）である。東向き斜面は、丘陵を開析する沢に堆積した土層、北向き斜面は丘陵から段丘に続く斜面に堆積した土層と考えられる。

遺構・遺物

遺構・遺物ともに確認できなかった。

まとめ

今回の調査では、保存を要する埋蔵文化財は確認できなかった。

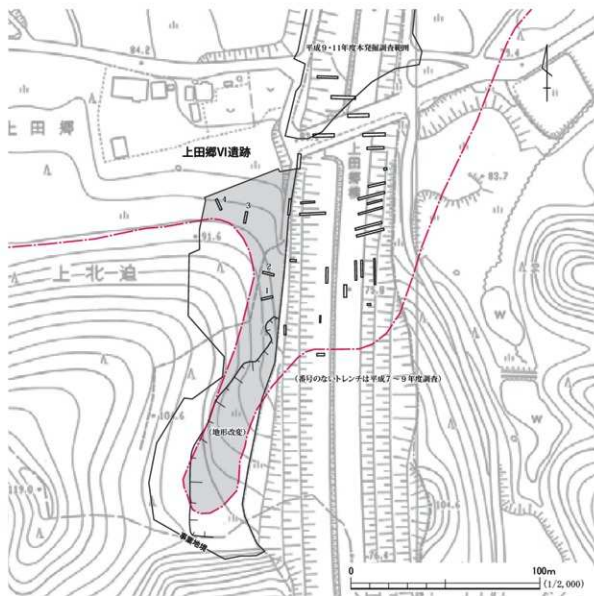


図66 上田郷VI遺跡のトレンチ配置

第10節 野馬追の里風力発電事業

本事業は、(株)野馬追サステナジーが事業主体で、南相馬市及び相馬郡飯館村において風車・送電線・管理用道路等の風力発電施設を建設するものである。飯館村内で1地区、面積20㎡を対象として試掘・確認調査を実施した。

表26 野馬追の里風力発電事業に係る試掘・確認調査一覧

遺跡名 (遺跡番号)	所在地	試掘・ 確認調 査面積 (㎡)	保存 面積 (㎡)	試掘トレンチ			遺構	遺物	備考
				本数 (本)	面積 (㎡)	割合 (%)			
〔送電線路（八木沢地区）〕 調査期間：R4.9.8									
IT-YG. B1	相馬郡飯館村八木沢字上八木沢	20	0	2	10	50	なし	なし	

1 飯館村送電線路（八木沢地区）

送電線路（八木沢地区）は、飯館村東部の八木沢字上八木沢から南相馬市との境界に至る林道沿いに計画されている。令和元年度に分布調査を実施し、遺跡推定地 IT-YG. B1 を確認している。

(1) IT-YG. B1（図67）

所在地 相馬郡飯館村八木沢字上八木沢

調査対象面積 20㎡（トレンチ2本、10㎡）

保存面積 0㎡

検出遺構 なし

出土遺物 なし

過年度調査歴 令和元年 分布調査（〔仮称〕八木沢風力発電事業）

概要

遺跡推定地 IT-YG. B1 は、県道原町川俣線八木沢トンネル西出口の南約700m、真野川^{まののがわ}の支流、塚場川^{つかばがわ}沿いの谷から東に分岐する小枝谷の北側斜面に位置している。周辺には、平安時代の遺物散布地である冬住A・B遺跡、近世の冬住製鉄遺跡が存在する。令和元年度に実施した分布調査の際、枝谷入口から約200m入った地点の北側斜面で焼土塊を確認したため、その隣接地を遺跡推定地 IT-YG. B1 として試掘・確認調査の対象とした。調査対象地の現況は、林道である。

トレンチは2本設定した。基本層序は、LⅠ：腐葉土、LⅡ：明赤褐色（5YR5/6）混礫シルト、褐灰色（10YR5/1）シルト、にぶい褐色（7.5YR5/4）シルト、赤褐色（5YR4/6）シルト、暗赤褐色（5YR3/2）混礫シルト等（林道敷設時の盛土）、LⅢ：明赤褐色（5YR5/6）粘土（下部は風化岩塊顕著）である。

遺構・遺物

いずれのトレンチにおいても、林道敷設時の盛土直下で地山となり、遺構・遺物ともに確認できなかった。

まとめ

保存を要する埋蔵文化財は確認できなかったことから、IT-YG. B1 は遺跡として取り扱わない。

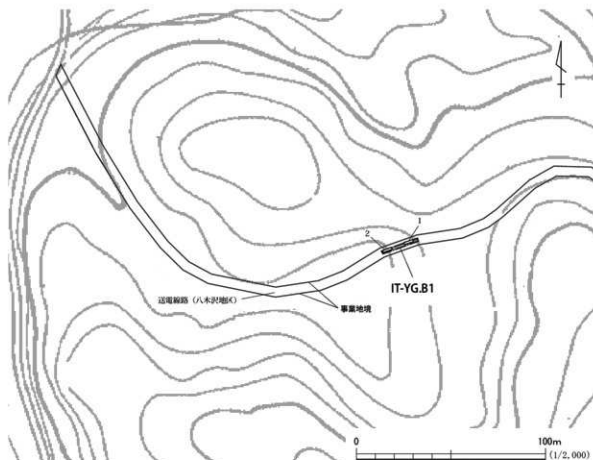


図 67 IT-YG.B1 のトレンチ配置

第 11 節 中間貯蔵土壌貯蔵施設等（中間貯蔵施設）建設事業

本事業は環境省の所管で、福島県内の除染により生じた土壌を一時保管するため双葉町と大熊町にまたがって設置される中間貯蔵施設の建設事業である。双葉町内で1工区、面積 330 m²を対象に試掘・確認調査を実施した。

表27 中間貯蔵土壌貯蔵施設等（中間貯蔵施設）建設事業に係る試掘・確認調査一覧

遺跡名 (遺跡番号)	所在地	試掘・ 確認調 査面積 (m ²)	保存 面積 (m ²)	試掘トレンチ			遺構	遺物	備考
				本数 (本)	面積 (m ²)	割合 (%)			
【土壌貯蔵施設等（双葉1工区） 調査期間：R4.10.31～11.1									
西原C遺跡 (S8090088)	双葉郡双葉町郡山 字西原	330	0	4	68	20.6	なし	なし	

1 双葉町双葉1工区

双葉1工区は、双葉町南東部の郡山に所在する受入・分別施設及び土壌貯蔵施設である。施設区域内で町道の拡幅が計画され、その事業地が西原C遺跡と重複していることから、試掘・確認調査を実施することとした。

(1) 西原C遺跡 (図 68)

所在地 双葉郡双葉町郡山字西原

調査対象面積 330 m² (トレンチ4本、68 m²)保存面積 0 m²

検出遺構 なし

出土遺物 なし

過年度調査歴 平成29年度 試掘・確認調査 (中間貯蔵施設建設事業)

概 要

西原C遺跡は、双葉町役場の南東約1.2km、双葉町南東部に広がる段丘から丘陵上に位置する。本遺跡は、弥生～平安時代の遺物散布地として登録されていたが、平成29年度に実施した中間貯蔵施設建設事業に伴う試掘・確認調査の結果、遺跡範囲の南側で古代の竪穴住居跡、土坑を確認したため、遺跡範囲の拡大を行っている。本遺跡と同一の段丘・丘陵には、権現塚古墳、弓迫D横穴墓群、銅谷追道跡を始め、多くの遺跡が密集して存在する。

今回の工事は、遺跡の南東に接する町道を遺跡側に拡張するもので、拡張部分を対象として試掘・確認調査を実施した。調査対象地の南半部はコンクリート擁壁に囲まれた造成地、北側は雑種地である。

トレンチは4本設定した。基本土層は北半部の雑種地と南半部の造成地で様相が異なっているため、それぞれ記載する。

北半部には1・2Tを設定した。基本土層は、LⅠ：砕石 (中間貯蔵施設建設に伴う)、LⅡ：にぶい黄褐色シルト (表土)、LⅢ：にぶい黄褐色または明黄褐色砂質シルト (自然堆積層)、LⅣ：黄褐色又は明褐色砂質シルト (酸化鉄が集積、自然堆積層) である。土層は東へ傾斜して堆積している。

南半部には3・4Tを設定した。基本土層は、LⅠ：砕石 (中間貯蔵施設建設に伴う)、LⅡ：暗灰黄色、オリーブ灰色、オリーブ黄色等の砂質シルト (盛土)、LⅢ：暗灰黄色、浅黄色、灰オリーブ色、灰黄褐色等の粘質シルトがブロック状に混在 (盛土、一部に砕石が混じる)、LⅣ：浅黄色粘質シルト (自然堆積層) である。4TでLⅣを切土している範囲が確認され、LⅣ切土 → 切土部分にLⅢを盛土 → LⅢとLⅣの上にLⅡを盛土、という造成を行っている。

北半部の1・2Tでは、LⅡの直下で土壌化していない基盤層が確認されることから、過去に造成されたと考えられる。南半部の3・4Tでは、4T西端で南北に延びる切土の範囲が確認され、4Tの大半と3Tは過去に切土されており、その後平坦に造成されたことが確認された。

遺構・遺物

遺構・遺物ともに確認できなかった。

ま と め

今回の調査では、保存を要する埋蔵文化財は確認できなかった。



図 68 西原C遺跡のトレンチ配置

第3章 工事立会

第1節 令和4年度実施の工事立会(表28・29)

令和4年度の工事立会は、農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備）、一般県道小野富岡線整備事業、海岸防災林造成事業、復興祈念公園整備事業、広域連系線事業、中間貯蔵土壌貯蔵施設等建設事業（中間貯蔵施設）の6事業について実施した。

表28 令和4年度工事立会結果一覧(1)

事業名	遺跡名 遺跡推定地名	所在地	立会 面積	工事 内容	立会結果			
					実施日	遺構	遺物	備考
農地整備	反町遺跡	南相馬市鹿島区 南原形字反町	17,652 ㎡	水路工 田面工 道路工 電柱設置工	令和4年5 月9日～令 和5年2月 20日の間 で18日間	土坑 溝	土師器	確認した遺構はその場 で記録を作成した。
	与手五郎内遺 跡	南相馬市鹿島区 牛河内字昆木 内	3,650 ㎡	水路工	令和4年 11月14日、 18日	なし	なし	工事内容が埋蔵文化財 に影響を与えないことを 確認した。
	芦ノ口前遺跡	南相馬市原町区 上高平字芦ノ 口前	6,991 ㎡	田面工 水路工	令和4年8 月22日～8 月31日の 間で6日間	なし	なし	工事内容が埋蔵文化財 に影響を与えないことを 確認した。
	太鼓田B遺跡	南相馬市原町区 上北高平字太 鼓田	12,419 ㎡	田面工	令和4年11 月25日～ 12月1日の 間で4日間	なし	なし	工事内容が埋蔵文化財 に影響を与えないことを 確認した。
	上北高平西谷 地遺跡	南相馬市原町区 上北高平字西 谷地	16,499 ㎡	田面工	令和4年12 月1日～12 月13日の 間で6日間	なし	なし	工事内容が埋蔵文化財 に影響を与えないことを 確認した。
	天神谷地遺跡	南相馬市原町区 上北高平字天 神谷地	93,831 ㎡	表土層削工	令和5年3 月23日～3 月31日の 間で6日間	なし	石器 縄文土 器	工事内容が埋蔵文化財 に影響を与えないことを 確認した。 ※翌年度継続
	妙見迫遺跡	南相馬市原町区 江井字妙見迫	3,100 ㎡	田面工	令和5年2 月8日、3 月10日	なし	なし	工事内容が埋蔵文化財 に影響を与えないことを 確認した。
	塚田B遺跡	南相馬市原町区 下太田字塚田	57,000 ㎡	田面工 水路工	令和4年4 月22日～ 12月5日の 間で28日 間	自然流 路、堅 穴住居 土坑	土師器 石製構 造品	確認した遺構はその場 で記録を作成した。
	八重畑遺跡	南相馬市原町区 中太田字八重 畑	6,900 ㎡	田面工 水路工	令和4年10 月18日～ 令和5年3 月10日の 間で12日 間	堅穴住 居、遺 物包含 層、溝	土師器 須恵器	確認した遺構はその場 で記録を作成した。
	八重草遺跡	南相馬市原町区 中太田字八重 草	17,000 ㎡	田面工 道路工	令和4年4 月1日～6 月29日の 間で5日間	なし	石器	工事内容が埋蔵文化財 に影響を与えないことを 確認した。
	西谷地遺跡	南相馬市原町区 鶴谷字西谷地	100 ㎡	水路工	令和4年7 月14日、 28日	なし	なし	工事内容が埋蔵文化財 に影響を与えないことを 確認した。
	稲荷古墳	双葉郡榎葉町 山田岡字一升 平	10,900 ㎡	田面工	令和5年3 月13日、 17日	なし	なし	工事内容が埋蔵文化財 に影響を与えないことを 確認した。
	上ノ原遺跡	双葉郡広野町 折木字西の沢	230 ㎡	水道管移設 工 水路工	令和5年2 月24日～3 月27日の 間で7日間	土坑	陶磁器 漆道具	工事内容が埋蔵文化財 に影響を与えないことを 確認した。 ※翌年度継続

表29 令和4年度工事立会結果一覧(2)

事業名	遺跡名 遺跡推定地名	所在地	立会 面積	工事 内容	立会結果			
					実施日	遺構	遺物 備考	
農地整備	下木戸遺跡	田村市船引町 北移字下木戸	32,134 ㎡	道路工 表土層削上 切土工	令和4年7 月25日～ 令和5年2 月22日の 間で27日 間	なし	石器 土製品 織文土 器	工事内容が埋蔵文化財 に影響を与えないこと を確認した。
県道小野宮岡 線整備事業	高津戸館跡	双葉郡富岡町 上手岡字高津 戸	47 ㎡	水路工	令和4年4 月4日	なし	なし	工事内容が埋蔵文化財 に影響を与えないこと を確認した。
海岸防災林造 成事業	清水尻横六集 群、清水尻遺 跡	双葉郡富岡町 弘浜字釜田	1,380 ㎡	道路工 防風柵固定 杭打設工	令和4年11 月10日～ 12月21日 の間で3日 間	なし	なし	工事内容が埋蔵文化財 に影響を与えないこと を確認した。 ※翌年度継続
復興記念公園 造成事業	公園の境遺跡、両 竹館跡	双葉郡浪江町 両竹字の場	29,985 ㎡	暗渠工 排水工 舗土工	令和5年1 月13日～1 月31日の間 で4日間	なし	なし	工事内容が埋蔵文化財 に影響を与えないこと を確認した。
広域連系幹事 業	糠塚B・C・ F遺跡	双葉郡川内村 下川内字糠塚	2,557 ㎡	仮設道路工	令和4年4 月18日、5 月16日	なし	なし	工事内容が埋蔵文化財 に影響を与えないこと を確認した。
	北原横穴墓群	双葉郡大熊町 小入野字東平	138 ㎡	建物基礎等 撤去工	令和4年7 月5日、6 日	なし	なし	工事内容が埋蔵文化財 に影響を与えないこと を確認した。
	西原B遺跡	双葉郡双葉町 郡山字西原	30 ㎡	建物基礎等 撤去工	令和4年8 月2日	なし	なし	工事内容が埋蔵文化財 に影響を与えないこと を確認した。
	郡山五番遺跡	双葉郡双葉町 郡山字五番	3,335 ㎡	建物基礎等 撤去工	令和4年8 月25日、26 日	なし	なし	工事内容が埋蔵文化財 に影響を与えないこと を確認した。
	堂ノ上遺跡	双葉郡双葉町 郡山字堂ノ上	218 ㎡	建物基礎等 撤去工	令和4年9 月20日～ 29日の間で 7日間	なし	なし	工事内容が埋蔵文化財 に影響を与えないこと を確認した。
中間行蔵施設	眞島原遺跡	双葉郡双葉町 郡山字眞島原	516 ㎡	建物基礎等 撤去工	令和4年10 月3日～14 日の間で6 日間	なし	なし	工事内容が埋蔵文化財 に影響を与えないこと を確認した。
	馬場D遺跡	双葉郡双葉町 郡山字馬場	631 ㎡	建物基礎等 撤去工	令和4年10 月7日～13 日の間で4 日間	なし	なし	工事内容が埋蔵文化財 に影響を与えないこと を確認した。
	馬場B遺跡	双葉郡双葉町 郡山字小沢	370 ㎡	建物基礎等 撤去工	令和4年10 月14日～ 19日の間で 4日間	なし	なし	工事内容が埋蔵文化財 に影響を与えないこと を確認した。
	塚ノ腰遺跡	双葉郡双葉町 郡山字塚ノ腰	273 ㎡	建物基礎等 撤去工	令和4年10 月20日～ 26日の間で 5日間	なし	なし	工事内容が埋蔵文化財 に影響を与えないこと を確認した。

第2節 工事立会で確認した遺構・遺物

工事立会で遺構、遺物等埋蔵文化財を確認した場合は、その場で記録を作成した。本節ではその主なものを掲載する。

1 八重草遺跡(図69、写真21)

所在地 南相馬市原町区中太田字八重草

事業名 農山村地域復興基盤総合整備事業(太田地区)

遺構・遺物

太田地区農地整備事業に伴い、八重草遺跡の工事立会を実施した。工事の内容は、表土掘削工、盛土工、水路工、道路工である。確認調査の成果に基づき、表土掘削工にあたっては遺構確認面に掘削が及ばないように調整を行い、施工時に現地で立会い確認した。水路工では遺構確認面を掘り下げる箇所があったが、工事に立会い、施工箇所では遺構が存在しないことを確認した。現耕作土から、遺物がわずかに出土したがそのうち石器1点を図示する。

図69-1は石包丁である。破損しており、線状の傷がある。端部の破片であり、孔は認められない。背部の一部が平坦になっている。両面に擦痕がわずかに認められる。

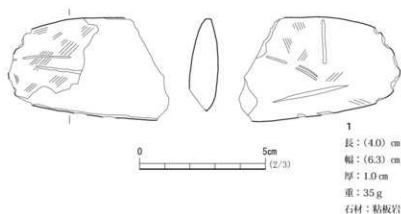


図69 八重草遺跡出土石包丁

2 下木戸遺跡 (図70～74、写真7・17～20)

所在地 田村市船引町北移字下木戸

事業名 農山村地域復興基盤総合整備事業（北移地区）

遺構・遺物

北移地区農地整備事業に伴い、下木戸遺跡の工事立会を実施した。現在の農地の区画を大きく長方形にするものであり、表土掘削工、切土工、盛土工、道路工、水路工等の工種がある。確認調査の成果に基づき、掘削工にあたっては遺構確認面に掘削が及ばないように調整を行ない、施工時に現地で立会い確認した。しかしながら、17田区東部、18田区東部において遺物包含層上面まで掘削が及んだため、遺物を取り上げた。17田区東壁で基本土層を観察したが、L・Vとした黒褐色粘質シルト層中に縄文土器が多く混じっている。また、20田区の中部分から東部にかけて掘削層中から縄文土器が多く出土している。平成30年度に実施した確認調査でも、表土下の浅い部分で遺物包含層及び遺構検出面を確認している範囲であることから、表土中に多くの遺物が混入していると考えられる。道路工、水路工では遺構確認面を掘り下げる箇所があったが、工事に立会い、施工箇所では遺構が存在しないことを確認した。

工事立会で出土した遺物は、縄文時代のものと中世のものがあり、以下説明する。なお、田区単位で工事が進められ工事立会を行ったため、遺物は田区ごとに取り上げた。

図71は17・18田区L・V出土の遺物である。1～17は17田区、18は18田区から出土した。1・3は隆線を施すものである。1は縦の隆線に刺突と刻みが施される。2は突起であり、斜めに孔が開けられる。4



図 70 下木戸遺跡立会範囲と土層

～8は縄文と沈線を施すものである。9～11は沈線を施すものである。11は雑な平行する弧状沈線が施される。12は縄文、13は燃糸文が施される。14は底部であり、輪積みの接合部で剥離している。15・16は土偶である。15は頭部で、顔を前へ突き出す形状である。左耳は欠損している。目と口は浅い凹みで表現し、鼻と眉は隆起している。頭部は環状である。16は腕部で、右腕と推測される。沈線と縄文が施される。17は二次加工のある剥片である。遺物包含層の範囲よりやや西に離れた地点で出土しているため、上層の遺物の可能性がある。剥片の縁辺にごくわずかな連続する剥離痕が認められる。18は隆線と縄文が施される。

図72・73は20田区L I出土の遺物である。図72は口縁部をまとめた。1～5は隆線を施すものである。2・3は同一個体であり小波状になるものとみられる。6～10は沈線と縄文が施される。10は口唇部が平坦で厚く、外面には深い沈線と燃糸文が施される。11は口縁に平行して沈線が施される。12は口縁端部に縄文が施され、その下に浅く幅広い沈線を引いている。13・14は「C」字状の貼付文が施される。15は「8」字状の貼付文が施される。16は刺突と沈線がある縦の隆線が貼付けられる。17～19は口縁部が屈曲し、口縁に平行した沈線が施される。17・19は突起に刺突文が施される。20は薄手で、直線的に外傾する波状口縁で、沈線で区画され縄文が施される。21は突起、22は把手とみられる。23はやや内湾する口縁部で、縄文が施される。

図73は体部と底部をまとめた。1～3は隆線と縄文が施される。4～10は沈線と縄文が施される。11は沈線で弧状に区画された内部に刺突文が施される。12～14は沈線が施される。14の沈線は細く深いもので、上の割れ口の内面側に磨痕がみられる。15は太い隆線の両脇に沈線が施される。16は太い隆線と斜交する沈線が施される。17は浅い沈線による区画内に連続して刺突が施される。18・19は集合沈線が施される。20は燃糸文、21～23は縄文が施される。24～26は底部であり、いずれも底面は無文である。

図74-1・2は支線道路第7号の範囲から出土した。1は胎土に繊維が混じる土器である。外面に条痕文と刺突が施される。内面の調整ははつきりしない。補修孔とみられる焼成後の穿孔がある。2は縄文が施文される口縁部である。

出土遺物の時期であるが、図71から図73および図74-2については、縄文時代中期末から後期前葉にかけてのものと考えられる。図73-17は主に北陸地方に分布する三十稲場式にあたるものと考えられる。図74-1については、縄文時代早期後半のものと考えられる。

図74-3は古墳～古代の遺物である。3は須恵器甕の体部である。外面に平行叩き、内面に同心円状当て目の成形痕があり、丁寧にナデ調整がされている。

図74-4～6は中世の遺物である。4・5は無軸陶器甕である。5は常滑産、4は産地不明だが常滑産の可能性が高い。4は内外面にナデ調整が施される。5は外面に線状のヘラ痕がみられ、自然軸がかかる。内面はナデ調整が施される。体部及び底部破片であるため時期は絞り込めず、いわゆる中世の所産ととらえておきたい。6は古瀬戸の筒型香炉の口縁部である。口唇部は平らで上面が浅く凹む。外面には細い沈線が3条施される。外面から口唇部にかけて灰軸が施されており、体部内面は露胎である。側縁部の一部に磨痕がみられる。古瀬戸後期のものとみられ、おおむね15世紀代のものと考えられる。

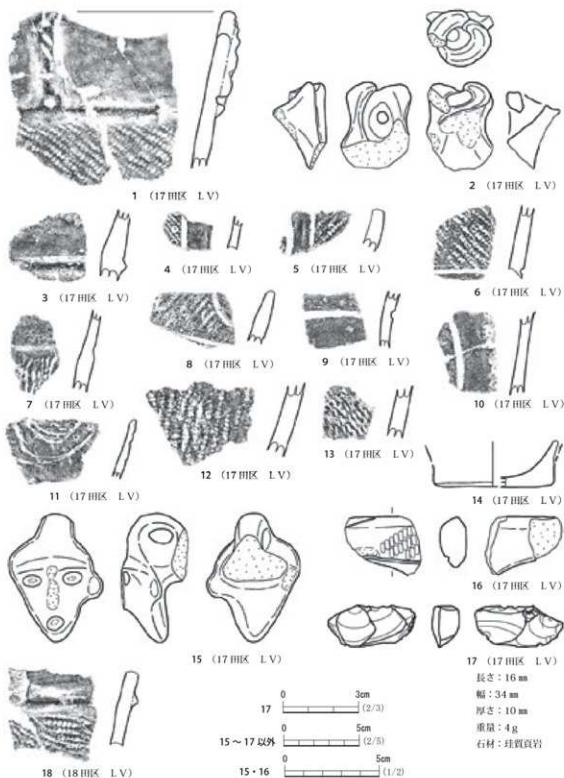


图 71 下木戸遺跡出土遺物 (1)

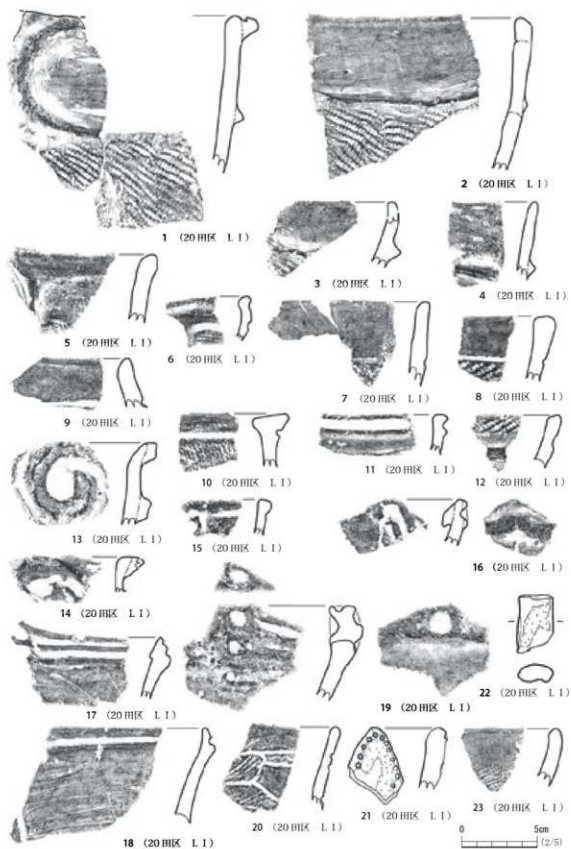


図72 下木戸遺跡出土遺物(2)

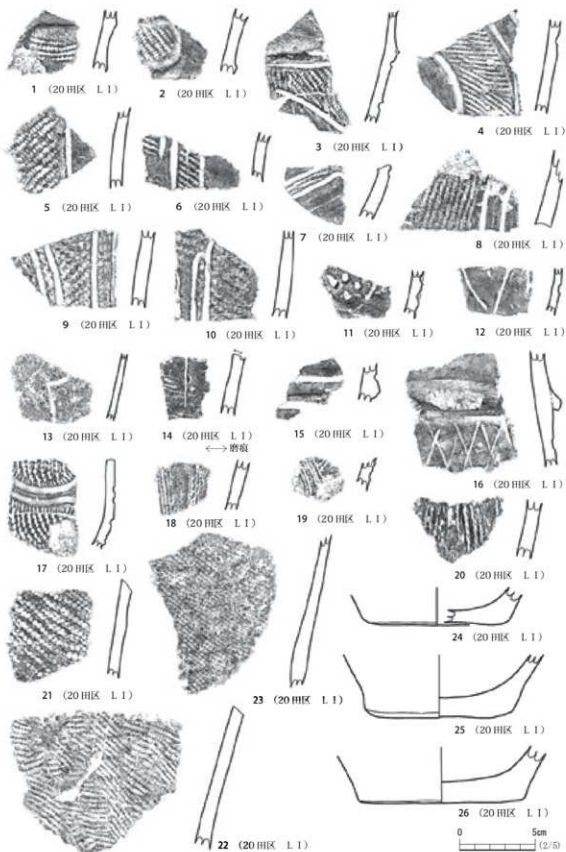


图 73 下木戸遺跡出土遺物 (3)

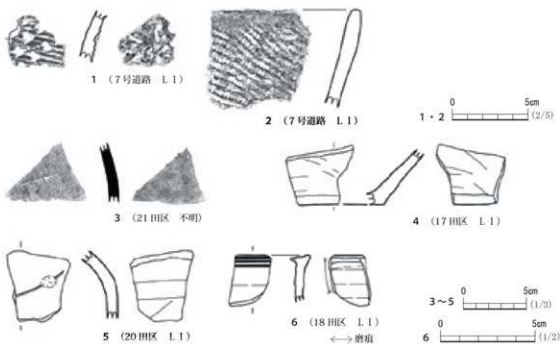


図74 下木戸遺跡出土遺物(4)

3 鹿島原遺跡 (図75～78、写真8・22)

所在地 双葉郡双葉町郡山字鹿島原

事業名 中間貯蔵土壌貯蔵施設等建設事業

遺構・遺物

中間貯蔵施設区域内の家屋解体(基礎撤去工)に伴って工事立会を実施した。立会範囲では遺構・遺物ともに確認されなかったが、解体家屋周辺の表土から弥生土器、土師器、瓦、石器を採集し、宅地南部で塚1基を確認した(図76)。

採集した遺物の持ち出しに際しては、現地でGM管サーベイメータにより遺物の表面放射線量を計測し、「中間貯蔵施設建設予定地に所在する埋蔵文化財調査の取扱方針」に定めた基準値の1,300cpm未満(125cpm [BK95cpm])であることを確認した。採集遺物のうち、瓦と石器を図示する。

図77-1は平瓦である。凸面には格子目叩きが施される。凹面は模骨痕、布痕が認められる。図77-2～6、図78-1は磨製石斧である。図77-2～4は太形蛤刃石斧である。図77-2の刃部は

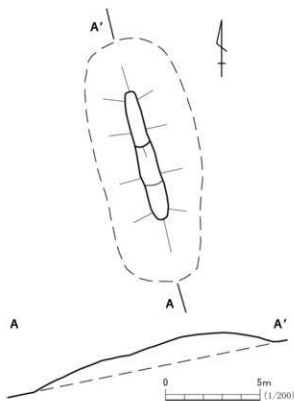


図75 鹿島原遺跡の塚

丁寧に研がれている。図77-3は基部が欠損しており、刃部はつぶれた部分がある。図77-4の刃部は平たくつぶれた状態である。図77-5は、太形船刃石斧の基部の可能性が考えられる。図77-6、図78-1は扁平片刃石斧である。

図78-2は明瞭な磨痕は認められないが、全体の形状が石斧状であることから、石斧未製品の可能性が考えられる。剥離痕は風化しているが強調して図化している。

図75に塚の略測図を示した。宅地の南部に位置し南北に長い形状である。規模は高さ1.4m、長さ13m、幅5.5mである。細長い形状であることから、宅地の造成に伴う盛土の可能性もあるが、将来、開発事業が計画される際には性格究明のための調査が必要と考えられる。

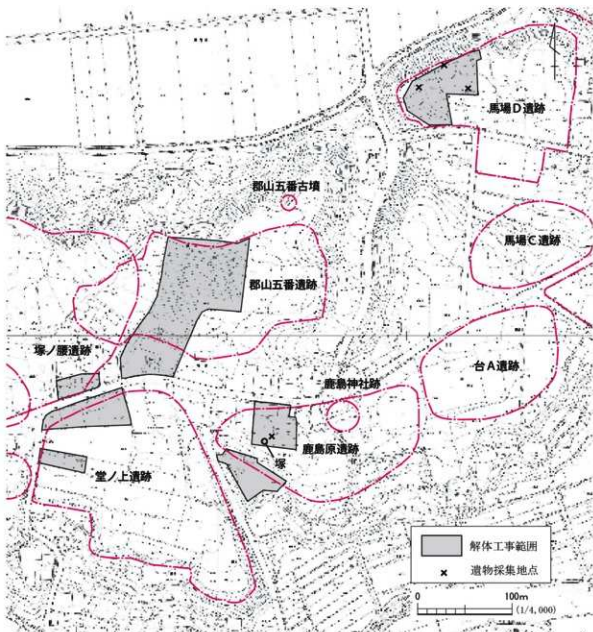


図76 中間貯蔵施設区域内遺物採集地点

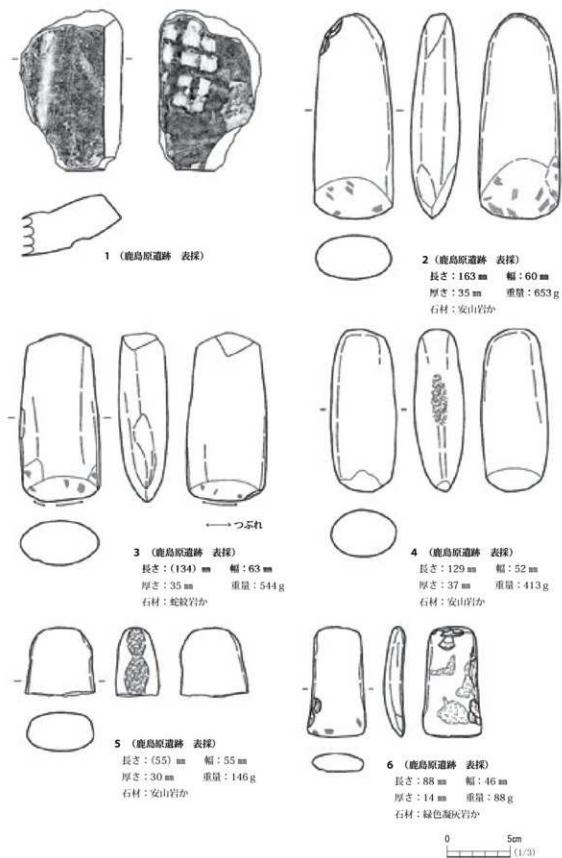


図 77 鹿島原遺跡採集遺物 (1)

4 馬場D遺跡 (図76・78、写真23)

所在地 双葉郡双葉町郡山字馬場

事業名 中間貯蔵土壌貯蔵施設等建設事業

遺構・遺物

中間貯蔵施設区域内の家屋解体（基礎撤去工）に伴って工事立会を実施した。立会範囲では遺構・遺物ともに確認されなかったが、解体家屋周辺の表土から、縄文の施文された土器、土師器、石器、鉄滓を採集した（図76）。

採集した遺物の持ち出しに際しては、現地でGM管サーベイメータにより遺物の表面放射線量を計測し、「中間貯蔵施設建設予定地に所在する埋蔵文化財調査の取扱方針」に定めた基準値の1,300cpm未満（130cpm [BK130cpm]）であることを確認した。採集遺物のうち、土師器と石器を図示する。

図78-3は土師器である。底部が脚状に伸びるもので、底面に木葉痕が認められる。

図78-4は磨製石斧である。

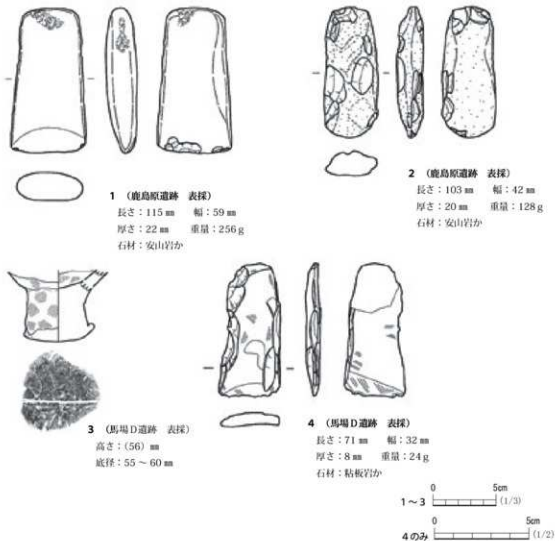


図78 鹿島原遺跡採集遺物(2)・馬場D遺跡採集遺物

第4章 ま と め

第1節 分布調査

令和4年度は、南相馬市、飯館村、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、広野町、葛尾村で5事業、計3,789,585㎡を対象に分布調査を実施した。令和3年度に実施した分布調査の総面積は541,915㎡で、前年度比699.3%となった。

第2節 試掘・確認調査

令和4年度は、南相馬市、飯館村、浪江町、双葉町、大熊町、広野町、葛尾村で10事業、計214,113㎡を対象に試掘・確認調査を実施した。令和3年度に実施した試掘・確認調査の総面積は249,288㎡で、前年度比85.9%となった。

第3節 工事立会

令和4年度は、南相馬市、田村市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、川内村で6事業、計317,885㎡を対象に工事立会を実施した。令和3年度に実施した工事立会の総面積は191,251㎡で、前年度比166.2%となった。

第4節 新規登録・範囲変更した遺跡（表30）

令和4年度に実施した南相馬市、浪江町、双葉町における試掘・確認調査等によって、2件の埋蔵文化財包蔵地を新規に登録し、3件の周知の埋蔵文化財包蔵地について範囲の変更を行った。

表30 令和4年度埋蔵文化財包蔵地新規登録・範囲変更一覧

遺跡番号	遺跡名	所在地	登録概要	種別	時代	面積	備考
2125_0746	中林崎B遺跡	南相馬市小高区浦尻字中林崎	新規登録	集落跡	古墳・奈良 平安	3,200㎡	試掘・確認調査で惣穴住居を確認したことにより新規登録。
5477_0154	谷地遺跡	双葉郡浪江町西台字谷地	新規登録	散布地 集落跡	弥生・古墳 奈良・平安	6,670㎡	試掘・確認調査で惣穴住居等を確認したことにより新規登録。
5469_0069	沼ノ沢遺跡	双葉郡双葉町郡山字沼ノ沢	範囲変更	散布地	縄文・弥生	6,260㎡	遺跡の一部が海蝕で自然陥落していることを確認したことにより縮小。
5469_0088	西原C遺跡	双葉郡双葉町郡山字西原	範囲変更	集落跡	弥生・古墳 奈良・平安	17,700㎡	試掘・確認調査対象地の大部分が造成で遺跡が消失していることを確認したことにより縮小。
5469_0092	陳場沢A遺跡	双葉郡双葉町郡山字陳場沢	範囲変更	散布地	弥生	1,350㎡	遺跡の一部が工業団地造成により消失していることを確認したことにより縮小。

1 南相馬市の遺跡 (図 79)

中林崎B遺跡 (南相馬市小高区浦尻字中林崎)

一般県道広野小高線整備事業に伴いMSC-H0、B8の試掘・確認調査を実施した。その結果、古墳時代～古代の竪穴住居を確認したため、周知の埋蔵文化財包蔵地として新たに登録した。面積は3,200㎡である。また、本遺跡の登録に伴い、周知の埋蔵文化財包蔵地として登録済の中林崎遺跡を中林崎A遺跡に名称変更した。



図 79 中林崎B遺跡の範囲

2 浪江町の遺跡 (図 80)

谷地遺跡 (双葉郡浪江町西台字谷地)

一般県道浪江鹿島線整備事業に伴いNE-NK、B1の試掘・確認調査を実施した。その結果、弥生時代の土坑、焼土、古代の竪穴住居、溝、遺物の散布等を確認したため、周知の埋蔵文化財包蔵地として新たに登録した。面積は6,670㎡である。



図 80 谷地遺跡の範囲

3 双葉町の遺跡(図81～83)

沼ノ沢遺跡 (双葉郡双葉町郡山字沼ノ沢)

中間貯蔵施設区域内に所在する遺跡であるが、登録後に海蝕により崩落した部分があるため、自然崩壊した部分を埋蔵文化財包蔵地として登録されている範囲から除外した。変更増補手続き後の面積は、6,260 m²である。

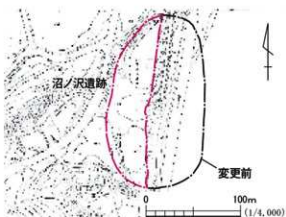


図81 沼ノ沢遺跡の範囲

西原C遺跡 (双葉郡双葉町郡山字西原)

中間貯蔵施設建設工事に関連して確認調査を実施した結果、調査対象地の大部分が既に造成されており、埋蔵文化財が存在しないと判断したことから、調査対象範囲を埋蔵文化財包蔵地として登録されている範囲から除外した。変更増補手続き後の面積は、17,700 m²である。

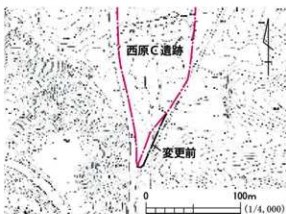


図82 西原C遺跡の範囲

陳場沢A遺跡（双葉郡双葉町郡山字陳場沢）

中間貯蔵施設区域内に所在する遺跡であるが、既に工業団地として切土工事されている部分があるため、切土された部分を埋蔵文化財包蔵地として登録されている範囲から除外した。変更増補手続き後の面積は、1,530 m²である。

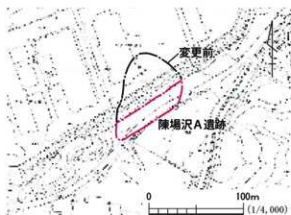


図 83 陳場沢A遺跡の範囲

写 真 图 版



1 広野小高線 TM-H0.B14

a 塚状開地 (南S-5) b 平場3 (南S-5)



2 井田川地区 北新田塩田跡

a 調査対象地位置 (北西S-5) b 48T全量 (東S-5)
 c 48T-L.Ⅱ確認状況 (北S-5) d 50T-L.Ⅱ確認状況 (南西S-5)
 e 52T全量 (東S-5) f 52T-L.Ⅱ確認状況 (南S-5)



3 広野地区（亀ヶ崎工区）上ノ原道跡

a 調査対象地近景（南5-5）
b 1丁全景（南5-5）
c 1丁遺物出土状況（南5-5）
d 2丁全景（南5-5）



4 広野小高線 MSC-H0. B8（中林崎B遺跡）

a 調査対象地全景（北東5-5）
b 4丁型穴住居検出状況（南西5-5）
c 4丁西壁土層（東5-5）
d 4丁型穴住居カマド（南5-5）



5 浪江鹿島線 NE-NK.B1 (谷地遺跡) (1)

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| a 7 T 付近透査 (南東から) | b 10 T 付近透査 (東から) |
| c 7 T 全景 (北西から) | d 7 T 基本土層 (南西から) |
| e 7 T-SX3 の一部 (南西から) | f 7 T-SX3 土層断面 (北西から) |
| g 9 T 全景 (北西から) | h 9 T 基本土層 (北西から) |



6 浪江鹿島線 NE-NK.B1 (谷地遺跡) (2)

a 10T全景 (北西方向) b 10T基本土層 (南東方向)
c 10T土層掘出状況 (南東方向) d 10T横土層掘出状況 (南東方向)



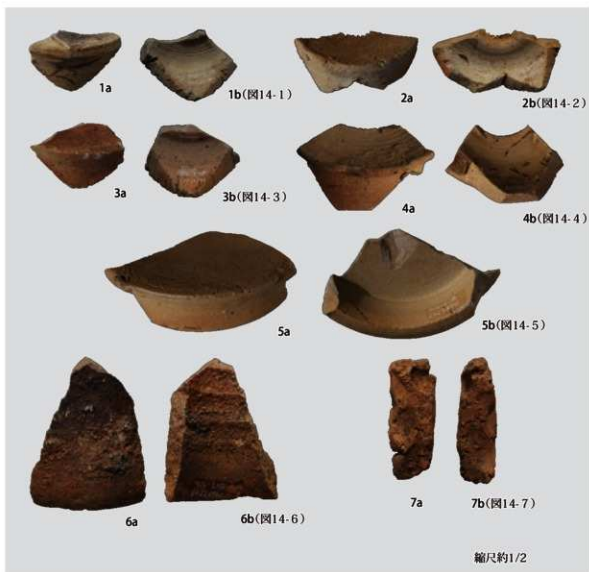
7 北移地区 下木戸遺跡

a 17田区近景 (北東方向) b 17田区東辺土層 (西方向)



8 中間貯蔵施設 鹿島原遺跡

a 塚近景 (北東方向) b 塚全景 (東方向)



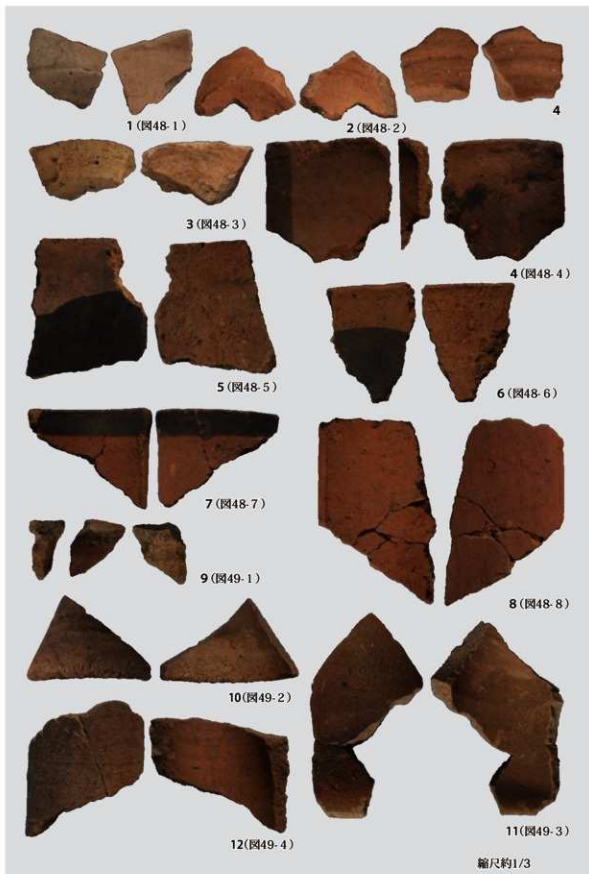
9 上ノ原遺跡分布調査採集遺物



10 上ノ原遺跡試掘・確認調査出土遺物(1)



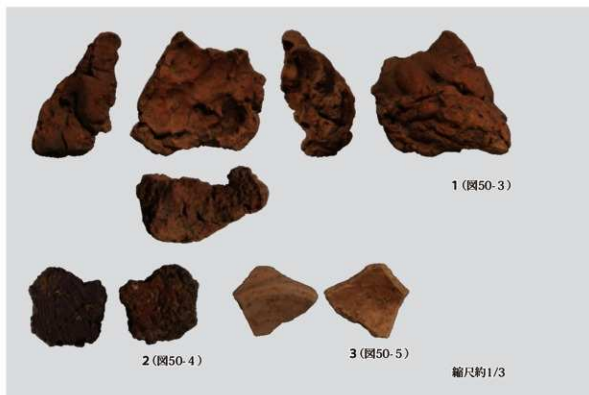
11 上ノ原遺跡試掘・確認調査出土遺物(2)



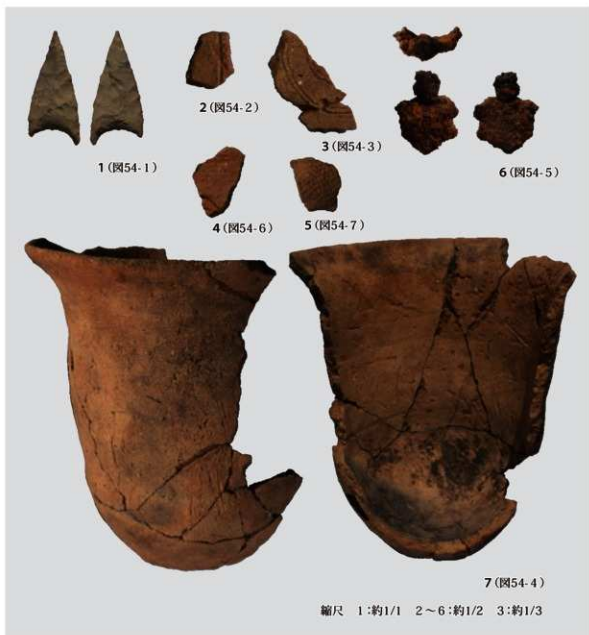
12 上ノ原遺跡試掘・確認調査出土遺物(3)



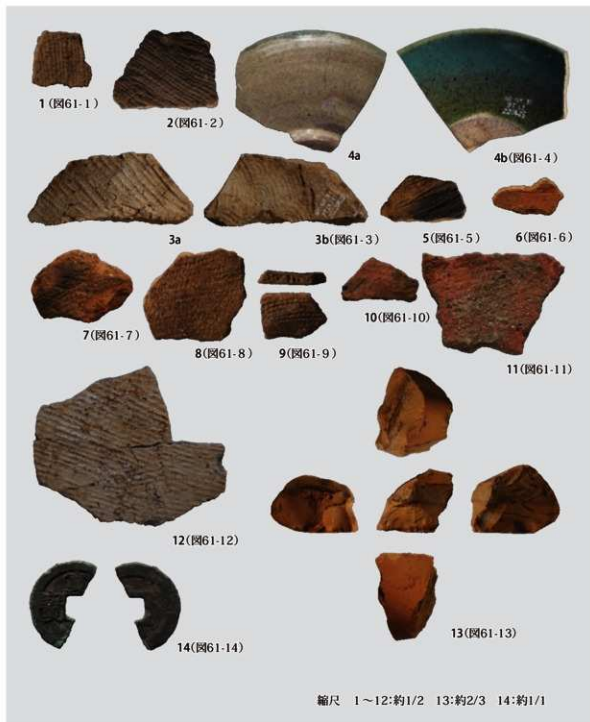
13 上ノ原遺跡試掘・確認調査出土遺物(4)



14 上ノ原遺跡試掘・確認調査出土遺物(5)



15 MSC-HO. B7・B8 (中林崎B遺跡)・B9出土遺物



16 NE-NK. B1 (谷地遺跡) 出土遺物



17 下木戸遺跡出土遺物(1)



18 下木戸遺跡出土遺物(2)



19 下木戸遺跡出土遺物(3)



20 下木戸遺跡出土遺物(4)



21 八重草遺跡出土石包丁





23 馬場D遺跡採集遺物

報告書抄録

ふりがな	ひがしにほんだいいんさいふっこうかんれんいせきしょうさほうこく10							
書名	東日本大震災復興関連遺跡調査報告10							
シリーズ名	福島県文化財調査報告書							
シリーズ番号	第563集							
編著者名	木村 直之・岡部 睦美・入倉 徳祐・渡部 紀・大栗 行貴・安藤 祥							
編集機関	福島県教育委員会 〒960-8688 福島県福島市杉妻町2-16 TEL.024-521-1111							
発行年月日	2024年3月6日							
所収遺跡名	所在地	コード		北 緯 ° ' "	東 経 ° ' "	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡番号					
谷地遺跡 ほか	双葉郡浪江町西台字谷地ほか	547 ほか	0154 ほか	37° 30' 17" ほか	140° 59' 15" ほか	20210425～ 28 ほか	1,100 m ² ほか	一般県道浪江浪 島線整備事業ほか
所収遺跡名	種 類	主な年代	主な遺構	主な遺物	特記事項			
谷地遺跡 ほか	散布地・ 集落跡ほか	弥生・古墳・ 奈良・平安 ほか	堅穴住居、溝、土坑 ほか	弥生土器、須恵器、 陶器ほか	谷地遺跡の試掘・確認調査を実施した結果、弥生時代から平安時代にかけての遺構・遺物を確認し、720 m ² について協議が必要であると判断した。			
要 約	福島県教育委員会が令和4年度に実施した、東日本大震災に係る災害復興関連事業地内における埋蔵文化財分布調査、並びに同事業地内の遺跡及び遺跡推定地を対象とする試掘・確認調査の報告書である。3,789,585 m ² を対象とした分布調査、214,113 m ² を対象とした試掘・確認調査の結果、遺跡5箇所、合計1,454 m ² について協議が必要であると判断した。また、5件の埋蔵文化財包蔵地について新規登録ないし範囲変更した。							

福島県文化財調査報告書第563集

東日本大震災復興関連遺跡調査報告10

令和6年3月6日発行

編集・発行 福島県教育委員会
〒960-8688 福島市杉妻町2-16
印刷 八幡印刷株式会社
〒970-8026 いわき市平字田町82-13

